



MHAM外国株式インデックスファンド

追加型投信／海外／株式／インデックス型

- この目論見書により行う「MHAM外国株式インデックスファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2024年2月8日に関東財務局長に提出しており、2024年2月9日にその効力が生じております。
- 「MHAM外国株式インデックスファンド」の基準価額は、ファンドに組入れられる有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資家のみなさまに帰属します。したがって、ファンドは、元本が保証されているものではありません。

アセットマネジメントOne株式会社

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
ファンドは、課税上「株式投資信託」として取り扱われます。

■委託会社への照会先

【コールセンター】 **0120-104-694** (受付時間：営業日の午前9時～午後5時)

【ホームページアドレス】 <https://www.am-one.co.jp/>

発行者名	アセットマネジメントOne株式会社
代表者の役職氏名	取締役社長 杉原 規之
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。

目 次

第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	4
第1【ファンドの状況】	4
第2【管理及び運営】	40
第3【ファンドの経理状況】	46
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	107
第三部【委託会社等の情報】	109
第1【委託会社等の概況】	109
約款	155

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

MHAM外国株式インデックスファンド
(以下「当ファンド」といいます。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」と称することがあります。）です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

また、当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付けまたは信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

※ 「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除して求めた金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号※
アセットマネジメントOne株式会社	https://www.am-one.co.jp/	0120-104-694

注：電話番号はコールセンターのものであります（以下同じ）。

※電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時から午後5時までとさせていただきます。（以下同じ。）

(5) 【申込手数料】

① 申込手数料（受益権1口当たり）は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額としますが、2024年2月8日現在の各販売会社の申込手数料は無手数料

です。なお、申込手数料は変更になる場合があります、申込手数料には、消費税ならびに地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）が課せられます。

- ② 申込手数料については、販売会社にお問い合わせください。
- ③ 「分配金再投資コース」を選択された場合の収益分配金は、毎計算期末の翌営業日に原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

(6) 【申込単位】

- ① 申込単位は各販売会社が定める単位とします。
- ② 「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」による取得申込が可能です。販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。なお、「分配金再投資コース」を選択されたお申込者は、収益分配金の再投資に際し、1口の整数倍をもって取得することができます。
- ③ 申込単位および取扱コースについては、販売会社にお問い合わせください。
※当初元本は1口当たり1円です。

(7) 【申込期間】

2024年2月9日から2024年8月8日まで

※ 申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

当ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については、下記の委託会社の照会先までお問い合わせください。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	https://www.am-one.co.jp/	0120-104-694

(9) 【払込期日】

取得申込代金は、販売会社が定める期日までに、販売会社にお支払いいただきます。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社により、アセットマネジメントOne株式会社（「委託者」または「委託会社」といいます。）の指定する口座を経由して、みずほ信託銀行株式会社（「受託者」または「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座（受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座）に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

取得申込代金は、お申込みの販売会社にお支払いください。なお、払込取扱場所については、下記の委託会社の照会先までお問い合わせください。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	https://www.am-one.co.jp/	0120-104-694

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

○ 投資信託振替制度における振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

投資信託振替制度（以下「振替制度」といいます。）においては、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- ① 外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド（以下「マザーファンド」ということがあります。）受益証券への投資を通じて、MSCI コクサイ・インデックスを構成している国（地域を含みます。）の株式（以下「外国株式」ということがあります。）に投資を行い、MSCI コクサイ・インデックス（円換算ベース、配当込み）※の動きに連動する投資成果を目指します。

※ MSCIコクサイ・インデックス（円換算ベース、配当込み）とは、MSCI Inc. が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。

本ファンドは、MSCI Inc.（以下、「MSCI」といいます。）、MSCI の関連会社、情報提供者その他MSCI指数の編集、計算または作成に関与または関係した第三者（以下、総称して「MSCI関係者」といいます。）によって保証、推奨、販売、または宣伝されるものではありません。MSCI指数は、MSCIの独占的財産です。MSCIおよびMSCI指数の名称は、MSCIまたはその関連会社のサービスマークであり、アセットマネジメントOne株式会社による特定の目的のために使用が許諾されています。MSCI関係者は、本ファンドの発行者もしくは所有者、またはその他の者もしくは団体に対して、ファンド全般もしくは本ファンド自体への投資に関する適否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックするMSCI指数の能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCIまたはその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマークおよびトレードネーム、ならびに、本ファンドまたは本ファンドの発行会社、所有者、その他の者もしくは団体に関りなくMSCIが決定、編集、計算するMSCI指数のライセンス所有者です。いかなるMSCI関係者も、MSCI指数の決定、編集または計算にあたり、本ファンドの発行会社もしくは所有者、またはその他の者もしくは団体の要望を考慮する義務を負いません。いかなるMSCI関係者も、本ファンドの発行時期、発行価格もしくは発行数量の決定、または、本ファンドを換金する方程式もしくは本ファンドの換算対価の決定もしくは計算について責任を負うものではなく、また、関与もしていません。また、MSCI関係者は、本ファンドの発行会社もしくは所有者、またはその他の者もしくは団体に対して、本ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関するいかなる義務または責任も負いません。MSCIは、自らが信頼できると考える情報源からMSCI指数の計算に算入または使用するための情報を入手しますが、いかなるMSCI関係者も、MSCI指数またはそれに含まれるデータの独創性、正確性および／または完全性について保証するものではありません。いかなるMSCI関係者も、明示的か黙示的かを問わず、本ファンドの発行会社もしくは所有者、またはその他の者もしくは団体が、MSCI指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証を行いません。いかなるMSCI関係者も、MSCI指数またはそれに含まれるデータの、またはそれらに関連する過誤、脱漏または中断について責任を負いません。また、MSCI指数およびそれに含まれるデータの各々に関し、いかなるMSCI関係者も明示的または黙示的な保証を行うも

のではなく、かつMSCI関係者は、それらに関する特定目的に対する市場性および適合性に係る一切の保証を明示的に否認します。前記事項を制限することなく、直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、結果的損害その他あらゆる損害（逸失利益を含む。）については、その可能性について告知されていたとしても、MSCI関係者は、かかる損害について責任を負いません。

本証券、本商品もしくは本ファンドの購入者、販売者もしくは所有者、またはその他いかなる者もしくは団体も、MSCIの承認が必要か否かの確認を事前にMSCIに求めることなく、本証券を保証、推奨、販売、または宣伝するためにMSCIのトレードネーム、トレードマークまたはサービスマークを使用したり、それらに言及することはできません。いかなる状況においても、いかなる者または団体も、事前にMSCIの書面による承認を得ることなくMSCIとの関係を主張することはできません。

<ファンドの特色>

- I MSCIコクサイ・インデックス（円換算ベース、配当込み）の動きに連動する投資成果を目指します。
 - II 株式への投資割合は、原則として高位を維持します。
 - III 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ② 5,000億円を上限に信託金を追加することができます。なお、信託金の上限額については、受託会社と合意のうえ変更することができます。
- ③ 一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において、以下のように分類・区分されます。

<商品分類>

・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)	補足分類
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 () 資産複合	インデックス型 特殊型

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

・商品分類定義

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
株式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
インデックス型	目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

<属性区分>

・属性区分表

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を除く)	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回	日本 北米 欧州 アジア オセアニア	為替ヘッジ※2
不動産投信	年4回	中南米 アフリカ	あり ()
その他資産 (投資信託証券)	年6回 (隔月)	中近東 (中東) エマージング	なし
※1 資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	年12回 (毎月)		対象インデックス 日経225 TOPIX その他 (MSCIコクサイ・インデックス(円換算ベース、配当込み))
	日々		
	その他 ()		

※1 当ファンドが投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「株式・一般」です。

※2 「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載してあります。

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

・属性区分定義

その他資産 (投資信託証券)	目論見書又は投資信託約款において、主として「株式」、「債券」及び「不動産投信」以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載はその該当資産を表す。
株式・一般	目論見書又は投資信託約款において、主として株式に投資する旨の記載があるもので、大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。 ※当ファンドは、主としてマザーファンド受益証券（投資信託証券）への投資を通じて、株式に投資を行います。
年1回	目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル (日本を除く)	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が、日本を除く世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。
その他 (MSCI コクサイ・インデックス（円換算ベース、配当込み）)	目論見書又は投資信託約款において、日経225又はTOPIX以外の指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいい、括弧内の記載は、その該当指数を表す。

(注1) 商品分類および属性区分は、委託会社が目論見書または約款の記載内容等に基づいて分類しています。

(注2) 当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でご覧いただけます。

(注3) 当ファンドはマザーファンド受益証券（投資信託証券）への投資を通じて、株式を主要投資対象とします。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産の分類・区分は異なります。

(2) 【ファンドの沿革】

2010年11月19日	信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始
2016年10月1日	ファンドの委託会社としての業務をみずほ投信投資顧問株式会社からアセットマネジメントOne株式会社に承継
2022年3月1日	ファンドの主要投資対象に「外国株式パッシブ・ファンド・マザーファ

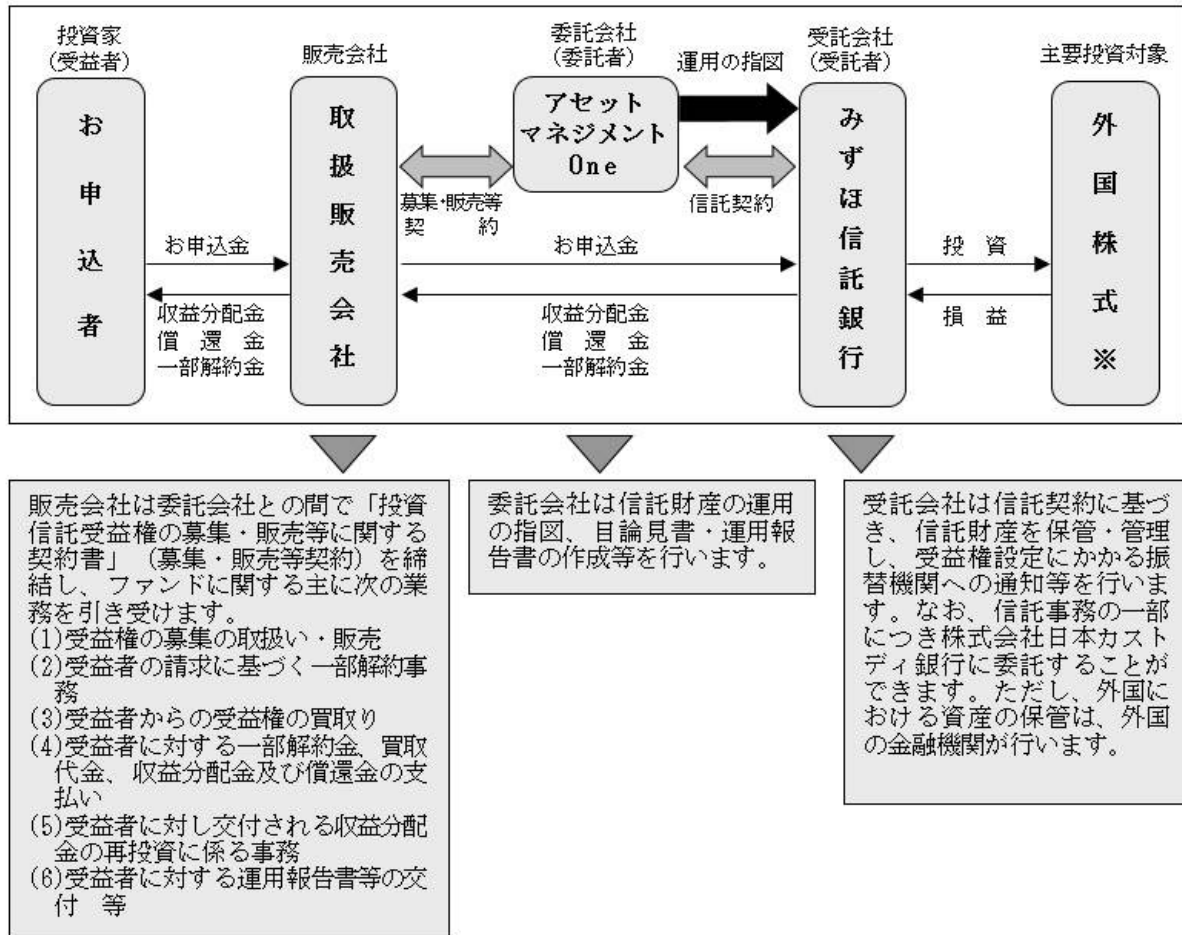
ンド」を追加

2022年6月29日

ファンドの主要投資対象から「MHAM外国株式インデックスマザー
ファンド」を削除

(3) 【ファンドの仕組み】

① 当ファンドの運営の仕組み

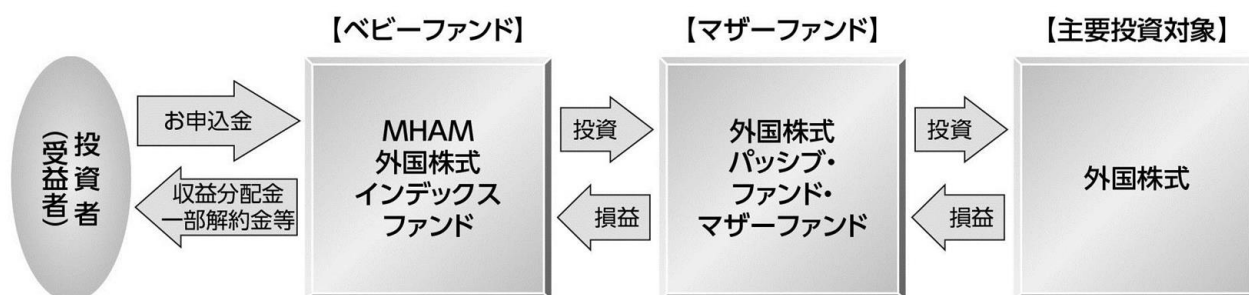


※ 主要投資対象である外国株式には、主として、外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンドを通じて投資を行います。

② ファミリーファンド方式の仕組み

当ファンドは「外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用を行います。

《ファミリーファンド方式》



※ ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資することにより、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

※ マザーファンドのほかに、株式等に直接投資する場合があります。

③ 委託会社の概況

名称：アセットマネジメントOne株式会社

本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

資本金の額

20億円（2023年11月30日現在）

委託会社の沿革

1985年7月1日	会社設立
1998年3月31日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1998年12月1日	証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
1999年10月1日	第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。
2008年1月1日	「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「D I A Mアセットマネジメント株式会社」に商号変更
2016年10月1日	D I A Mアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更

大株主の状況

(2023年11月30日現在)

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	28,000株※1	70.0%※2

第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	30.0%※2
------------------	--------------------	---------	---------

※1：A種種類株式（15,510株）を含みます。

※2：普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生命ホールディングス株式会社49.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

① 基本方針

この投資信託は、MSCI コクサイ・インデックス（円換算ベース、配当込み）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

② 運用方法

1. 主要投資対象

外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

2. 投資態度

a. 主として、MSCI コクサイ・インデックスを構成している国（地域を含みます。）の株式を主要投資対象とする外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド受益証券に投資を行い、MSCI コクサイ・インデックス（円換算ベース、配当込み）の動きに連動する投資成果を目指します。

b. 株式の実質組入※比率は、高位を維持することを基本とします。

※ 「実質組入」とは、投資対象である当該資産につき、当ファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産のうち当ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額をいいます。（以下同じ。）

c. 運用の効率化をはかるため、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため、株式の実質組入時価総額と株価指数先物取引等の買建玉の実質時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることがあります。

※株価指数先物取引等の詳細については、後記「(5) 投資制限 a. 約款で定める投資制限 ⑩ 有価証券先物取引等」をご参照ください。

d. マザーファンド受益証券の組入比率は、高位を維持することを基本とします。

e. 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

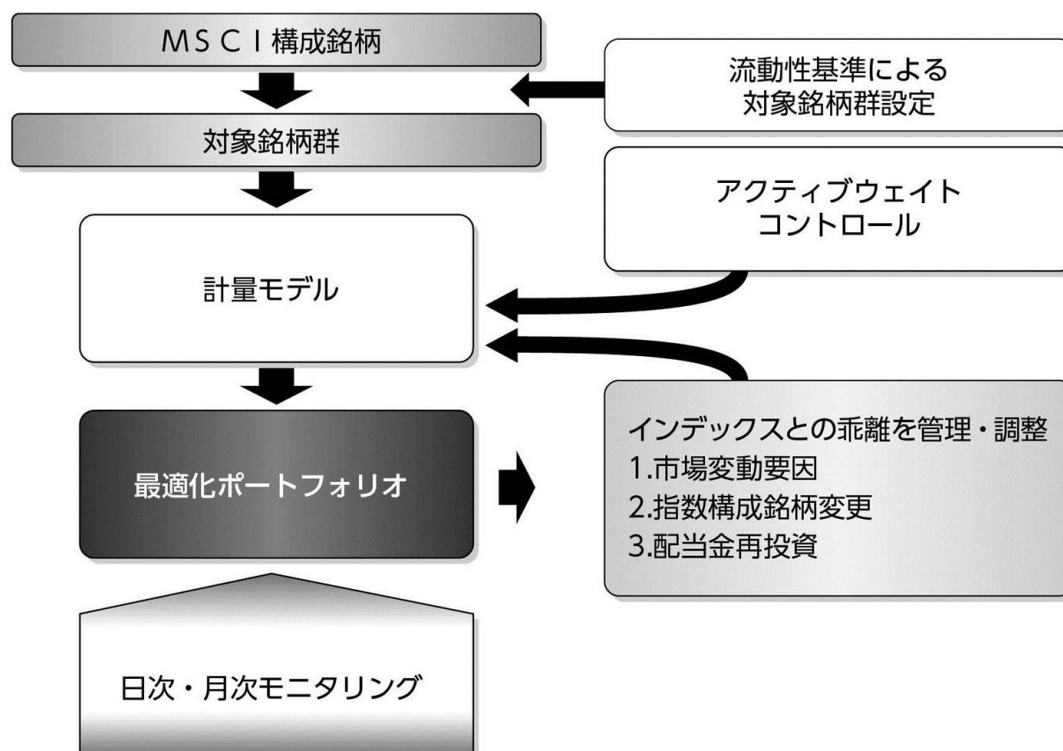
f. 市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。

g. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取

引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

③ ファンドの投資プロセス

当ファンドは、主として外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド受益証券への投資を通じ、以下のプロセスにより外国株式に投資を行います。



①流動性基準による対象銘柄群設定

取引コスト、マーケットインパクトの低減を図る為、MSCIコクサイ・インデックス構成銘柄のうち、流動性が著しく低くかつ時価総額比率が小さい銘柄を除外して投資銘柄群を設定します。

②最適化法によるポートフォリオの構築

インデックスとポートフォリオにおける個別銘柄の構成比率との差（アクティブウェイト）を一定以内に抑えた上で、計量モデルを用い、インデックスとの乖離を抑えます。

③インデックスとの乖離を管理

日次・月次レベルでインデックスとの乖離を管理して、必要な場合は速やかに銘柄入替や組入比率の調整を行います。

インデックスとの乖離要因には以下のものがあります。

- ・市場変動に伴うもの：推定トラッキングエラーの増加に伴い実施
- ・ベンチマーク構成銘柄の変更に伴うもの：四半期に一度の銘柄入替、コーポレートアクションおよび指数構築手法の変更に伴い実施
- ・配当金再投資に伴うもの：キャッシュ比率の上昇に伴い実施

(2) 【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - a. 有価証券
 - b. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第24条、第25条および第26条に定めるものに限ります。）
 - c. 金銭債権
 - d. 約束手形（a.に掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - a. 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主としてアセットマネジメントOne株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託である外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンドの受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人が発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.～11.の証券または証書の性質を有するもの（外国の者の発行する証券または証書で、1.から6.の証券または証書の性質を有するプリファードセキュリティーズ（ハイブリッド型のプリファードセキュリティーズを含みます。）およびこれらに類するものを含みます。）
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、プリファードセキュリティーズ（投資証券および投資法人債券のハイブリッド型のものを含みます。）に該当するものを含みます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で21.の有価証券の性質を有するもの
 なお、1.の証券または証書、12.ならびに17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券および12.ならびに17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものならびに14.の証券のうち投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を以下「公社債」といい、13.の証券および14.の証券（投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

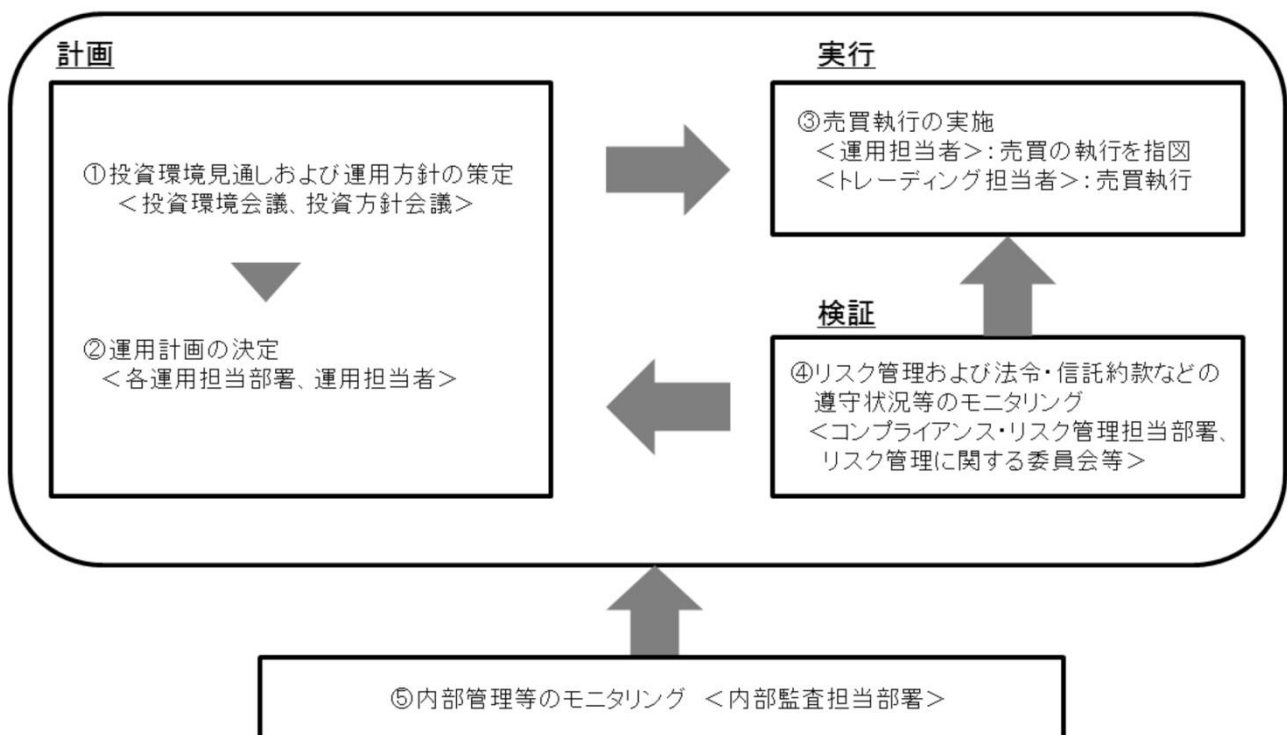
委託会社は、信託金を、②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。また、②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を下記1.から4.までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

7. 金銭債権（ただし、流動性のあるプリアードセキュリティーズに該当するものに限り、前記1. から前記6. で該当するものならびに「② 有価証券の指図範囲」の12. および14. に定める証券または証書を除きます。）
 8. 投資事業有限責任組合契約または有限責任事業組合契約に基づく権利その他の権利（金融商品取引法第2条第2項第5号に定めるものをいいます。）
 9. 外国の法律に基づく権利であって前記8. に掲げる権利に類するもの（リミテッド・パートナーシップ（LP）（マスター・リミテッド・パートナーシップ（MLP）に該当するものを含まず。）を含みます。）
 10. 合名会社もしくは合資会社の社員権または合同会社の社員権（金融商品取引法第2条第2項第3号で定めるものをいいます。）
 11. 外国法人の社員権で前記10. に掲げる権利の性質を有するもの（リミテッド・ライアビリティ・カンパニー（LLC）（マスター・リミテッド・パートナーシップ（MLP）に該当するものを含まず。）を含みます。）
- なお、5.、6. および8. から11. までの権利等を以下「みなし有価証券」といいます。

(3) 【運用体制】

a. ファンドの運用体制



① 投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

② 運用計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

③ 売買執行の実施

運用担当者は、売買計画に基づいて売買の執行を指図します。トレーディング担当者は、最良執行をめざして売買の執行を行います。

④ モニタリング

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署（人数60～70人程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的開催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

⑤ 内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署（人数10～20人程度）が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

b. ファンドの関係法人に関する管理

ファンドの関係法人である受託会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

c. 運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

※運用体制は2023年11月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

※上記体制は、マザーファンドを通じた実質的な運用体制を記載しております。

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

毎計算期末（原則として5月8日。ただし、休業日の場合は翌日以降の最初の営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益（繰越分およびマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といい

ます。)を含みます。)および売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額)等の全額とします。

2. 分配金額は、委託会社が基準価額の水準や市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
 3. 収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。
- ※ 将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

② 収益分配金の支払い

1. 収益分配金は、原則として毎計算期間終了日から起算して5営業日までに販売会社において支払いが開始されます。
2. 収益分配金の再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資することにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

※ 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に対し、お支払いします。

(5) 【投資制限】

a. 約款で定める投資制限

① 株式、新株引受権証券および新株予約権証券(約款 運用の基本方針 運用方法(3) 投資制限、約款第17条、約款第20条および約款第21条)

1. 株式への実質投資割合[※]には制限を設けません。

※ 「実質投資割合」とは、投資対象である当該資産につき、当ファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産のうち当ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の当ファンドの信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。(以下同じ。)

2. 委託会社は、同一銘柄の株式への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。(ただし、MSCIコクサイ・インデックスを構成している株式を除きます。)
3. 委託会社は、新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
4. 委託会社は、同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
5. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。なお、上場予定または登録予

定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

② みなし有価証券（約款第17条）

委託会社は、みなし有価証券への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の50以上となる投資の指図をしません。

③ 投資信託証券（約款第17条）

委託会社は、投資信託証券（マザーファンド受益証券および取引所金融商品市場（金融商品取引法第2条第17項に規定する金融商品市場をいいます。）または外国金融商品市場に上場等（不動産投資信託証券については、予定を含みます。以下同じ。）され、かつこれらの市場において常時売却可能（市場の急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券（以下「上場投資信託証券」といいます。）を除きます。）への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 転換社債等（約款第22条）

委託会社は、同一銘柄の転換社債、ならびに同一銘柄の転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤ 外貨建資産（約款 運用の基本方針 運用方法(3) 投資制限および約款第28条）

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。ただし、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑥ 外国為替予約（約款第29条）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
2. 前記1.の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と、売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
3. 前記2.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
4. 前記2.の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑦ 信用取引(約款第23条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - a. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - b. 株式分割により取得する株券
 - c. 有償増資により取得する株券
 - d. 売出しにより取得する株券
 - e. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
 - f. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前記e.に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

⑧ 信用リスク集中回避のための投資制限(第23条の1の2)

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑨ デリバティブ取引等(約款第23条の2)

委託会社は、デリバティブ取引等(デリバティブ取引とは、金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証券に係る取引、選択権付債券売買および商品投資等取引(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第10号に規定するものをいいます。))を含みます。以下「デリバティブ取引等」といいます(ただし、この信託において取引可能なものに限ります。以下同じ。))。について、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

⑩ 有価証券先物取引等(約款第24条)

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。))。
2. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

3. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑪ スワップ取引(約款第25条)

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または担保の受入れの指図を行うものとします。

⑫ 金利先渡取引および為替先渡取引(約款第26条)

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または担保の受入れの指図を行うものとします。

⑬ 有価証券の貸付(約款第27条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を以下の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - a. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - b. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
2. 前記1.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑭ 資金の借入れ(約款第35条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金等および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を上回らない範囲内とします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

b. 法令で定める投資制限

○ 同一の法人の発行する株式の取得割合(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

<参考>外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンドの投資方針および主な投資制限

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

海外の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①主に海外の株式に投資を行い、MSCI コクサイ・インデックス(円換算ベース、配当込み)に連動する投資成果を目指して運用を行います。
- ②株式への投資は原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
- ③組入外貨建資産については原則為替ヘッジは行いませんが、金利・為替状況によってはヘッジを実施する可能性があります。

(3) 投資制限

- ①株式への投資割合には、制限を設けません。
- ②新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において、原則として信託財産の純資産総額の20%以下とします。

- ③同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、原則として信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④外貨建資産への投資には、制限を設けません。
- ⑤デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑥外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。
- ⑦一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

(1) 当ファンドにおける主として想定されるリスクと収益性に与える影響度合い

- ・当ファンドは、主として外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド受益証券への投資を通じて値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、元本や一定の投資成果が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。
- ・運用により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者の皆様に帰属します。
- ・投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- ・投資信託は預貯金とは異なります。
- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドにおいて主として想定されるリスクは以下の通りですが、基準価額の変動要因はこれらに限定されるものではありません。なお、以下のリスクは、主にマザーファンドを通じて当ファンドが行う有価証券等への投資により発生します。

① 株価変動リスク

投資する企業の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。

株価変動リスクとは、株式市場および投資先となっている企業の株価が下落するリスクをいいます。当ファンドが投資する企業の株価が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、当ファンドが投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合には、当該企業の株価が大きく下落することや無くなることもあり、当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。なお、当ファンドでは、株式の実質組入比率を原則として高位に維持するため、株式市場の動向により基準価額は大きく変動します。また、当ファンドでは、追加設

定・一部解約に伴う資金の流出入に対応することにより、株式と株価指数先物取引等の合計の実質組入比率が100%を超える場合があります。

② 為替変動リスク

為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。

為替変動リスクとは、為替変動により外貨建資産の円換算価格が下落するリスクをいいます。当ファンドでは、原則として為替ヘッジを行わないため、投資対象通貨と円との外国為替相場が円高となった場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

③ 流動性リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

流動性リスクとは、有価証券を売却（または購入）しようとする際に、需要（または供給）がないため、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却（または購入）することができなくなるリスクをいいます。一般に規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、流動性リスクへの留意が特に必要とされます。また、一般に市場を取り巻く外部環境の急変があった場合には、市場実勢価格での売買ができなくなる可能性が高まります。当ファンドが保有する株式等において流動性が損なわれた場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

④ 信用リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

信用リスクとは、公社債等の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金を予め決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般に債務不履行が生じた場合、またはその可能性が高まった場合には、当該発行体が発行する公社債および短期金融商品（コマーシャル・ペーパー等）の価格は下落します。また、当該発行体が企業の場合には、一般にその企業の株価が下落する要因となります。当ファンドが投資対象とする株式の発行企業や、株式以外の運用で投資する公社債等の発行体がこうした状況に陥った場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

⑤ カントリーリスク

投資する国・地域の政治・経済の不安定化等は、基準価額の下落要因となります。

カントリーリスクとは、投資先となっている国（地域）の政治・経済・社会・国際関係等が不安定な状態、あるいは混乱した状態等に陥った場合に、当該国における資産価値や当該国通貨の価値が下落するリスクをいいます。当ファンドの主要投資先となっている国（地域）がこうした状態に陥った場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

<その他>

- ・当ファンドは、大量の解約が発生し短時間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実

勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

- ・有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- ・投資対象国（地域）において、税制、決済ルールの変更などにより税金や費用が新たに発生した場合や、外国為替取引規制や外国からの投資規制の実施などがあつた場合は、当ファンドの基準価額に影響を与える場合があります。
- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該方式は、運用の効率化に資するものですが、一方で、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、当ファンドの基準価額や運用に影響を受ける場合があります。
- ・当ファンドは、取引所等における取引の停止等があるときには、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことがあります。

<その他の留意点>

当ファンドは、ベンチマークであるMSCIコクサイ・インデックス（円換算ベース、配当込み）の動きと連動する投資成果を目指しておりますが、追加設定・一部解約による運用資金の変動、インデックスの構成銘柄の一部を組み入れない場合の影響、銘柄ごとの組入比率がインデックスにおける構成比率と異なる場合の影響、株価指数先物取引を利用する場合のインデックスと株価指数先物の値動きの差による影響、売買約定価格と取引所終値との差による影響、売買執行に要する費用や信託報酬等が信託財産から支払われることの影響などにより、当ファンドの基準価額の騰落率と、同じ期間におけるベンチマークの騰落率との間に乖離が生じる場合があります。

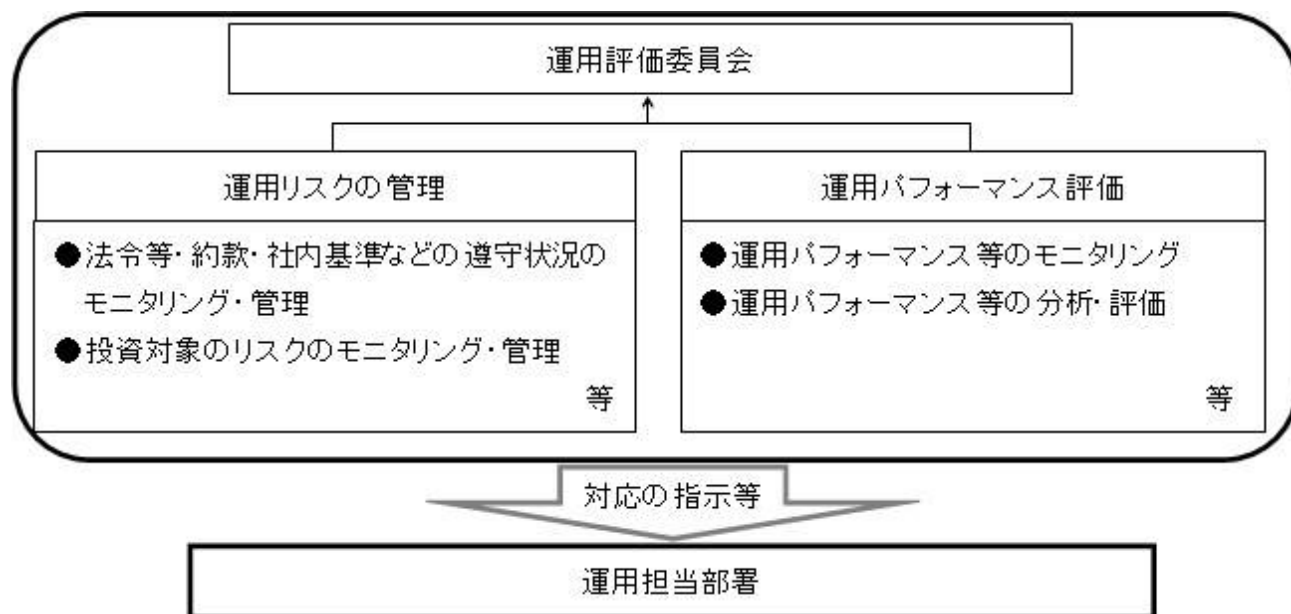
<収益分配金に関する留意点>

- ・投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・投資家（受益者）のファンドの取得価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド取得後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(2) リスク管理体制

委託会社におけるファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

- ・運用リスクの管理：運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。
- ・運用パフォーマンス評価：運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。
- ・運用評価委員会：上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、運用評価委員会は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。



- ・流動性リスク管理：委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※リスク管理体制は2023年11月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<参考情報>

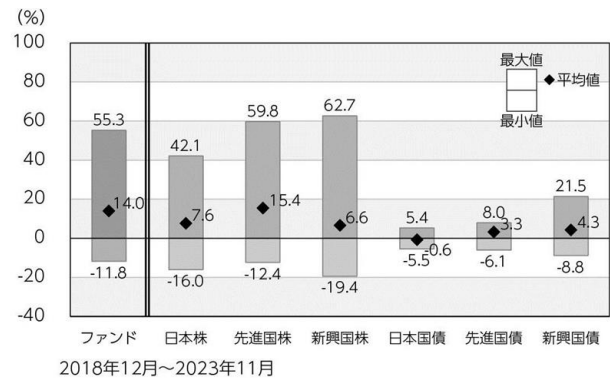
ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数(TOPIX)」は、日本の株式市場を広く網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標準または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標準または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注) 海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

- ① 申込手数料(受益権1口あたり)は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額としますが、2024年2月8日現在の各販売会社の申込手数料は無手数料です。なお、申込手数料は変更になる場合があります、申込手数料には消費税等相当額が課せられます。
- ② 申込手数料については、販売会社にお問い合わせください。
- ③ 「分配金再投資コース」における収益分配金は、毎計算期末の翌営業日に原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

(2)【換金(解約)手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

- ① 当ファンドの信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.825% (税抜0.75%) 以内の率を乗じて得た額とします。
なお、2024年2月8日現在の信託報酬率は、年0.825% (税抜 0.75%) であり、その配分 (税抜) については、販売会社毎の純資産総額に応じて、以下の通りとします。

販売会社毎の純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社
100億円未満の部分	0.30%	0.40%	0.05%
100億円以上の部分	0.25%	0.45%	0.05%

- ② 信託報酬は、毎日計上 (ファンドの基準価額に反映) され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。なお、信託報酬にかかる消費税等相当額を信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

※信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

< 信託報酬等を対価とする役務の内容 >

委託会社	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

(4)【その他の手数料等】

- ① 信託財産に関する租税、特定資産の価格等の調査に要する費用および当該費用にかかる消費税等相当額、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用にかかる消費税等相当額、外国における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息および資金の借入れを行った際の当該借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産

中から支弁します。なお、信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、当該費用にかかる消費税等相当額とともに毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。

- ② 当ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用およびこれら手数料ならびに費用にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ③ 上記①、②の手数料等（借入金の利息および財務諸表の監査に要する費用を除きます。）については、当ファンドが投資対象とするマザーファンドにおいて発生する場合、マザーファンドの信託財産中から支弁されます。これらはマザーファンドの基準価額に反映されるため、結果として当ファンドの受益者が間接的に負担することとなります。

（5）【課税上の取扱い】

◇当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

○個人の受益者に対する課税

①収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用なし）のいずれかを選択することもできます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②解約時および償還時

解約時および償還時の差益（譲渡益）※については、譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率での申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）を利用する場合、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

※解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③損益通算について

解約（換金）時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告を行うことにより上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募株式投資信託および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）など。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得および利子所得の金額（配当所得については申告分離課税を選択したものに限り。）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います（確定申告不要）。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象となります。当ファンドは、NISAの対象ではありません。

○法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。））の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2024年1月1日現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

※課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

◇個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

<個別元本について>

①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで同一ファンドの受益権を取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

③収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の<収益分配金の課税について>を参照。）

<収益分配金の課税について>

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配の際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

… (参考情報) ファンドの総経費率 …

総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
0.85%	0.83%	0.03%

(表示桁数未満を四捨五入)

※対象期間:2022年5月10日~2023年5月8日

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※総経費率には、ファンドにより購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税以外にも計算に含まれない費用が存在する場合があります。

※なお、当ファンドについては、入手し得る情報において計算に含まれていない費用はありません。

※費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

2023年11月30日現在

資産の種類	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	1,023,769,845	99.99
内 日本	1,023,769,845	99.99
コール・ローン、その他の資産 (負債控除後)	116,202	0.01
純資産総額	1,023,886,047	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

(参考)

外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド

2023年11月30日現在

資産の種類	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	1,153,040,458,823	96.54
内 アメリカ	826,704,621,104	69.22
内 イギリス	46,692,548,512	3.91
内 カナダ	39,850,797,142	3.34
内 スイス	37,348,801,352	3.13
内 フランス	37,247,766,065	3.12
内 ドイツ	28,883,347,750	2.42
内 オランダ	22,581,968,058	1.89
内 オーストラリア	22,174,302,963	1.86
内 アイルランド	21,650,247,741	1.81
内 デンマーク	11,387,327,300	0.95
内 スウェーデン	10,184,900,509	0.85
内 スペイン	9,143,536,236	0.77
内 イタリア	6,530,053,523	0.55
内 香港	5,606,203,563	0.47
内 ジャージー	3,857,987,749	0.32
内 シンガポール	3,673,841,974	0.31
内 フィンランド	3,657,587,915	0.31
内 ベルギー	2,618,378,424	0.22
内 ノルウェー	2,278,357,265	0.19
内 イスラエル	2,236,495,715	0.19
内 バミューダ	1,748,933,729	0.15
内 オランダ領キュラソー	1,618,856,048	0.14
内 ケイマン諸島	1,527,304,814	0.13
内 ニュージーランド	850,117,207	0.07
内 ルクセンブルグ	683,919,408	0.06
内 ポルトガル	649,072,638	0.05
内 オーストリア	641,227,507	0.05
内 リベリア	541,615,059	0.05
内 パナマ	325,431,095	0.03
内 マン島	144,910,458	0.01
新株予約権証券	0	0.00
内 カナダ	0	0.00
投資信託受益証券	1,876,666,869	0.16

	内 オーストラリア	1,378,255,268	0.12
	内 シンガポール	498,411,601	0.04
投資証券		21,701,674,531	1.82
	内 アメリカ	20,366,911,449	1.71
	内 フランス	485,153,245	0.04
	内 イギリス	395,558,812	0.03
	内 香港	300,564,173	0.03
	内 ベルギー	83,036,477	0.01
	内 カナダ	70,450,375	0.01
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		17,731,377,175	1.48
純資産総額		1,194,350,177,398	100.00

その他資産の投資状況

2023年11月30日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引（買建）	18,654,166,882	1.56
内 アメリカ	14,148,159,737	1.18
内 ドイツ	2,722,921,316	0.23
内 イギリス	792,723,817	0.07
内 カナダ	629,470,555	0.05
内 オーストラリア	360,891,457	0.03

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

(注3) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

2023年11月30日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド 日本	親投資 信託受 益証券	136,119,696	6.4033 871,622,807	7.5211 1,023,769,845	— —	99.99

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2023年11月30日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.99
合計	99.99

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

(参考)

外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド

2023年11月30日現在

--	--	--	--	--	--	--	--

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類 業種	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	APPLE INC アメリカ	株式 コン ピュー タ・周辺 機器	2,331,541	23,510.37 54,815,405,749	27,850.64 64,934,922,792	— —	5.44
2	MICROSOFT CORP アメリカ	株式 ソフト ウェア	1,047,225	42,186.50 44,178,762,791	55,717.46 58,348,726,997	— —	4.89
3	AMAZON.COM INC アメリカ	株式 大規模小 売り	1,369,189	15,760.04 21,578,486,353	21,519.28 29,463,964,749	— —	2.47
4	NVIDIA CORP アメリカ	株式 半導体・ 半導体製 造装置	366,286	41,700.77 15,274,410,246	70,799.49 25,932,864,924	— —	2.17
5	ALPHABET INC-CL A アメリカ	株式 インタラ クティ ブ・メ ディアお よびサー ビス	881,185	15,290.79 13,474,019,844	19,852.97 17,494,147,564	— —	1.46
6	META PLATFORMS INC アメリカ	株式 インタラ クティ ブ・メ ディアお よびサー ビス	328,040	30,913.70 10,140,932,289	48,856.65 16,026,936,778	— —	1.34
7	ALPHABET INC-CL C アメリカ	株式 インタラ クティ ブ・メ ディアお よびサー ビス	783,554	15,212.78 11,920,039,939	20,060.34 15,718,365,916	— —	1.32
8	TESLA INC アメリカ	株式 自動車	423,117	31,510.77 13,332,744,535	35,905.66 15,192,299,288	— —	1.27
9	UNITEDHEALTH GROUP INC アメリカ	株式 ヘルスケ ア・プロ バイダー ／ヘルス ケア・ サービス	137,987	73,178.27 10,097,650,301	78,679.50 10,856,749,353	— —	0.91
10	ELI LILLY & CO アメリカ	株式 医薬品	119,666	58,182.16 6,962,426,993	87,044.85 10,416,309,044	— —	0.87
11	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	株式	191,620	46,745.31	52,752.53	—	0.85

	アメリカ	金融サー ビス		8,957,336,933	10,108,441,389	—	
12	JPMORGAN CHASE & CO アメリカ	株式 銀行	432,533	20,987.62 9,077,841,742	22,695.84 9,816,700,800	— —	0.82
13	BROADCOM INC アメリカ	株式 半導体・ 半導体製 造装置	65,729	100,696.46 6,618,677,659	138,367.86 9,094,781,602	— —	0.76
14	VISA INC アメリカ	株式 金融サー ビス	239,625	33,966.36 8,139,190,905	37,389.60 8,959,484,361	— —	0.75
15	EXXON MOBIL CORP アメリカ	株式 石油・ガ ス・消耗 燃料	593,892	16,833.49 9,997,277,164	15,051.14 8,938,753,893	— —	0.75
16	JOHNSON & JOHNSON アメリカ	株式 医薬品	356,591	23,631.13 8,426,651,443	22,370.81 7,977,232,254	— —	0.67
17	PROCTER & GAMBLE CO アメリカ	株式 家庭用品	348,735	20,901.47 7,289,077,388	22,226.68 7,751,224,423	— —	0.65
18	MASTERCARD INC アメリカ	株式 金融サー ビス	125,305	54,994.39 6,891,072,962	60,272.22 7,552,411,454	— —	0.63
19	NOVO NORDISK A/S-B デンマーク	株式 医薬品	484,214	11,640.74 5,636,610,726	14,932.40 7,230,479,070	— —	0.61
20	HOME DEPOT INC アメリカ	株式 専門小売 り	148,947	45,870.05 6,832,206,940	45,741.71 6,813,090,687	— —	0.57
21	NESTLE SA-REGISTERED スイス	株式 食品	395,086	18,440.53 7,285,597,789	16,709.35 6,601,631,360	— —	0.55
22	ADOBE INC アメリカ	株式 ソフト ウェア	67,635	60,635.22 4,101,063,390	90,799.54 6,141,227,381	— —	0.51
23	ASML HOLDING NV オランダ	株式 半導体・ 半導体製 造装置	59,922	99,255.17 5,947,568,806	101,622.09 6,089,398,996	— —	0.51
24	CHEVRON CORP アメリカ	株式 石油・ガ ス・消耗 燃料	269,029	24,796.43 6,670,960,216	21,164.84 5,693,956,735	— —	0.48
25	COSTCO WHOLESALE CORP アメリカ	株式 生活必需 品流通・ 小売り	65,588	75,535.57 4,954,227,367	86,456.57 5,670,513,526	— —	0.47
26	MERCK & CO. INC. アメリカ	株式 医薬品	375,951	15,887.20 5,972,808,959	14,873.18 5,591,590,315	— —	0.47
27	ABBVIE INC アメリカ	株式 バイオテ クノロ ジー	261,732	22,280.49 5,831,518,820	20,369.19 5,331,270,145	— —	0.45
28	COCA-COLA CO/THE	株式	607,988	8,709.46	8,563.88	—	0.44

	アメリカ	飲料		5,295,248,649	5,206,739,982	—	
29	WALMART INC アメリカ	株式 生活必需 品流通・ 小売り	219,021	21,896.48 4,795,791,118	22,954.68 5,027,558,194	— —	0.42
30	PEPSICO INC アメリカ	株式 飲料	203,773	25,693.34 5,235,610,742	24,584.22 5,009,600,506	— —	0.42

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2023年11月30日現在

種類	投資比率 (%)
株式	96.54
新株予約権証券	0.00
投資信託受益証券	0.16
投資証券	1.82
合計	98.52

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

2023年11月30日現在

業種	国内／外国	投資比率 (%)
ソフトウェア	外国	8.89
半導体・半導体製造装置		6.29
コンピュータ・周辺機器		5.70
銀行		5.23
医薬品		4.93
石油・ガス・消耗燃料		4.58
インタラクティブ・メディアおよびサービス		4.26
保険		3.14
資本市場		3.13
金融サービス		3.08
大規模小売り		2.90
ヘルスケア機器・用品		2.16
ヘルスケア・プロバイダー／ヘルスケア・サービス		2.13
ホテル・レストラン・レジャー		2.04
自動車		1.89
化学		1.87
機械		1.77
バイオテクノロジー		1.76
航空宇宙・防衛		1.70
生活必需品流通・小売り		1.66
電力		1.63
飲料		1.57
専門小売り		1.56
金属・鉱業		1.46
食品		1.45
情報技術サービス		1.39
繊維・アパレル・贅沢品		1.23
ライフサイエンス・ツール／サービス		1.15

家庭用品	1.07
陸上運輸	1.05
娯楽	1.02
専門サービス	1.00
各種電気通信サービス	0.97
コングロマリット	0.90
電気設備	0.86
総合公益事業	0.76
メディア	0.66
通信機器	0.66
パーソナルケア用品	0.61
建設関連製品	0.60
商業サービス・用品	0.57
タバコ	0.56
航空貨物・物流サービス	0.50
電子装置・機器・部品	0.50
商社・流通業	0.42
消費者金融	0.35
不動産管理・開発	0.33
建設・土木	0.32
家庭用耐久財	0.31
建設資材	0.30
エネルギー設備・サービス	0.27
無線通信サービス	0.22
容器・包装	0.22
自動車用部品	0.17
独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.12
運送インフラ	0.10
ガス	0.10
紙製品・林産品	0.10
水道	0.10
販売	0.08
海上運輸	0.05
旅客航空輸送	0.05
ヘルスケア・テクノロジー	0.04
各種消費者サービス	0.02
レジャー用品	0.01
合計	96.54

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

(参考)

外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考)

外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド

2023年11月30日現在

種類	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先 物取引	シカゴ商品 取引所	S&P500 EMINI FUT Dec23	買建	422	13,540,131,913	14,148,159,737	1.18
	EUREX 取引所	DJ EURO STOXX 50 Dec23	買建	385	2,603,823,842	2,722,921,316	0.23
	ICE-E U	FTSE 100 INDEX FUTURE Dec23	買建	57	796,461,552	792,723,817	0.07
	モントリ オール取引 所	S&P/TSE 60 IX FUT Dec23	買建	24	610,535,969	629,470,555	0.05
	シドニー先 物取引所	SPI 200 FUTURES Dec23	買建	21	355,570,687	360,891,457	0.03

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

直近日（2023年11月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (百万円)	純資産総額 (分配付) (百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (円)
第4計算期間末 (2014年 5月 8日)	194	194	1.8272	1.8272
第5計算期間末 (2015年 5月 8日)	430	430	2.2659	2.2659
第6計算期間末 (2016年 5月 9日)	390	390	1.9140	1.9140
第7計算期間末 (2017年 5月 8日)	475	475	2.3576	2.3576
第8計算期間末 (2018年 5月 8日)	523	523	2.5367	2.5367
第9計算期間末 (2019年 5月 8日)	583	583	2.6763	2.6763
第10計算期間末 (2020年5月8日)	544	544	2.4890	2.4890
第11計算期間末 (2021年5月10日)	765	765	3.7966	3.7966
第12計算期間末 (2022年5月9日)	845	845	4.2850	4.2850
第13計算期間末 (2023年5月8日)	886	886	4.5794	4.5794
2022年11月末日	866	—	4.4152	—
12月末日	811	—	4.1417	—
2023年1月末日	841	—	4.2957	—

2月末日	866	—	4.4437	—
3月末日	855	—	4.4194	—
4月末日	878	—	4.5376	—
5月末日	916	—	4.7457	—
6月末日	986	—	5.1155	—
7月末日	999	—	5.1896	—
8月末日	1,017	—	5.2773	—
9月末日	990	—	5.1464	—
10月末日	952	—	4.9692	—
11月末日	1,023	—	5.3558	—

②【分配の推移】

	1口当たりの分配金 (円)
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000
第6計算期間	0.0000
第7計算期間	0.0000
第8計算期間	0.0000
第9計算期間	0.0000
第10計算期間	0.0000
第11計算期間	0.0000
第12計算期間	0.0000
第13計算期間	0.0000
2023年5月9日～2023年11月8日	—

③【収益率の推移】

	収益率 (%)
第4計算期間	19.75
第5計算期間	24.01
第6計算期間	△15.53
第7計算期間	23.18
第8計算期間	7.60
第9計算期間	5.50
第10計算期間	△7.0
第11計算期間	52.5
第12計算期間	12.9
第13計算期間	6.9
2023年5月9日～2023年11月8日	14.6

(注1) 収益率は期間騰落率です。

(注2) 計算期間末が2019年8月29日以前の収益率については、小数点第2位で表示しています。

(4) 【設定及び解約の実績】

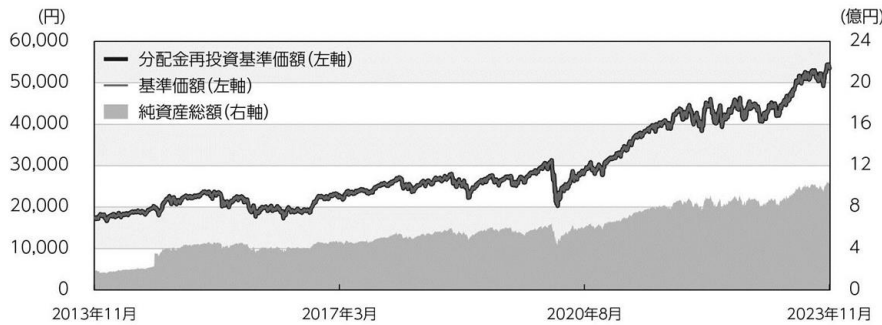
	設定口数	解約口数
第4計算期間	135,743,571	186,494,134
第5計算期間	126,863,345	42,981,836
第6計算期間	49,509,277	35,550,082
第7計算期間	39,653,320	41,855,799
第8計算期間	47,280,855	42,668,463
第9計算期間	35,162,270	23,753,030

第10計算期間	51,470,963	50,466,469
第11計算期間	6,193,573	23,421,218
第12計算期間	3,320,497	7,709,148
第13計算期間	2,961,538	6,580,817
2023年5月9日～ 2023年11月8日	1,144,923	3,202,601

(注) 本邦外における設定及び解約はありません。

データの基準日:2023年11月30日

基準価額・純資産の推移 《2013年11月29日～2023年11月30日》



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。
 ※分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しています。
 ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。
 (設定日:2010年11月19日)

分配の推移(税引前)

2019年 5月	0円
2020年 5月	0円
2021年 5月	0円
2022年 5月	0円
2023年 5月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

■組入銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド	99.99

■外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

資産の状況

資産の種類	比率(%)
株式	96.54
内 アメリカ	69.22
内 イギリス	3.91
内 カナダ	3.34
内 スイス	3.13
内 フランス	3.12
内 その他	13.82
新株予約権証券	0.00
内 カナダ	0.00
投資信託受益証券	0.16
内 オーストラリア	0.12
内 シンガポール	0.04
投資証券	1.82
内 アメリカ	1.71
内 フランス	0.04
内 イギリス	0.03
内 香港	0.03
内 ベルギー	0.01
内 カナダ	0.01
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	1.48
合計(純資産総額)	100.00

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	比率(%)
1	APPLE INC	株式	アメリカ	コンピュータ・周辺機器	5.44
2	MICROSOFT CORP	株式	アメリカ	ソフトウェア	4.89
3	AMAZON.COM INC	株式	アメリカ	大規模小売り	2.47
4	NVIDIA CORP	株式	アメリカ	半導体・半導体製造装置	2.17
5	ALPHABET INC-CL A	株式	アメリカ	インタラクティブ・メディアおよびサービス	1.46
6	META PLATFORMS INC	株式	アメリカ	インタラクティブ・メディアおよびサービス	1.34
7	ALPHABET INC-CL C	株式	アメリカ	インタラクティブ・メディアおよびサービス	1.32
8	TESLA INC	株式	アメリカ	自動車	1.27
9	UNITEDHEALTH GROUP INC	株式	アメリカ	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケアサービス	0.91
10	ELI LILLY & CO	株式	アメリカ	医薬品	0.87

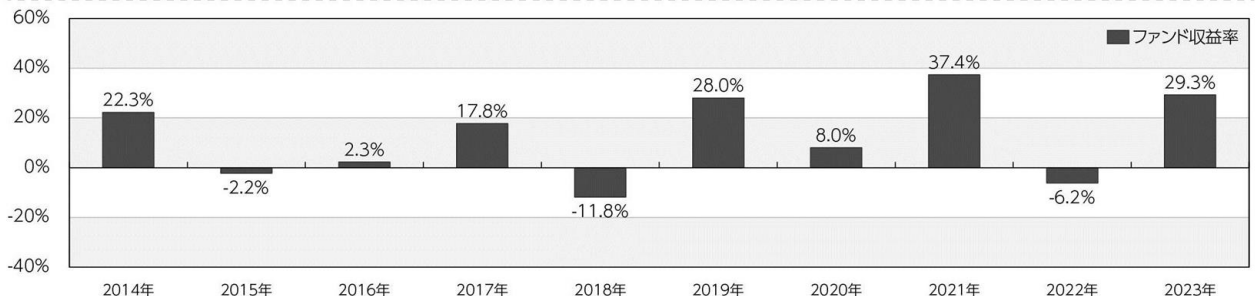
その他資産の投資状況

資産の種類	比率(%)
株価指数先物取引(買建)	1.56

株式組入上位5業種

順位	業種	比率(%)
1	ソフトウェア	8.89
2	半導体・半導体製造装置	6.29
3	コンピュータ・周辺機器	5.70
4	銀行	5.23
5	医薬品	4.93

年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。
 ※2023年については年年初から基準日までの収益率を表示しています。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 当ファンドのお申込みは、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後3時までにお買付けのお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みといたします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については翌営業日のお取扱いとなります。ただし、取得申込日が、ニューヨーク証券取引所またはロンドン証券取引所の休業日にあたる場合には、お申込みの受付はいたしません。

※取得申込みを受付けないこととする海外市場の休業日（銀行の休業日が含まれる場合があります。）については、今後変更される場合があります。

(2) 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、

(3) お申込みには、収益の分配がなされた場合に分配金を受領する「分配金受取コース」と、分配金は原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資される「分配金再投資コース」の2つのお申込方法があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(4) 申込単位は、各販売会社が定める単位とします。申込単位については、販売会社にお問い合わせください。

(5) 取得申込者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(6) 取得申込みにかかる受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社が別に定める申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。

※2024年2月8日現在、各販売会社の申込手数料は無手数料です。なお、申込手数料（手数料率）は変更される場合があります。

(7) 販売会社において金額買付（申込単位が金額にて表示されている場合）によるお申込みをされた場合、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額はお申込代金の中から差し引かれます。

(8) 収益分配金の再投資に関する契約に基づき、収益分配金を再投資する際は、1口単位で購入できるものとし、なお、その際の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。

(9) 信託財産の資金管理を円滑に行うために、大口の取得申込みには制限を設ける場合があります。

(10) 取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

2【換金（解約）手続等】

(1) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に各販売会社が定める単位をもって解約を請求することができます。

※ 解約単位は、販売会社にお問い合わせください。

(2) 解約の請求を行う受益者は、振替制度にかかる口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者が行う際は、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。

(3) 解約請求の受付けについては、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後3時までに解約のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付けにかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みとします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については、翌営業日のお取扱いとなります。ただし、解約請求受付日がニューヨーク証券取引所またはロンドン証券取引所の休業日にあたる場合には、解約請求の受付けはいたしません。

※ 解約請求を受付けないこととする海外市場の休業日（銀行の休業日が含まれる場合があります。）については、今後変更される場合があります。

(4) 解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号※
アセットマネジメントOne株式会社	0120-104-694

※ 電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時から午後5時までとさせていただきます。（以下同じ。）

(5) 解約代金は、受益者の解約請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から販売会社において受益者に支払われます。

(6) 信託財産の資金管理を円滑に行うために、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

(7) 委託会社は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この日が前記(3)に規定する一部解約の請求を受付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受付けることが出来る日とします。）に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、前記(4)の規定に準じた価額とします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

- ① 基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

<主な投資対象の時価評価方法の原則>

投資対象	評価方法
マザーファンド受益証券	計算日の基準価額
株式	計算日※における取引所の最終相場
外貨建資産の円換算	計算日の国内における対顧客電信売買相場の仲値

※ 外国で取引されているものについては、計算日の直近の日とします。

- ② 当ファンドの基準価額は、委託会社の毎営業日(土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、1月2日および1月3日以外の日とします。)に計算されます。基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	https://www.am-one.co.jp/	0120-104-694

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

2010年11月19日から無期限とします。

(4)【計算期間】

原則として毎年5月9日から翌年5月8日までとします。ただし、第1計算期間は、2010年11月19日から2011年5月8日までとします。

上記の規定にかかわらず、計算期間終了日に該当する日(以下「当該日」といいます。)が休業日のとき、計算期間終了日は、当該日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

① 信託契約の解約

1. 委託会社は、次のいずれかに該当する場合、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させることがあります。この場合、委託会社は書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。ただし、当該信託契約の解約についての委託

会社による提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには書面決議は行いません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続きを行うことが困難な場合にも書面決議は行いません。

- a. この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき。
 - b. やむを得ない事情が発生したとき。
 - c. 信託契約の一部解約により、受益権の口数が10億口を下回ることとなるとき。
2. 前記1.により信託契約を解約する場合には、委託会社はあらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 3. 委託会社は、次の事象が起きた場合、信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させます。
 - a. 委託会社が監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき。
 - b. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したとき。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、「②信託約款の変更等」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
 - c. 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき。

② 信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は「②信託約款の変更等」および「③書面決議」に定める以外の方法によって変更することができないものとし、ます。
2. 委託会社は、前記1.の事項（前記1.の変更事項にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、前記1.の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。ただし、当該重大な約款の変更等についての委託会社による提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには書面決議は行いません。
3. この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
4. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

③ 書面決議

1. 委託会社は、信託契約の解約または重大な約款の変更等に係る書面決議を行う場合には、あらかじめ、書面決議の日および当該決議の内容に応じて次の事項をそれぞれ定め、当該決議の

日の2週間前までに、この信託契約または信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

a. 信託契約の解約の場合 信託契約の解約の理由など

b. 重大な約款の変更等の場合 重大な約款の変更等の内容およびその理由など

2. 書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下この2.において同じ。）は受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

3. 書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

4. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

5. この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

④ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

2. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑤ 関係法人との契約の更改ならびに受託会社の辞任または解任に伴う取扱い

1. 委託会社と販売会社との間の募集・販売等契約は、締結日から原則1年間とし、期間終了の3ヵ月前までに別段の意思表示のない時は、同一条件にて継続されます。

2. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「② 信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑥ 信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務処理の一部について、株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑦ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am-one.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑧ 運用報告書

委託会社は、決算時および信託終了時に期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成します。

- ・ 交付運用報告書は、販売会社を通じて交付いたします。
- ・ 運用報告書（全体版）は、次のアドレスに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、交付いたします。

<https://www.am-one.co.jp/>

4 【受益者の権利等】

(1) 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者が収益分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

なお、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は受託会社から受けた収益分配金を、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金請求権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

(3) 一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期計算期間（2022年5月10日から2023年5月8日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年7月7日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森重 俊寛
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMHAM外国株式インデックスファンドの2022年5月10日から2023年5月8日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MHAM外国株式インデックスファンドの2023年5月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

1 【財務諸表】

【MHAM外国株式インデックスファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第12期 2022年5月9日現在	第13期 2023年5月8日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	3,485,378	3,514,494
親投資信託受益証券	845,112,514	886,605,979
未収入金	23,000	31,000
流動資産合計	848,620,892	890,151,473
資産合計		
848,620,892		
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	228,986	231,182
未払委託者報酬	3,206,431	3,237,162
その他未払費用	14,571	14,704
流動負債合計	3,449,988	3,483,048
負債合計		
3,449,988		
純資産の部		
元本等		
元本	197,238,469	193,619,190
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	647,932,435	693,049,235
(分配準備積立金)	392,601,273	436,528,945
元本等合計	845,170,904	886,668,425
純資産合計		
845,170,904		
負債純資産合計		
848,620,892		

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第12期 自 2021年5月11日 至 2022年5月9日	第13期 自 2022年5月10日 至 2023年5月8日
営業収益		
受取利息	2	11
有価証券売買等損益	103,943,460	64,486,817
その他収益	—	269,064
営業収益合計	103,943,462	64,755,892
営業費用		
支払利息	212	567
受託者報酬	449,862	465,746
委託者報酬	6,299,368	6,521,684
その他費用	28,620	29,618
営業費用合計	6,778,062	7,017,615
営業利益又は営業損失(△)	97,165,400	57,738,277
経常利益又は経常損失(△)	97,165,400	57,738,277
当期純利益又は当期純損失(△)	97,165,400	57,738,277
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	1,832,147	828,346
期首剰余金又は期首欠損金(△)	563,862,485	647,932,435
剰余金増加額又は欠損金減少額	10,308,593	9,825,543
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	10,308,593	9,825,543
剰余金減少額又は欠損金増加額	21,571,896	21,618,674
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	21,571,896	21,618,674
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金(△)	647,932,435	693,049,235

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第13期	
	自 2022年5月10日	至 2023年5月8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年5月8日を計算期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、前計算期間末日を2022年5月9日としております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目	第12期	第13期
	2022年5月9日現在	2023年5月8日現在
1. 期首元本額	201,627,120円	197,238,469円
期中追加設定元本額	3,320,497円	2,961,538円
期中一部解約元本額	7,709,148円	6,580,817円
2. 受益権の総数	197,238,469口	193,619,190口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第12期	第13期
	自 2021年5月11日 至 2022年5月9日	自 2022年5月10日 至 2023年5月8日
1. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(11,740,574円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(83,592,679円)、信託約款に規定される収益調整金(255,331,162円)及び分配準備積立金(297,268,020円)より分配対象収益は647,932,435円(1万口当たり32,850.20円)ですが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(14,589,119円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(42,320,812円)、信託約款に規定される収益調整金(256,520,290円)及び分配準備積立金(379,619,014円)より分配対象収益は693,049,235円(1万口当たり35,794.44円)ですが、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第12期	第13期
	自 2021年5月11日 至 2022年5月9日	自 2022年5月10日 至 2023年5月8日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ロー	同左

<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>ン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。</p> <p>運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。</p>	<p>同左</p>
--------------------------	--	-----------

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第12期 2022年5月9日現在	第13期 2023年5月8日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額</p>	<p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>	<p>同左</p>
<p>2. 時価の算定方法</p>	<p>(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>同左</p>
<p>3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p>	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第12期 2022年5月9日現在	第13期 2023年5月8日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	62,570,552	64,782,645
合計	62,570,552	64,782,645

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第12期 2022年5月9日現在	第13期 2023年5月8日現在
1口当たり純資産額	4,285円	4,579円
（1万口当たり純資産額）	（42,850円）	（45,794円）

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

2023年5月8日現在

種類	銘柄	券面総額 （円）	評価額 （円）	備考
親投資信託受益証券	外国株式パッシブ・ファンド ド・マザーファンド	138,510,542	886,605,979	
親投資信託受益証券	合計	138,510,542	886,605,979	
合計			886,605,979	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

同親投資信託の状況は以下の通りであります。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド
貸借対照表

(単位：円)

2023年5月8日現在

資産の部	
流動資産	
預金	7,607,777,757
コール・ローン	14,088,871,722
株式	905,076,481,832
投資信託受益証券	1,594,493,949
投資証券	18,389,431,999
派生商品評価勘定	50,166,691
未収入金	42,605,753
未収配当金	1,402,892,439
差入委託証拠金	6,980,701,292
流動資産合計	955,233,423,434
資産合計	955,233,423,434
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	63,047,251
未払解約金	14,845,906,000
流動負債合計	14,908,953,251
負債合計	14,908,953,251
純資産の部	
元本等	
元本	146,902,072,648
剰余金	
剰余金又は欠損金 (△)	793,422,397,535
元本等合計	940,324,470,183
純資産合計	940,324,470,183
負債純資産合計	955,233,423,434

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2022年5月10日 至 2023年5月8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>為替予約取引 原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	2023年5月8日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	121,262,425,171円
同期中追加設定元本額	63,975,677,055円
同期中一部解約元本額	38,336,029,578円
元本の内訳 ファンド名	
D I A M外国株式パッシブ・ファンド	3,271,347,065円
M I T O ラップ型ファンド（安定型）	2,230,953円
M I T O ラップ型ファンド（中立型）	10,077,678円
M I T O ラップ型ファンド（積極型）	26,413,429円

グローバル8資産ラップファンド (安定型)	29,753,043円
グローバル8資産ラップファンド (中立型)	20,907,437円
グローバル8資産ラップファンド (積極型)	21,917,971円
たわらノーロード 先進国株式	46,140,959,732円
たわらノーロード 先進国株式<ラップ向け>	341,994,143円
たわらノーロード 先進国株式<為替ヘッジあり>	3,046,016,723円
たわらノーロード バランス (8資産均等型)	851,745,187円
たわらノーロード バランス (堅実型)	89,207,273円
たわらノーロード バランス (標準型)	772,926,036円
たわらノーロード バランス (積極型)	977,538,806円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (保守型)	1,335円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (安定型)	72,047,885円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (安定成長型)	288,583,162円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (成長型)	258,126,654円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (積極型)	430,228,913円
たわらノーロード 最適化バランス (保守型)	1,447円
たわらノーロード 最適化バランス (安定型)	643,368円
たわらノーロード 最適化バランス (安定成長型)	21,148,247円
たわらノーロード 最適化バランス (成長型)	3,525,679円
たわらノーロード 最適化バランス (積極型)	11,706,532円
たわらノーロード 全世界株式	714,260,844円
D I A M外国株式インデックスファンド<DC年金>	55,710,711,676円
O n e DC 先進国株式インデックスファンド	2,882,847,110円
O n e グローバルバランス	9,105,811円
D I A Mバランス・ファンド<DC年金> 1 安定型	156,476,894円
D I A Mバランス・ファンド<DC年金> 2 安定・成長型	808,278,488円
D I A Mバランス・ファンド<DC年金> 3 成長型	1,053,179,377円
D I A M DC バランス30インデックスファンド	93,944,590円
D I A M DC バランス50インデックスファンド	255,601,761円
D I A M DC バランス70インデックスファンド	250,316,421円
マネックス資産設計ファンド<隔月分配型>	17,883,685円
マネックス資産設計ファンド<育成型>	662,291,338円
マネックス資産設計ファンド エボリューション	122,553,509円
D I A M DC 8資産バランスファンド (新興国10)	175,170,692円
D I A M DC 8資産バランスファンド (新興国20)	197,632,417円
D I A M DC 8資産バランスファンド (新興国30)	315,085,692円
投資のソムリエ	8,703,567,758円
クルーズコントロール	102,457,357円
投資のソムリエ<DC年金>	678,329,908円
D I A M 8資産バランスファンドN<DC年金>	203,140,330円
4資産分散投資・ハイクラス<DC年金>	249,072,977円
投資のソムリエ<DC年金>リスク抑制型	717,227,766円
リスク抑制世界8資産バランスファンド	2,865,121,961円
ワールドアセットバランス (基本コース)	141,819,504円
ワールドアセットバランス (リスク抑制コース)	326,556,864円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2045)	48,414,493円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2055)	23,946,299円
リスク抑制世界8資産バランスファンド (DC)	5,135,491円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2035)	110,777,724円
4資産分散投資・スタンダード<DC年金>	140,558,358円
リスクコントロール世界資産分散ファンド	695,249,413円
9資産分散投資・スタンダード<DC年金>	147,808,852円

投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０４０）	47,729,102円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０５０）	26,421,048円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０６０）	15,876,566円
４資産分散投資・ミドルクラス＜DC年金＞	112,890,717円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０６５）	3,471,385円
Oneグローバル最適化バランス（成長型）＜ラップ向け＞	41,172,191円
インカム重視マルチアセット運用ファンド２０１９－１２（適格機関投資家限定）	319,011円
インカム重視マルチアセット運用ファンド２０２０－０６（適格機関投資家限定）	341,688円
インカム重視マルチアセット運用ファンド２０２０－０９（適格機関投資家限定）	178,485円
インカム重視マルチアセット運用ファンド２０２１－０３（適格機関投資家限定）	305,114円
インカム重視マルチアセット運用ファンドⅡ ２０２１－０４（適格機関投資家限定）	823,988円
インカム重視マルチアセット運用ファンド２０２１－０９（適格機関投資家限定）	300,781円
MSCIコクサイ・インデックスファンド＜為替ヘッジあり＞（適格機関投資家限定）	357,837,503円
DIAM外国株式インデックスファンドVA（適格機関投資家専用）	40,297,135円
DIAM外国株式パッシブ私募ファンド（適格機関投資家向け）	1,117,797,619円
DIAM先進国株式パッシブファンド（適格機関投資家限定）	201,241,409円
外国株式パッシブ・ファンド２（適格機関投資家限定）	1,283,392,066円
投資のソムリエ・私募（適格機関投資家限定）	231,184,354円
AMOneマルチアセット・インカム戦略ファンド（シグナルヘッジ付き）（適格機関投資家限定）	363,221円
DIAMワールドバランス２５VA（適格機関投資家限定）	6,818,823円
インカム重視マルチアセット運用ファンド（適格機関投資家限定）	570,140円
リスクコントロール世界８資産バランスファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）	3,572,693円
しあわせの一步・私募（適格機関投資家限定）	8,058,737円
DIAMグローバル・バランスファンド２５VA（適格機関投資家限定）	23,709,257円
DIAMグローバル・バランスファンド５０VA（適格機関投資家限定）	49,076,181円
DIAM国際分散バランスファンド３０VA（適格機関投資家限定）	1,672,471円
DIAM国際分散バランスファンド５０VA（適格機関投資家限定）	12,617,250円
DIAM国内重視バランスファンド３０VA（適格機関投資家限定）	1,116,020円
DIAM国内重視バランスファンド５０VA（適格機関投資家限定）	33,270円
DIAM世界バランスファンド４０VA（適格機関投資家限定）	3,139,914円
DIAM世界バランスファンド５０VA（適格機関投資家限定）	21,696,086円
DIAMバランスファンド２５VA（適格機関投資家限定）	143,666,153円
DIAMバランスファンド３７．５VA（適格機関投資家限定）	241,265,970円
DIAMバランスファンド５０VA（適格機関投資家限定）	817,540,550円
DIAMグローバル・アセット・バランスVA（適格機関投資家限定）	37,931,448円
DIAMグローバル・アセット・バランスVA２（適格機関投資家限定）	33,118,096円
DIAM アクサ グローバル バランスファンド３０VA（適格機関投資家限定）	227,364,738円
DIAM世界アセットバランスファンドVA（適格機関投資家向け）	7,562,912円
DIAM世界バランスファンド５５VA（適格機関投資家限定）	159,619円

D I A M世界アセットバランスファンド2 V A (適格機関投資家限定)	96,210,593円
D I A M世界アセットバランスファンド4 0 V A (適格機関投資家限定)	8,662,271円
D I A M世界アセットバランスファンド2 5 V A (適格機関投資家限定)	28,353,993円
D I A M世界アセットバランスファンド3 V A (適格機関投資家限定)	42,999,507円
D I A M世界アセットバランスファンド4 V A (適格機関投資家限定)	90,627,465円
動的パッケージファンド<DC年金>	11,694,657円
コア資産形成ファンド	7,812,638円
MHAM外国株式インデックスファンド (ファンドラップ)	3,246,693,798円
MHAM外国株式インデックスファンド	138,510,542円
MHAM外国株式インデックスファンド<為替ヘッジあり> (ファンドラップ)	6,287,002円
MHAM動的パッケージファンド [適格機関投資家限定]	1,437,313,157円
MHAM外国株式パッシブファンド [適格機関投資家限定]	1,390,699,256円
計	146,902,072,648円
2. 受益権の総数	146,902,072,648口

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2022年5月10日 至 2023年5月8日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引及び為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、株価及び為替相場の変動によるリスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2023年5月8日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引

<p>3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p>	<p>「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。</p> <p>(3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>
-----------------------------------	--

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2023年5月8日現在	
	当期の損益に含まれた評価差額(円)	
株式	1,062,079,641	
投資信託受益証券	35,563,424	
投資証券	△1,146,385,617	
合計	△48,742,552	

(注)「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間(2023年2月16日から2023年5月8日まで)に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

通貨関連

種類	2023年5月8日現在				
	契約額等(円)	うち		時価(円)	評価損益(円)
		1年超			
市場取引以外の取引 為替予約取引					
売建	901,460,576	—	896,294,240	5,166,336	
イギリス・ポンド	901,460,576	—	896,294,240	5,166,336	
買建	509,670,285	—	509,704,259	33,974	
アメリカ・ドル	372,443,130	—	372,467,115	23,985	
イギリス・ポンド	25,080,846	—	25,083,418	2,572	
オーストラリア・ドル	9,383,815	—	9,385,164	1,349	
カナダ・ドル	19,983,546	—	19,984,833	1,287	
ユーロ	82,778,948	—	82,783,729	4,781	
合計	1,411,130,861	—	1,405,998,499	5,200,310	

(注)時価の算定方法

為替予約取引

1. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。

- ・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表さ

れている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

2. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

3. 換算において円未満の端数は切捨てております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

株式関連

種類	2023年5月8日現在				
	契約額等 (円)	うち		時価 (円)	評価損益 (円)
		1年超			
市場取引 先物取引 買建	15,294,233,734	—		15,276,152,864	△18,080,870
合計	15,294,233,734	—		15,276,152,864	△18,080,870

(注) 時価の算定方法

株価指数先物取引

1. 原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

2023年5月8日現在	
1口当たり純資産額	6.4010円
(1万口当たり純資産額)	(64,010円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

2023年5月8日現在

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	AMAZON.COM INC	1,240,262	105.655	131,039,881.610	
	ABBOTT LABORATORIES	235,405	111.260	26,191,160.300	
	AES CORP	90,680	22.670	2,055,715.600	
	INTL BUSINESS MACHINES CORP	121,909	123.650	15,074,047.850	
	ADVANCED MICRO DEVICES	216,444	89.840	19,445,328.960	
	ADOBE INC	62,483	348.400	21,769,077.200	
	CHUBB LTD	55,721	198.930	11,084,578.530	
	AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	30,190	296.700	8,957,373.000	
	ALLSTATE CORP	36,651	115.730	4,241,620.230	
	HONEYWELL INTERNATIONAL INC	90,469	198.420	17,950,858.980	
	AMGEN INC	71,881	236.530	17,002,012.930	

HESS CORP	36,375	136.300	4,957,912.500	
AMERICAN EXPRESS CO	85,374	152.650	13,032,341.100	
AMERICAN ELECTRIC POWER	67,905	92.110	6,254,729.550	
AFLAC INC	77,524	67.590	5,239,847.160	
AMERICAN INTL GROUP	101,141	53.790	5,440,374.390	
ANALOG DEVICES	68,039	183.390	12,477,672.210	
JOHNSON CONTROLS INTERNATIONAL PLC	93,288	62.090	5,792,251.920	
VALERO ENERGY CORP	52,681	107.040	5,638,974.240	
ANSYS INC	12,049	301.680	3,634,942.320	
APPLE INC	2,149,820	173.570	373,144,257.400	
APPLIED MATERIALS INC	114,199	116.060	13,253,935.940	
ALBEMARLE CORP	15,528	179.700	2,790,381.600	
ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	75,031	75.960	5,699,354.760	
AMEREN CORP	32,830	90.470	2,970,130.100	
ARROW ELECTRONICS INC	9,826	119.640	1,175,582.640	
AUTODESK INC	29,554	194.940	5,761,256.760	
AUTOMATIC DATA PROCESSING	55,700	215.480	12,002,236.000	
AUTOZONE INC	2,591	2,691.580	6,973,883.780	
AVERY DENNISON CORP	11,542	172.080	1,986,147.360	
BALL CORP	45,691	58.600	2,677,492.600	
BERKSHIRE HATHAWAY INC- CL B	175,639	323.880	56,885,959.320	
BANK OF NEW YORK MELLON CORP	104,946	41.170	4,320,626.820	
BAXTER INTERNATIONAL INC	71,337	46.050	3,285,068.850	
BECTON DICKINSON & CO	38,402	253.660	9,741,051.320	
AMETEK INC	30,909	145.020	4,482,423.180	
VERIZON COMM INC	569,032	37.830	21,526,480.560	
WR BERKLEY CORP	30,631	58.650	1,796,508.150	
BEST BUY CO INC	29,593	73.570	2,177,157.010	
BIO-RAD LABORATORIES-CL A	3,021	385.240	1,163,810.040	
YUM! BRANDS INC	38,365	137.490	5,274,803.850	
FIRSTENERGY CORP	75,630	39.700	3,002,511.000	
BOEING CO	76,014	198.340	15,076,616.760	
ROBERT HALF INTL INC	14,456	69.000	997,464.000	
BORGWARNER INC	29,975	44.610	1,337,184.750	
BOSTON SCIENTIFIC CORP	193,284	51.540	9,961,857.360	
C. H. ROBINSON WORLDWIDE INC	17,233	104.500	1,800,848.500	
TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE	22,659	124.510	2,821,272.090	
METTLER TOLEDO INTERNATIONAL INC	3,083	1,424.990	4,393,244.170	
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	287,363	68.140	19,580,914.820	
ONEOK INC	58,247	64.510	3,757,513.970	
AMERICAN FINANCIAL GROUP	9,709	115.840	1,124,690.560	

INC				
UNITED RENTALS INC	9,015	342.050	3,083,580.750	
SEMPRA ENERGY	41,946	154.920	6,498,274.320	
FEDEX CORP	33,799	229.300	7,750,110.700	
VERISIGN INC	13,302	219.490	2,919,655.980	
AMPHENOL CORP	80,212	75.710	6,072,850.520	
BROWN-FORMAN CORP	43,429	64.670	2,808,553.430	
QUANTA SERVICES INC	19,621	171.070	3,356,564.470	
SIRIUS XM HOLDINGS INC	101,765	3.730	379,583.450	
CSX CORP	285,564	31.860	9,098,069.040	
COTERRA ENERGY INC	112,611	25.090	2,825,409.990	
CAMPBELL SOUP CO	26,978	54.740	1,476,775.720	
CONSTELLATION BRANDS INC	22,672	223.440	5,065,831.680	
CARDINAL HEALTH INC	34,421	83.200	2,863,827.200	
CARLISLE COS INC	7,522	213.580	1,606,548.760	
CARNIVAL CORP COMMON PAIRED	132,291	10.010	1,324,232.910	
CATERPILLAR INC	69,997	215.090	15,055,654.730	
CHECK POINT SOFTWARE TECHNOLOGIES	12,631	120.960	1,527,845.760	
JPMORGAN CHASE & CO	395,707	136.740	54,108,975.180	
CHURCH & DWIGHT CO INC	31,461	97.530	3,068,391.330	
CINCINNATI FINANCIAL CORP	19,878	105.240	2,091,960.720	
CINTAS CORP	11,988	466.370	5,590,843.560	
CISCO SYSTEMS INC	552,313	46.250	25,544,476.250	
CLEVELAND-CLIFFS INC	69,371	14.930	1,035,709.030	
CLOROX COMPANY	16,085	169.600	2,728,016.000	
COCA-COLA CO/THE	555,881	64.020	35,587,501.620	
COPART INC	58,789	78.890	4,637,864.210	
COGNEX CORP	25,772	49.600	1,278,291.200	
COLGATE-PALMOLIVE CO	107,989	80.590	8,702,833.510	
MARRIOTT INTERNATIONAL- CL A	36,790	176.570	6,496,010.300	
MOLINA HEALTHCARE INC	7,515	299.530	2,250,967.950	
NRG ENERGY, INC.	28,364	31.280	887,225.920	
COMCAST CORP-CL A	582,232	40.430	23,539,639.760	
CONAGRA BRANDS INC	60,680	37.820	2,294,917.600	
CONSOLIDATED EDISON INC	48,354	99.490	4,810,739.460	
CMS ENERGY CORP	36,631	61.980	2,270,389.380	
COOPER COS INC	6,342	385.940	2,447,631.480	
MOLSON COORS BEVERAGE CO	25,281	64.890	1,640,484.090	
CORNING INC	107,051	31.480	3,369,965.480	
WOLFSPEED INC	15,684	40.970	642,573.480	
SEALED AIR CORP	17,610	42.540	749,129.400	
HEICO CORP-CL A	9,463	135.470	1,281,952.610	
CUMMINS INC	19,320	226.380	4,373,661.600	
DARLING INTERNATIONAL INC	20,032	57.690	1,155,646.080	
DR HORTON INC	44,965	108.120	4,861,615.800	

DANAHER CORP	93,159	242.440	22,585,467.960	
MOODY'S CORP	22,447	304.640	6,838,254.080	
COGNIZANT TECHNOLOGY SOLUTIONS	70,798	63.290	4,480,805.420	
TARGET CORP	62,648	156.300	9,791,882.400	
DEERE & CO	38,577	381.090	14,701,308.930	
MORGAN STANLEY	170,897	84.880	14,505,737.360	
REPUBLIC SERVICES INC	30,250	145.860	4,412,265.000	
COSTAR GROUP INC	53,950	74.600	4,024,670.000	
THE WALT DISNEY CO	245,462	100.520	24,673,840.240	
DOLLAR TREE INC	30,183	155.470	4,692,551.010	
DOVER CORP	17,510	144.510	2,530,370.100	
OMNICOM GROUP	26,570	89.750	2,384,657.500	
DTE ENERGY CO	27,080	113.360	3,069,788.800	
DUKE ENERGY CORP	104,098	99.360	10,343,177.280	
DARDEN RESTAURANTS INC	15,676	153.090	2,399,838.840	
EBAY INC	75,181	45.630	3,430,509.030	
BANK OF AMERICA CORP	972,706	27.710	26,953,683.260	
CITIGROUP INC	259,721	46.320	12,030,276.720	
EASTMAN CHEMICAL CO	16,790	80.950	1,359,150.500	
EATON CORP PLC	53,791	171.050	9,200,950.550	
CADENCE DESIGN SYS INC	37,427	205.240	7,681,517.480	
DISH NETWORK CORP	24,416	7.120	173,841.920	
ECOLAB INC	35,033	173.670	6,084,181.110	
PERKINELMER INC	17,972	129.870	2,334,023.640	
ELECTRONIC ARTS INC	37,893	125.420	4,752,540.060	
SALESFORCE INC	134,432	197.590	26,562,418.880	
ERIE INDEMNITY CO	3,372	228.030	768,917.160	
EMERSON ELECTRIC CO	80,180	84.400	6,767,192.000	
ATMOS ENERGY CORP	17,504	117.560	2,057,770.240	
ENTERGY CORP	26,546	107.360	2,849,978.560	
EOG RESOURCES INC	80,746	114.170	9,218,770.820	
EQUIFAX INC	17,053	200.110	3,412,475.830	
EQT CORP	40,996	32.350	1,326,220.600	
ESTEE LAUDER COS INC/THE	31,545	203.540	6,420,669.300	
EXPEDITORS INTERNATIONAL	20,309	117.670	2,389,760.030	
EXXON MOBIL CORP	556,010	108.680	60,427,166.800	
FMC CORP	17,711	113.490	2,010,021.390	
NEXTERA ENERGY INC	267,991	75.510	20,236,000.410	
FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	5,412	405.850	2,196,460.200	
FAIR ISAAC CORP	3,376	731.980	2,471,164.480	
ASSURANT INC	8,276	130.940	1,083,659.440	
FASTENAL CO	78,930	54.660	4,314,313.800	
FIFTH THIRD BANCORP	87,493	24.920	2,180,325.560	
M&T BANK CORP	24,502	118.580	2,905,447.160	
FIRST HORIZON CORP	69,634	10.940	761,795.960	
FISERV INC	81,733	120.300	9,832,479.900	
FORD MOTOR CO	538,775	11.990	6,459,912.250	
FRANKLIN RESOURCES INC	37,916	25.540	968,374.640	

FREEMPORT-MCMORAN INC	187,677	36.470	6,844,580.190	
FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	1,587	1,003.730	1,592,919.510	
ARTHUR J GALLAGHER & CO	27,730	213.820	5,929,228.600	
DENTSPLY SIRONA INC	33,798	41.300	1,395,857.400	
GENERAL DYNAMICS CORP	32,087	211.920	6,799,877.040	
GENERAL MILLS INC	78,625	89.810	7,061,311.250	
GENUINE PARTS CO	17,649	173.730	3,066,160.770	
GILEAD SCIENCES INC	168,328	79.750	13,424,158.000	
GARTNER INC	10,481	303.570	3,181,717.170	
MCKESSON CORP	19,309	365.870	7,064,583.830	
NVIDIA CORP	332,062	286.800	95,235,381.600	
GRACO INC	23,985	78.640	1,886,180.400	
GENERAL ELECTRIC CO	146,590	100.240	14,694,181.600	
WW GRAINGER INC	6,276	675.510	4,239,500.760	
HALLIBURTON CO	125,763	29.880	3,757,798.440	
MONSTER BEVERAGE CORP	106,953	59.710	6,386,163.630	
GOLDMAN SACHS GROUP INC	45,599	327.020	14,911,784.980	
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	26,202	187.730	4,918,901.460	
HASBRO INC	21,174	60.380	1,278,486.120	
HENRY SCHEIN INC	17,431	79.750	1,390,122.250	
HEICO CORP	6,878	170.090	1,169,879.020	
HERSHEY FOODS CORP	20,089	275.330	5,531,104.370	
HP INC	138,109	30.130	4,161,224.170	
F5 INC	8,981	133.220	1,196,448.820	
CROWN HOLDINGS INC NPR	15,322	85.730	1,313,555.060	
UNITED THERAPEUTICS CORP	6,222	214.120	1,332,254.640	
JUNIPER NETWORKS INC	43,715	28.850	1,261,177.750	
HOLOGIC INC	34,146	83.740	2,859,386.040	
HOME DEPOT INC	137,588	289.620	39,848,236.560	
BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	26,319	96.630	2,543,204.970	
HORMEL FOODS CORP	38,851	41.200	1,600,661.200	
CENTERPOINT ENERGY INC	80,118	30.520	2,445,201.360	
LENNOX INTERNATIONAL INC	4,776	282.560	1,349,506.560	
HUBBELL INC	6,903	272.090	1,878,237.270	
HUMANA INC	17,317	535.020	9,264,941.340	
JB HUNT TRANSPORT SERVICES INC	10,380	179.120	1,859,265.600	
HUNTINGTON BANCSHARES INC	182,806	9.850	1,800,639.100	
BIOGEN INC	19,778	318.060	6,290,590.680	
IDEX CORP	9,332	210.930	1,968,398.760	
ILLINOIS TOOL WORKS	41,288	230.310	9,509,039.280	
INTUIT INC	35,622	425.950	15,173,190.900	
IDEXX LABORATORIES INC	11,400	488.490	5,568,786.000	
TRANE TECHNOLOGIES PLC	31,231	176.810	5,521,953.110	
INTEL CORP	555,519	30.990	17,215,533.810	
INTL FLAVORS &	35,897	96.450	3,462,265.650	

FRAGRANCES				
INTERNATIONAL PAPER CO	44,153	32.350	1,428,349.550	
INTERPUBLIC GROUP OF COS INC	54,063	35.590	1,924,102.170	
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	9,506	152.930	1,453,752.580	
INCYTE CORP	24,449	66.560	1,627,325.440	
JOHNSON & JOHNSON	353,492	162.680	57,506,078.560	
HARTFORD FINANCIAL SVCS GRP	44,033	69.730	3,070,421.090	
KLA CORPORATION	19,222	385.660	7,413,156.520	
DEVON ENERGY CORP	86,347	50.360	4,348,434.920	
KELLOGG CO	32,655	70.350	2,297,279.250	
KEYCORP	118,955	9.830	1,169,327.650	
KIMBERLY-CLARK CORP	46,140	145.180	6,698,605.200	
BLACKROCK INC/NEW YORK	20,163	644.480	12,994,650.240	
KROGER CO	93,167	49.230	4,586,611.410	
LAM RESEARCH CORP	18,529	529.760	9,815,923.040	
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	6,561	413.000	2,709,693.000	
PACKAGING CORP OF AMERICA	13,551	135.370	1,834,398.870	
AKAMAI TECHNOLOGIES	19,837	78.560	1,558,394.720	
PLUG POWER INC	74,825	9.290	695,124.250	
LENNAR CORP	32,795	113.440	3,720,264.800	
ELI LILLY & CO	109,033	427.810	46,645,407.730	
BATH & BODY WORKS INC	28,156	33.710	949,138.760	
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	98,414	175.740	17,295,276.360	
AGILENT TECHNOLOGIES INC	40,493	133.300	5,397,716.900	
LOCKHEED MARTIN CORP	31,757	455.540	14,466,583.780	
LOEWS CORP	29,698	58.620	1,740,896.760	
LOWE'S COS INC	81,444	205.810	16,761,989.640	
DOMINION ENERGY INC	114,318	56.490	6,457,823.820	
MGM RESORTS INTERNATIONAL	40,401	43.140	1,742,899.140	
MCCORMICK & CO INC	35,510	88.950	3,158,614.500	
MCDONALD'S CORPORATION	98,911	296.600	29,337,002.600	
S&P GLOBAL INC	44,553	354.190	15,780,227.070	
EVEREST RE GROUP LTD	5,666	375.400	2,127,016.400	
MARKEL CORPORATION	1,713	1,352.130	2,316,198.690	
EDWARDS LIFESCIENCES CORP NPR	82,034	88.740	7,279,697.160	
MARSH & MCLENNAN COS	66,743	179.360	11,971,024.480	
MASCO CORP	28,937	53.450	1,546,682.650	
MARTIN MARIETTA MATERIALS INC	8,614	397.660	3,425,443.240	
METLIFE INC	90,251	54.660	4,933,119.660	
MEDTRONIC PLC	179,327	90.060	16,150,189.620	
ACTIVISION BLIZZARD INC	106,328	76.000	8,080,928.000	

CVS HEALTH CORP	177,420	70.680	12,540,045.600	
MERCK & CO. INC.	342,191	117.680	40,269,036.880	
ON SEMICONDUCTOR CORPORATION	59,157	81.220	4,804,731.540	
LABORATORY CRP OF AMER HLDGS	11,455	223.860	2,564,316.300	
MICROSOFT CORP	956,655	310.650	297,184,875.750	
MICRON TECH INC	147,693	61.230	9,043,242.390	
MICROCHIP TECHNOLOGY INC	74,690	75.180	5,615,194.200	
3M CO	75,232	103.350	7,775,227.200	
MOHAWK INDUSTRIES INC	6,311	100.220	632,488.420	
ENTEGRIS INC	20,987	78.770	1,653,145.990	
CHARLES RIVER LABORATORIES INT	6,445	191.250	1,232,606.250	
MOTOROLA SOLUTIONS INC	22,690	281.560	6,388,596.400	
ILLUMINA INC	21,684	199.660	4,329,427.440	
XCEL ENERGY INC	74,522	69.570	5,184,495.540	
NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	14,755	97.400	1,437,137.000	
NETAPP INC	28,265	63.850	1,804,720.250	
NEWELL BRANDS INC	41,984	10.110	424,458.240	
NEWMONT CORP	107,944	48.720	5,259,031.680	
NVR INC	405	5,852.470	2,370,250.350	
NIKE INC-CL B	169,660	126.590	21,477,259.400	
NORDSON CORP	6,447	220.170	1,419,435.990	
NORFOLK SOUTHERN CORP	31,621	208.720	6,599,935.120	
EVERSOURCE ENERGY	48,081	77.440	3,723,392.640	
NISOURCE INC	53,270	28.540	1,520,325.800	
NORTHERN TRUST CORP	28,092	73.030	2,051,558.760	
NORTHROP GRUMMAN CORP	19,567	446.810	8,742,731.270	
WELLS FARGO & CO	512,918	37.940	19,460,108.920	
NUCOR CORP	34,996	142.320	4,980,630.720	
CHENIERE ENERGY INC	30,839	148.190	4,570,031.410	
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	52,546	88.010	4,624,573.460	
OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	99,019	60.690	6,009,463.110	
OLD DOMINION FREIGHT LINE	13,006	316.970	4,122,511.820	
O'REILLY AUTOMOTIVE INC	8,516	940.780	8,011,682.480	
ORACLE CORP	218,251	96.970	21,163,799.470	
PACCAR INC	71,053	72.760	5,169,816.280	
PTC INC	15,968	129.060	2,060,830.080	
EXELON CORP	134,582	42.850	5,766,838.700	
PARKER HANNIFIN CORP	17,462	333.300	5,820,084.600	
PAYCHEX INC	44,228	107.830	4,769,105.240	
ALIGN TECHNOLOGY INC	9,713	313.640	3,046,385.320	
PPL CORPORATION	102,363	28.750	2,942,936.250	
PEPSICO INC	186,384	194.270	36,208,819.680	
PENTAIR PLC	25,821	57.870	1,494,261.270	

PFIZER INC	758,190	38.490	29,182,733.100	
ESSENTIAL UTILITIES INC	32,796	43.070	1,412,523.720	
CONOCOPHILLIPS	167,119	100.370	16,773,734.030	
PG&E CORP	197,651	17.270	3,413,432.770	
PIONEER NATURAL RESOURCES CO	31,078	212.220	6,595,373.160	
ALTRIA GROUP INC	243,422	46.690	11,365,373.180	
PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	55,104	116.180	6,401,982.720	
BROWN & BROWN INC	30,650	65.310	2,001,751.500	
GARMIN LTD	19,911	103.780	2,066,363.580	
PPG INDUSTRIES INC	31,297	138.030	4,319,924.910	
COSTCO WHOLESALE CORP	59,677	499.060	29,782,403.620	
T ROWE PRICE GROUP INC	31,190	107.470	3,351,989.300	
QUEST DIAGNOSTICS	14,536	136.510	1,984,309.360	
PROCTER & GAMBLE CO	320,215	156.030	49,963,146.450	
PROGRESSIVE CORP	78,404	129.520	10,154,886.080	
PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	68,538	63.820	4,374,095.160	
PULTE GROUP INC	29,050	67.020	1,946,931.000	
GLOBAL PAYMENTS INC	37,196	104.780	3,897,396.880	
QUALCOMM INC	151,084	108.780	16,434,917.520	
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	25,844	86.200	2,227,752.800	
EXACT SCIENCES CORP	23,386	67.300	1,573,877.800	
RELIANCE STEEL & ALUMINUM CO	7,931	243.560	1,931,674.360	
REGENERON PHARMACEUTICALS	14,366	762.100	10,948,328.600	
REPLIGEN CORP	6,730	160.160	1,077,876.800	
RESMED INC	20,171	231.650	4,672,612.150	
US BANCORP	192,993	30.740	5,932,604.820	
SEAGEN INC	18,653	199.870	3,728,175.110	
ARCH CAPITAL GROUP LTD	46,675	74.810	3,491,756.750	
ROSS STORES INC	47,578	104.440	4,969,046.320	
ROLLINS INC	25,920	41.770	1,082,678.400	
ROPER TECHNOLOGIES INC	14,373	458.120	6,584,558.760	
ROCKWELL AUTOMATION INC	15,768	283.420	4,468,966.560	
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	31,833	75.610	2,406,893.130	
RPM INTERNATIONAL INC	16,467	81.210	1,337,285.070	
ACCENTURE PLC-CL A	84,849	265.650	22,540,136.850	
MONDELEZ INTERNATIONAL INC	182,912	77.560	14,186,654.720	
WILLIS TOWERS WATSON PLC	14,340	227.820	3,266,938.800	
AXON ENTERPRISE INC	9,177	219.910	2,018,114.070	
THE TRAVELERS COMPANIES INC	31,733	182.300	5,784,925.900	
FIDELITY NATIONAL INFORMATION	82,528	55.750	4,600,936.000	

BOOKING HOLDINGS INC	5,209	2,569.300	13,383,483.700	
SCHLUMBERGER LTD	193,046	45.750	8,831,854.500	
SCHWAB (CHARLES) CORP	197,863	49.240	9,742,774.120	
POOL CORP	5,406	353.960	1,913,507.760	
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	28,920	137.910	3,988,357.200	
BUNGE LTD	21,715	90.550	1,966,293.250	
SEI INVESTMENTS CO	14,477	59.330	858,920.410	
ELEVANCE HEALTH INC	32,178	464.470	14,945,715.660	
AMERISOURCEBERGEN CORP	21,286	167.990	3,575,835.140	
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	31,921	71.510	2,282,670.710	
SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	33,603	230.840	7,756,916.520	
CENTENE CORP	78,244	68.390	5,351,107.160	
SMITH (A. O.) CORP	19,467	70.380	1,370,087.460	
SNAP-ON INC	7,068	260.810	1,843,405.080	
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	50,944	82.050	4,179,955.200	
ADVANCE AUTO PARTS	7,165	123.770	886,812.050	
EDISON INTERNATIONAL	52,609	73.560	3,869,918.040	
SOUTHERN CO	146,824	74.940	11,002,990.560	
TRUIST FINANCIAL CORP	182,655	28.690	5,240,371.950	
SOUTHWEST AIRLINES	19,700	29.660	584,302.000	
AT&T INC	962,665	17.130	16,490,451.450	
CHEVRON CORP	248,161	160.210	39,757,873.810	
STANLEY BLACK & DECKER INC	19,270	85.470	1,647,006.900	
STATE STREET CORP	50,667	68.500	3,470,689.500	
STARBUCKS CORP	154,460	107.210	16,559,656.600	
STEEL DYNAMICS INC	22,937	98.200	2,252,413.400	
STRYKER CORP	45,731	284.710	13,020,073.010	
NETFLIX INC	59,920	322.760	19,339,779.200	
GEN DIGITAL INC	89,004	17.150	1,526,418.600	
KNIGHT SWIFT TRANSPORTATION HOLDINGS INC	20,318	58.080	1,180,069.440	
SYNOPSYS INC	20,823	371.560	7,736,993.880	
SYSCO CORP	67,797	76.770	5,204,775.690	
INTUITIVE SURGICAL INC	47,389	304.880	14,447,958.320	
TELEFLEX INC	6,985	257.950	1,801,780.750	
TEVA PHARMACEUTICAL INDUSTRIES	134,781	8.770	1,182,029.370	
TERADYNE INC	22,066	92.630	2,043,973.580	
TEXAS INSTRUMENTS INC	122,437	165.820	20,302,503.340	
TEXTRON INC	25,824	66.150	1,708,257.600	
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	52,868	546.380	28,886,017.840	
GLOBE LIFE INC	12,153	108.290	1,316,048.370	
TORO CO	14,644	105.910	1,550,946.040	
DAVITA INC	6,813	88.470	602,746.110	
TRACTOR SUPPLY CO	15,260	240.330	3,667,435.800	

BIO-TECHNE CORP	20,652	83.130	1,716,800.760	
TRIMBLE INC	36,251	48.050	1,741,860.550	
TYLER TECHNOLOGIES INC	5,112	389.740	1,992,350.880	
TYSON FOODS INC	41,316	60.690	2,507,468.040	
UGI CORP	33,476	30.500	1,021,018.000	
MARATHON OIL CORP	84,059	22.930	1,927,472.870	
UNION PACIFIC CORP	82,657	201.230	16,633,068.110	
RAYTHEON TECHNOLOGIES CORP	197,362	96.580	19,061,221.960	
UNITEDHEALTH GROUP INC	126,297	494.280	62,426,081.160	
UNIVERSAL HEALTH SERVICES INC	8,096	142.800	1,156,108.800	
VF CORP	51,762	22.120	1,144,975.440	
PARAMOUNT GLOBAL	78,663	16.860	1,326,258.180	
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	34,956	348.090	12,167,834.040	
VULCAN MATERIALS CO	18,430	193.570	3,567,495.100	
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	98,551	32.170	3,170,385.670	
WALMART INC	201,882	151.770	30,639,631.140	
WASTE MANAGEMENT INC	55,635	168.430	9,370,603.050	
WATERS CORP	8,441	296.790	2,505,204.390	
WEBSTER FINANCIAL CORP	22,285	33.940	756,352.900	
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	9,673	368.460	3,564,113.580	
JM SMUCKER CO/THE-NEW	15,386	158.200	2,434,065.200	
VAIL RESORTS INC	5,235	238.270	1,247,343.450	
WESTERN DIGITAL CORP	40,723	33.450	1,362,184.350	
WABTEC CORP	24,118	99.170	2,391,782.060	
WHIRLPOOL CORP	6,832	137.020	936,120.640	
SKYWORKS SOLUTIONS INC	22,235	104.120	2,315,108.200	
WYNN RESORTS LTD	15,379	110.780	1,703,685.620	
NASDAQ INC	47,600	54.920	2,614,192.000	
CME GROUP INC	48,821	185.130	9,038,231.730	
WILLIAMS COS INC	166,525	30.180	5,025,724.500	
LKQ CORP	31,504	57.070	1,797,933.280	
ALLIANT ENERGY CORP	33,966	55.110	1,871,866.260	
WEC ENERGY GROUP INC	43,488	96.010	4,175,282.880	
CARMAX INC	22,414	70.610	1,582,652.540	
TJX COMPANIES INC	155,600	78.500	12,214,600.000	
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP	6,730	273.800	1,842,674.000	
HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	156,049	4.400	686,615.600	
JARDINE MATHESON HOLDINGS LTD	23,528	49.350	1,161,106.800	
ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	17,146	212.050	3,635,809.300	
CBRE GROUP INC	41,089	74.550	3,063,184.950	
LIBERTY GLOBAL PLC	35,049	18.970	664,879.530	
REGIONS FINANCIAL CORP	122,025	16.540	2,018,293.500	

DOMINO' S PIZZA INC	5,137	311.110	1,598,172.070	
MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	6,003	411.270	2,468,853.810	
WESTLAKE CORP	4,187	121.290	507,841.230	
T-MOBILE US INC	83,642	143.560	12,007,645.520	
LAS VEGAS SANDS CORP	47,820	61.650	2,948,103.000	
MOSAIC CO/THE	48,502	39.110	1,896,913.220	
MARKETAXESS HOLDINGS INC	4,871	300.330	1,462,907.430	
CELANESE CORP	13,613	105.900	1,441,616.700	
DEXCOM INC	52,999	120.820	6,403,339.180	
EXPEDIA GROUP INC	19,389	93.540	1,813,647.060	
CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	25,070	69.640	1,745,874.800	
AMERIPRISE FINANCIAL INC	14,506	291.180	4,223,857.080	
LIBERTY GLOBAL PLC-SERIES C	36,034	19.790	713,112.860	
INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	75,703	108.310	8,199,391.930	
LIVE NATION	25,515	77.160	1,968,737.400	
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	3,784	2,028.210	7,674,746.640	
TRANSDIGM GROUP INC	7,059	767.190	5,415,594.210	
MASTERCARD INC	116,035	384.660	44,634,023.100	
OWENS CORNING	13,227	104.860	1,386,983.220	
LEIDOS HOLDINGS INC	18,061	80.830	1,459,870.630	
AERCAP HOLDINGS NV	24,379	55.470	1,352,303.130	
FIRST SOLAR INC	13,287	178.600	2,373,058.200	
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIONS	15,300	152.870	2,338,911.000	
AECOM TECHNOLOGY CORP	17,000	83.700	1,422,900.000	
DELTA AIR LINES INC	21,592	33.940	732,832.480	
INSULET CORP	9,083	328.760	2,986,127.080	
DISCOVER FINANCIAL	35,918	95.960	3,446,691.280	
TE CONNECTIVITY LTD	43,069	122.940	5,294,902.860	
MASIMO CORP	7,328	187.900	1,376,931.200	
LULULEMON ATHLETICA INC	15,887	386.710	6,143,661.770	
VMWARE INC	29,109	124.120	3,613,009.080	
MERCADOLIBRE INC	6,180	1,243.590	7,685,386.200	
ULTA BEAUTY INC	6,797	520.050	3,534,779.850	
INVESCO LTD	57,267	16.570	948,914.190	
MSCI INC	10,921	473.650	5,172,731.650	
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	209,639	95.560	20,033,102.840	
VISA INC	219,836	231.780	50,953,588.080	
KEURIG DR PEPPER INC	105,959	33.230	3,521,017.570	
AMERICAN WATER WORKS CO INC	26,549	148.430	3,940,668.070	
MARATHON PETROLEUM CORP	63,984	106.900	6,839,889.600	
FORTUNE BRANDS INNOVATIONS INC	16,182	63.850	1,033,220.700	

KINDER MORGAN INC/DELAWARE	279,350	17.040	4,760,124.000
XYLEM INC	25,527	108.970	2,781,677.190
LYONDELLBASELL INDUSTRIES NV	33,932	92.400	3,135,316.800
HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIES INC	6,330	197.510	1,250,238.300
SPLUNK INC	20,626	85.250	1,758,366.500
EPAM SYSTEMS INC	8,162	242.470	1,979,040.140
HCA HEALTHCARE INC	28,857	278.060	8,023,977.420
VERISK ANALYTICS INC	21,512	210.880	4,536,450.560
JAZZ PHARMACEUTICALS PLC	7,792	139.400	1,086,204.800
FLEETCOR TECHNOLOGIES INC	8,881	231.190	2,053,198.390
NXP SEMICONDUCTOR NV	35,214	166.820	5,874,399.480
BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDING CORP	19,741	93.080	1,837,492.280
TARGA RESOURCES CORP	26,950	71.880	1,937,166.000
LEAR CORP	9,620	123.600	1,189,032.000
CBOE GLOBAL MARKETS INC	15,261	136.580	2,084,347.380
SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS INC	28,639	55.350	1,585,168.650
DOLLAR GENERAL CORP	30,721	218.950	6,726,362.950
FORTINET INC	90,828	64.590	5,866,580.520
HORIZON PHARMA PLC	28,293	112.380	3,179,567.340
TESLA INC	362,277	170.060	61,608,826.620
GENERAC HOLDINGS INC	9,111	114.180	1,040,293.980
ENPHASE ENERGY INC	18,723	159.650	2,989,126.950
GENERAL MOTORS CO	193,897	33.260	6,449,014.220
ALLY FINANCIAL INC	39,230	25.320	993,303.600
LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	10,655	190.820	2,033,187.100
APTIV PLC	37,576	93.420	3,510,349.920
PHILLIPS 66	64,680	93.440	6,043,699.200
META PLATFORMS INC	303,449	232.780	70,636,858.220
IQVIA HOLDINGS INC	25,473	188.520	4,802,169.960
DIAMONDBACK ENERGY INC	21,180	132.800	2,812,704.000
SERVICENOW INC	27,592	434.800	11,997,001.600
PALO ALTO NETWORKS INC	41,229	183.930	7,583,249.970
WORKDAY INC	26,011	181.480	4,720,476.280
ABBVIE INC	238,853	148.030	35,357,409.590
ZOETIS INC	63,475	186.230	11,820,949.250
NEWS CORP/NEW-CL A	54,211	17.120	928,092.320
CDW CORP	18,651	165.990	3,095,879.490
HOWMET AEROSPACE INC	47,590	44.000	2,093,960.000
TWILIO INC	25,710	52.370	1,346,432.700
SNAP INC	152,250	8.230	1,253,017.500
TRADE DESK INC A	61,854	62.700	3,878,245.800
LIBERTY MEDIA CORP- LIBERTY-C	28,191	73.470	2,071,192.770

LIBERTY SIRIUSXM GROUP-A	8,845	28.950	256,062.750	
LIBERTY SIRIUSXM GROUP-C	19,871	28.810	572,483.510	
OKTA INC	21,831	73.780	1,610,691.180	
BLACK KNIGHT INC	21,663	54.060	1,171,101.780	
BAKER HUGHES CO	137,839	28.220	3,889,816.580	
LAMB WESTON HOLDINGS INC	18,557	112.090	2,080,054.130	
BROADCOM INC	56,286	630.120	35,466,934.320	
ARES MANAGEMENT CORP	19,534	81.950	1,600,811.300	
MONGODB INC	9,021	241.290	2,176,677.090	
BURLINGTON STORES INC	8,453	183.860	1,554,168.580	
ELANCO ANIMAL HEALTH INC	61,321	9.310	570,898.510	
VEEVA SYSTEMS INC	18,727	179.100	3,354,005.700	
SENSATA TECHNOLOGIES HOLDING PLC	24,938	41.560	1,036,423.280	
EVERGY INC	33,192	62.590	2,077,487.280	
ALLEGION PLC	13,423	108.090	1,450,892.070	
CERIDIAN HCM HOLDING INC	18,314	56.700	1,038,403.800	
STERIS PLC	14,147	189.180	2,676,329.460	
DOCUSIGN INC	26,362	48.730	1,284,620.260	
WIX.COM LTD	8,997	76.850	691,419.450	
DROPBOX INC	45,227	21.310	963,787.370	
KKR & CO INC	74,006	51.510	3,812,049.060	
FUTU HOLDINGS LTD ADR	5,050	42.410	214,170.500	
ZOOM VIDEO COMMUNICATIONS INC	27,770	63.400	1,760,618.000	
MODERNA INC	44,693	137.040	6,124,728.720	
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS INC	35,250	144.610	5,097,502.500	
ARAMARK	31,133	34.790	1,083,117.070	
CIGNA GROUP	41,150	260.740	10,729,451.000	
DELL TECHNOLOGIES INC	32,770	45.390	1,487,430.300	
DOW INC	96,707	54.410	5,261,827.870	
OVINTIV INC	31,603	34.690	1,096,308.070	
AMCOR PLC	188,789	10.420	1,967,181.380	
PINTEREST INC	79,624	21.010	1,672,900.240	
FOX CORP-A	36,501	31.970	1,166,936.970	
FOX CORP-B	28,295	29.390	831,590.050	
CLARIVATE ANALYTICS PLC	42,586	7.650	325,782.900	
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC	28,442	122.450	3,482,722.900	
CHEWY INC	9,648	33.120	319,541.760	
AVANTOR INC	97,157	20.050	1,947,997.850	
DYNATRACE INC	32,648	43.960	1,435,206.080	
CLOUDFLARE INC	35,474	44.070	1,563,339.180	
TRADEWEB MARKETS INC	13,800	71.840	991,392.000	
CARRIER GLOBAL CORP	113,892	42.380	4,826,742.960	
OTIS WORLDWIDE CORP	56,437	85.960	4,851,324.520	
UBER TECHNOLOGIES INC	204,870	37.750	7,733,842.500	
CORTEVA INC	97,725	58.250	5,692,481.250	
MATCH GROUP INC	35,259	33.220	1,171,303.980	
FERGUSON PLC	27,517	139.510	3,838,896.670	

BILL HOLDINGS INC	11,988	94.040	1,127,351.520	
BLACKSTONE INC	95,741	82.160	7,866,080.560	
PAYLOCITY HOLDING CORP	5,322	173.320	922,409.040	
CARLYLE GROUP INC	24,530	26.700	654,951.000	
DATADOG INC	35,218	76.570	2,696,642.260	
SEAGATE TECHNOLOGY HOLDINGS PLC	25,689	55.940	1,437,042.660	
INGERSOLL RAND INC	50,384	59.170	2,981,221.280	
GE HEALTHCARE TECHNOLOGIES INC	50,030	78.990	3,951,869.700	
PAYCOM SOFTWARE INC	7,334	272.630	1,999,468.420	
RIVIAN AUTOMOTIVE INC	38,342	13.410	514,166.220	
UNITY SOFTWARE INC	30,839	26.460	815,999.940	
AON PLC	27,982	328.400	9,189,288.800	
WARNER BROS DISCOVERY INC	320,115	12.890	4,126,282.350	
TEXAS PACIFIC LAND CORP	906	1,412.150	1,279,407.900	
BENTLEY SYSTEMS INC	28,502	42.600	1,214,185.200	
COINBASE GLOBAL INC	17,399	58.240	1,013,317.760	
AIRBNB INC	51,788	119.900	6,209,381.200	
CONSTELLATION ENERGY CORP	44,942	79.490	3,572,439.580	
ROYALTY PHARMA PLC	48,700	35.100	1,709,370.000	
ROBLOX CORP	51,683	35.050	1,811,489.150	
ZOOMINFO TECHNOLOGIES INC	41,904	20.550	861,127.200	
VIATRIS INC	150,826	9.280	1,399,665.280	
CAESARS ENTERTAINMENT INC	26,734	44.680	1,194,475.120	
CHESAPEAKE ENERGY CORP	15,846	78.640	1,246,129.440	
HF SINCLAIR CORP	20,299	38.380	779,075.620	
SNOWFLAKE INC	30,955	154.170	4,772,332.350	
DOORDASH INC	33,971	62.900	2,136,775.900	
ARISTA NETWORKS INC	33,511	137.980	4,623,847.780	
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	55,400	60.530	3,353,362.000	
PALANTIR TECHNOLOGIES INC	234,244	7.410	1,735,748.040	
FNF GROUP	31,004	34.140	1,058,476.560	
JACOBS SOLUTIONS INC	16,615	119.130	1,979,344.950	
MARVELL TECHNOLOGY INC	117,157	40.970	4,799,922.290	
APA CORP	40,946	33.220	1,360,226.120	
LINDE PLC	66,552	366.370	24,382,656.240	
LUCID GROUP INC	44,910	7.730	347,154.300	
U-HAUL HOLDING CO	11,981	54.850	657,157.850	
ASPEN TECHNOLOGY INC	3,721	172.570	642,132.970	
TOAST INC	32,620	18.430	601,186.600	
GRAB HOLDINGS LTD	168,328	3.020	508,350.560	
CATALENT INC	20,564	47.750	981,931.000	
SYNCHRONY FINANCIAL	65,868	27.340	1,800,831.120	

	CITIZENS FINANCIAL GROUP INC	63,378	26.440	1,675,714.320	
	CYBERARK SOFTWARE LTD	5,237	132.880	695,892.560	
	KEYSIGHT TECHNOLOGIES INC	22,760	143.660	3,269,701.600	
	HUBSPOT INC	5,895	444.210	2,618,617.950	
	QORVO INC	14,144	92.910	1,314,119.040	
	LIBERTY BROADBAND CORP-C W/I	15,335	80.120	1,228,640.200	
	SOLAREGE TECHNOLOGIES INC	7,789	293.390	2,285,214.710	
	GODADDY INC	19,713	69.650	1,373,010.450	
	ETSY INC	18,558	90.000	1,670,220.000	
	TRANSUNION	25,708	64.690	1,663,050.520	
	ALCOA CORP	23,941	36.150	865,467.150	
	BLOCK INC	74,347	59.250	4,405,059.750	
	DUPONT DE NEMOURS INC	68,003	65.510	4,454,876.530	
	COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNERS PLC	26,221	65.600	1,720,097.600	
	WESTROCK CO	34,286	28.450	975,436.700	
	KRAFT HEINZ CO	101,276	41.320	4,184,724.320	
	NOVOCURE LTD	12,317	68.230	840,388.910	
	FORTIVE CORP	42,608	64.720	2,757,589.760	
	WASTE CONNECTIONS INC	35,315	140.820	4,973,058.300	
	ALPHABET INC-CL A	803,970	105.570	84,875,112.900	
	HEWLETT PACKARD ENTERPRISE CO	173,258	14.110	2,444,670.380	
	PAYPAL HOLDINGS INC	145,052	74.970	10,874,548.440	
	SEA LTD ADR	50,316	78.410	3,945,277.560	
	EQUITABLE HOLDINGS INC	56,768	24.030	1,364,135.040	
	ZILLOW GROUP INC-C	22,374	48.680	1,089,166.320	
	ALPHABET INC-CL C	742,419	106.215	78,856,034.080	
	ZSCALER INC	12,304	89.460	1,100,715.840	
	ATLASSIAN CORP PLC	19,972	135.730	2,710,799.560	
	ROKU INC	15,660	54.970	860,830.200	
	CHARTER COMMUNICATIONS INC	14,968	350.850	5,251,522.800	
	VISTRA CORP	49,633	23.420	1,162,404.860	
アメリカ・ドル	小計	45,712,229		4,817,271,342.470 (651,006,049,224)	
イギリス・ポンド	ANTOFAGASTA PLC	45,963	14.695	675,426.280	
	ASHTREAD GROUP	58,565	46.370	2,715,659.050	
	SEVERN TRENT PLC	31,034	29.750	923,261.500	
	BARCLAYS PLC	2,207,571	1.532	3,381,998.770	
	BARRATT DEVELOPMENTS PLC	124,196	5.034	625,202.660	
	BT GROUP PLC	904,198	1.555	1,406,027.890	
	BUNZL PLC	46,691	31.730	1,481,505.430	
	AVIVA PLC	353,288	4.146	1,464,732.040	
	CRODA INTERNATIONAL	20,573	68.440	1,408,016.120	

DIAGEO PLC	306,300	36.705	11,242,741.500
SCHRODERS PLC	110,366	4.698	518,499.460
DCC PLC	16,599	48.650	807,541.350
NATIONAL GRID PLC	497,162	11.505	5,719,848.810
KINGFISHER PLC	225,392	2.529	570,016.360
BAE SYSTEMS PLC	425,672	9.902	4,215,004.140
BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	289,114	28.040	8,106,756.560
HALMA PLC	51,066	23.900	1,220,477.400
NEXT PLC	16,093	68.000	1,094,324.000
IMPERIAL BRANDS PLC	125,526	19.000	2,384,994.000
JOHNSON MATTHEY PLC	19,976	19.435	388,233.560
ANGLO AMERICAN PLC	176,521	24.470	4,319,468.870
COMPASS GROUP PLC	240,717	20.690	4,980,434.730
HSBC HOLDINGS PLC	2,680,375	5.998	16,076,889.250
LEGAL & GENERAL GROUP PLC	856,399	2.283	1,955,158.910
UNILEVER PLC	341,116	43.990	15,005,692.840
UNITED UTILITIES GROUP PLC	90,569	10.945	991,277.700
ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	42,351	19.230	814,409.730
PEARSON PLC	84,159	8.246	693,975.110
PERSIMMON PLC	56,474	13.675	772,281.950
PRUDENTIAL PLC	379,082	11.885	4,505,389.570
RIO TINTO PLC	153,140	49.920	7,644,748.800
VODAFONE GROUP PLC	3,693,933	0.950	3,509,236.350
RECKITT BENCKISER GROUP PLC	97,637	64.340	6,281,964.580
RELX PLC	259,441	24.340	6,314,793.940
RENTOKIL INITIAL PLC	317,679	6.304	2,002,648.410
ROLLS ROYCE HOLDINGS PLC	1,121,924	1.511	1,695,227.160
NATWEST GROUP PLC	684,417	2.593	1,774,693.280
ST JAMES' S PLACE PLC	67,448	11.265	759,801.720
SSE PLC	145,097	18.615	2,700,980.650
BP PLC	2,434,799	4.923	11,986,515.470
SAGE GROUP PLC (THE)	128,893	8.124	1,047,126.730
SMITHS GROUP PLC	51,695	16.720	864,340.400
SPIRAX-SARCO ENGINEERING PLC	10,751	114.450	1,230,451.950
STANDARD CHARTERED PLC	316,670	6.052	1,916,486.840
LLOYDS BANKING GROUP PLC	9,257,724	0.458	4,240,037.590
TAYLOR WIMPLEY PLC	569,863	1.260	718,027.380
TESCO PLC	1,032,016	2.830	2,920,605.280
3I GROUP PLC	125,530	17.730	2,225,646.900
SMITH & NEPHEW PLC	125,930	12.660	1,594,273.800
GSK PLC	553,801	14.624	8,098,785.820
LONDON STOCK EXCHANGE PLC	51,576	83.580	4,310,722.080
WPP PLC	142,785	8.890	1,269,358.650

	ASTRAZENECA PLC	208,861	119.220	24,900,408.420	
	WHITBREAD PLC	25,470	32.530	828,539.100	
	INTERTEK GROUP PLC	23,309	42.180	983,173.620	
	BURBERRY GROUP PLC	52,229	25.430	1,328,183.470	
	INTERCONTINENTAL HOTELS	21,752	54.120	1,177,218.240	
	SAINSBURY (J) PLC	283,091	2.873	813,320.440	
	ADMIRAL GROUP PLC	21,325	22.360	476,827.000	
	THE BERKELEY GROUP HOLDINGS	16,489	44.660	736,398.740	
	HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	18,455	18.740	345,846.700	
	ABRDN PLC	285,831	2.074	592,813.490	
	EXPERIAN PLC	121,741	26.930	3,278,485.130	
	MONDI PLC	58,887	12.820	754,931.340	
	HARGREAVES LANSDOWN PLC	36,942	7.924	292,728.400	
	OCADO GROUP PLC	69,766	4.955	345,690.530	
	INFORMA PLC	186,195	6.948	1,293,682.860	
	GLENCORE PLC	1,408,346	4.441	6,254,464.580	
	ENTAIN PLC	74,451	14.790	1,101,130.290	
	COCA-COLA HBC AG	31,035	25.200	782,082.000	
	PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	86,717	5.776	500,877.390	
	M&G PLC	270,401	2.029	548,643.620	
	JD SPORTS FASHION PLC	382,071	1.626	621,247.440	
	HALEON PLC	703,324	3.415	2,401,851.460	
	SHELL PLC	951,603	23.905	22,748,069.710	
	AUTO TRADER GROUP PLC	110,833	6.430	712,656.190	
	イギリス・ポンド 小計	37,614,981		249,390,989.480 (42,566,054,084)	
イスラエル・ シュケル	BANK HAPOLIM BM	187,404	32.410	6,073,763.640	
	BANK LEUMI LE-ISRAEL BM	228,914	28.900	6,615,614.600	
	BEZEQ ISRAELI TELECOMMUNICATION CORP LTD	287,773	5.150	1,482,030.950	
	FIRST INTERNATIONAL BANK OF ISRAEL LTD/THE	7,896	137.700	1,087,279.200	
	ELBIT SYSTEMS LTD	3,330	702.300	2,338,659.000	
	TOWER SEMICONDUCTOR LTD	12,574	157.400	1,979,147.600	
	ISRAEL DISCOUNT BANK LTD	162,944	18.480	3,011,205.120	
	ICL GROUP LTD	103,067	22.390	2,307,670.130	
	NICE LTD	9,053	686.600	6,215,789.800	
	MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	17,440	121.800	2,124,192.000	
	AZRIELI GROUP	4,672	217.000	1,013,824.000	
	イスラエル・シュケル 小計	1,025,067		34,249,176.040 (1,271,034,872)	
オーストラリア・ ドル	RAMSAY HEALTH CARE LTD	28,306	60.430	1,710,531.580	
	WESTPAC BANKING CORPORATION	478,692	21.350	10,220,074.200	

FORTESCUE METALS GROUP LTD	234,609	20.250	4,750,832.250
TELSTRA GROUP LTD	482,855	4.330	2,090,762.150
ASX LTD	23,664	69.150	1,636,365.600
BHP GROUP LTD	680,355	44.050	29,969,637.750
AMPOL LTD	31,828	29.350	934,151.800
COMPUTERSHARE LT	72,081	21.750	1,567,761.750
CSL LIMITED	65,382	301.050	19,683,251.100
REA GROUP LTD	6,134	138.390	848,884.260
TRANSURBAN GROUP	405,358	14.730	5,970,923.340
COCHLEAR LTD	8,356	245.590	2,052,150.040
ORIGIN ENERGY LTD	213,229	8.420	1,795,388.180
COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	227,639	96.130	21,882,937.070
RIO TINTO LIMITED	49,873	109.370	5,454,610.010
APA GROUP	164,300	10.410	1,710,363.000
ARISTOCRAT LEISU	76,675	37.570	2,880,679.750
INSURANCE AUSTRALIA GROUP LT	360,082	4.960	1,786,006.720
JAMES HARDIE INDUSTRIES PLC	60,767	33.640	2,044,201.880
IGO LTD	91,947	14.380	1,322,197.860
ORICA LTD	63,862	16.070	1,026,262.340
LEND LEASE CORP LTD	107,181	7.770	832,796.370
BLUESCOPE STEEL LTD	75,503	19.630	1,482,123.890
MACQUARIE GROUP LTD	50,698	177.350	8,991,290.300
SUNCORP GROUP LTD	161,737	12.500	2,021,712.500
NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	430,429	26.580	11,440,802.820
NEWCREST MINING LTD	126,686	29.800	3,775,242.800
QANTAS AIRWAYS LIMITED	112,659	6.320	712,004.880
QBE INSURANCE GROUP LIMITED	215,572	15.350	3,309,030.200
NORTHERN STAR RESOURCES LTD	162,629	14.100	2,293,068.900
REECE LTD	31,558	18.090	570,884.220
SANTOS LTD	417,358	7.160	2,988,283.280
SONIC HEALTHCARE	64,897	35.730	2,318,769.810
WASHINGTON H SOUL PATTINSON & CO LTD	25,985	31.610	821,385.850
WESFARMERS LTD	158,315	51.510	8,154,805.650
WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	264,886	33.100	8,767,726.600
WOOLWORTHS GROUP LTD	169,400	39.080	6,620,152.000
SEEK LTD	39,064	23.600	921,910.400
MINERAL RESOURCES LTD	21,179	70.400	1,491,001.600
BRAMBLES LTD	177,669	14.180	2,519,346.420
PILBARA MINERALS LTD	327,947	4.400	1,442,966.800
AURIZON HOLDINGS LTD	222,849	3.450	768,829.050
TREASURY WINE ESTATES	87,104	13.680	1,191,582.720

	LTD				
	XERO LTD	18,860	92.080	1,736,628.800	
	IDP EDUCATION LTD	23,781	26.260	624,489.060	
	LOTTERY CORP LTD	291,270	4.990	1,453,437.300	
	ENDEAVOUR GROUP LTD/AUSTRALIA	160,470	6.430	1,031,822.100	
	ANZ GROUP HOLDINGS LTD	410,226	23.800	9,763,378.800	
	MEDIBANK PVT LTD	412,751	3.580	1,477,648.580	
	SOUTH32 LTD(AUD)	596,694	4.130	2,464,346.220	
	COLES GROUP LTD	171,684	18.250	3,133,233.000	
	WISETECH GLOBAL LTD	21,310	68.000	1,449,080.000	
	オーストラリア・ドル 小計	9,384,345		217,907,753.550 (19,860,112,659)	
カナダ・ドル	AGNICO EAGLE MINES LTD	67,555	80.040	5,407,102.200	
	BARRICK GOLD CORP	239,565	27.050	6,480,233.250	
	BANK OF MONTREAL	90,726	117.730	10,681,171.980	
	BANK OF NOVA SCOTIA	160,517	66.940	10,745,007.980	
	NATIONAL BANK OF CANADA	46,066	101.560	4,678,462.960	
	BCE INC	7,697	64.440	495,994.680	
	BROOKFIELD CORP	194,244	41.980	8,154,363.120	
	SAPUTO INC	34,582	34.090	1,178,900.380	
	ALGONQUIN POWER & UTILITIES CO	92,311	11.800	1,089,269.800	
	DESCARTES SYSTEMS GRP (THE)	11,508	102.220	1,176,347.760	
	CGI INC	27,918	134.490	3,754,691.820	
	CCL INDUSTRIES INC	21,058	64.050	1,348,764.900	
	CAE INC	40,808	29.550	1,205,876.400	
	CAMECO CORP	54,264	36.890	2,001,798.960	
	ROGERS COMM-CL B	46,626	65.890	3,072,187.140	
	CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	123,724	55.560	6,874,105.440	
	CANADIAN NATURAL RESOURCES	151,940	77.090	11,713,054.600	
	CANADIAN TIRE CORP-CL A	6,465	174.650	1,129,112.250	
	CANADIAN UTILITIES LTD	16,330	39.320	642,095.600	
	CANADIAN NATL RAILWAY CO	77,911	163.070	12,704,946.770	
	GILDAN ACTIVEWEAR INC	21,713	39.490	857,446.370	
	OPEN TEXT CORP	33,217	55.410	1,840,553.970	
	EMPIRE CO LTD	20,608	35.140	724,165.120	
	KINROSS GOLD CORP	132,063	7.140	942,929.820	
	RITCHIE BROS AUCTIONEERS INC	26,641	76.140	2,028,445.740	
	FORTIS INC	62,031	60.840	3,773,966.040	
	FIRST QUANTUM MINERALS LTD	85,421	35.800	3,058,071.800	
	TELUS CORP	31,890	28.130	897,065.700	
	GREAT WEST LIFECO INC	34,208	38.530	1,318,034.240	
	IMPERIAL OIL LTD	27,246	62.340	1,698,515.640	
	ENBRIDGE INC	278,758	53.430	14,894,039.940	

IGM FINANCIAL INC	12,478	38.650	482,274.700	
MANULIFE FINANCIAL CORP	249,587	26.490	6,611,559.630	
LOBLAW CO LTD	21,600	122.340	2,642,544.000	
ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	112,792	67.210	7,580,750.320	
MAGNA INTERNATIONAL INC	35,844	72.290	2,591,162.760	
SUN LIFE FINANCIAL INC	81,434	65.130	5,303,796.420	
FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	3,229	929.420	3,001,097.180	
METRO INC	30,428	77.000	2,342,956.000	
EMERA INC	36,998	58.760	2,174,002.480	
ONEX CORP	10,157	61.160	621,202.120	
PAN AMERICAN SILVER CORP	55,373	24.270	1,343,902.710	
POWER CORP OF CANADA	76,591	35.810	2,742,723.710	
QUEBECOR INC-B	17,195	33.640	578,439.800	
ROYAL BANK OF CANADA	184,606	131.080	24,198,154.480	
CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY LTD	126,848	108.390	13,749,054.720	
SUNCOR ENERGY INC	185,738	39.680	7,370,083.840	
LUNDIN MINING CORP	77,139	10.710	826,158.690	
TECK RESOURCES LTD-CL B	58,904	58.370	3,438,226.480	
THOMSON REUTERS CORP	22,378	160.370	3,588,759.860	
TOROMONT INDUSTRIES LTD	13,698	104.830	1,435,961.340	
TORONTO DOMINION BANK (THE) C\$	242,158	83.300	20,171,761.400	
TC ENERGY CORP	139,293	55.940	7,792,050.420	
WEST FRASER TIMBER CO LTD	8,102	100.380	813,278.760	
WESTON (GEORGE) LTD	9,839	175.110	1,722,907.290	
INTACT FINANCIAL CORP	24,452	199.870	4,887,221.240	
WHEATON PRECIOUS METALS CORP	58,539	69.720	4,081,339.080	
CONSTELLATION SOFTWARE INC	2,805	2,603.720	7,303,434.600	
FRANCO-NEVADA CORP NPR	26,282	212.880	5,594,912.160	
TOURMALINE OIL CORP	46,466	58.480	2,717,331.680	
KEYERA CORP	39,467	31.390	1,238,869.130	
PARKLAND CORP	15,665	33.010	517,101.650	
ALTAGAS LTD	33,833	23.290	787,970.570	
PEMBINA PIPELINE CORP	69,235	43.470	3,009,645.450	
DOLLARAMA INC	36,204	82.960	3,003,483.840	
CENOVUS ENERGY INC W/I	202,950	21.330	4,328,923.500	
ARC RESOURCES LTD	78,639	17.250	1,356,522.750	
NORTHLAND POWER INC	34,152	32.400	1,106,524.800	
ELEMENT FLEET MANAGEMENT CORP	51,243	17.450	894,190.350	
TMX GROUP LTD	7,040	140.840	991,513.600	
BRP INC	4,307	99.210	427,297.470	
IVANHOE MINES LTD	98,820	12.350	1,220,427.000	
NUTRIEN LTD	71,801	87.030	6,248,841.030	

	TFI INTERNATIONAL INC	11,591	142.120	1,647,312.920	
	WSP GLOBAL INC	17,782	178.540	3,174,798.280	
	IA FINANCIAL CORP INC	12,516	88.070	1,102,284.120	
	GFL ENVIRONMENTAL INC	27,577	47.640	1,313,768.280	
	NUVEI CORP	7,929	54.540	432,447.660	
	BROOKFIELD RENEWABLE CORP	16,103	46.870	754,747.610	
	BROOKFIELD ASSET MANAGEMENT LTD	52,249	43.290	2,261,859.210	
	AIR CANADA	41,444	20.460	847,944.240	
	RESTAURANT BRANDS INTERNATIONAL INC	41,208	95.800	3,947,726.400	
	SHOPIFY INC	158,231	83.040	13,139,502.240	
	FIRSTSERVICE CORP	5,237	196.340	1,028,232.580	
	HYDRO ONE LTD	46,225	39.590	1,830,047.750	
カナダ・ドル 小計		5,418,012		330,885,752.670 (33,406,225,590)	
シンガポール・ ドル	SINGAPORE TECH ENG	169,000	3.620	611,780.000	
	DBS GROUP HOLDINGS LTD	244,510	31.900	7,799,869.000	
	CITY DEVELOPMENTS LTD	39,400	7.000	275,800.000	
	SEATRUM LTD	7,235,222	0.130	940,578.860	
	JARDINE CYCLE & CARRIAGE LTD	15,500	33.760	523,280.000	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	99,800	9.540	952,092.000	
	GENTING SINGAPORE LTD	761,193	1.100	837,312.300	
	KEPPEL CORP LTD	184,900	6.450	1,192,605.000	
	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	459,198	12.650	5,808,854.700	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	1,092,930	2.590	2,830,688.700	
	SINGAPORE AIRLINES LTD	162,700	5.880	956,676.000	
	UNITED OVERSEAS BANK LTD	153,766	27.990	4,303,910.340	
	UOL GROUP LIMITED	43,600	7.100	309,560.000	
	VENTURE CORP LTD	43,800	17.060	747,228.000	
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	258,500	3.880	1,002,980.000	
CAPITALAND INVESTMENT LTD SINGAPORE	431,290	3.780	1,630,276.200		
シンガポール・ドル 小計		11,395,309		30,723,491.100 (3,131,338,213)	
スイス・フラン	LOGITECH INTL-REG	23,734	57.360	1,361,382.240	
	NESTLE SA-REGISTERED	371,943	116.460	43,316,481.780	
	CIE FINANC RICHEMONT	70,991	147.950	10,503,118.450	
	ROCHE HOLDING AG- GENUSSSCHEIN	94,934	283.700	26,932,775.800	
	SCHINDLER HOLDING-PART CERT	5,311	201.400	1,069,635.400	
	SIKA INHABER	20,139	249.100	5,016,624.900	
	SGS SA-REG	23,250	81.180	1,887,435.000	
	NOVARTIS AG-REG SHS	291,679	93.210	27,187,399.590	

	BALOISE HOLDING AG -R	8,149	142.000	1,157,158.000	
	BARRY CALLEBAUT AG	460	1,954.000	898,840.000	
	CLARIANT AG-REG	44,162	14.340	633,283.080	
	SWISSCOM AG-REG	3,431	605.400	2,077,127.400	
	ABB LTD	212,002	32.040	6,792,544.080	
	ADECCO GROUP AG-REG	19,842	29.680	588,910.560	
	GEBERIT AG	4,577	513.400	2,349,831.800	
	LONZA GROUP AG-REG	10,240	580.400	5,943,296.000	
	LINDT & SPRUENGLI PART	137	11,210.000	1,535,770.000	
	LINDT & SPRUENGLI NAMEN	16	111,200.000	1,779,200.000	
	GIVAUDAN-REG	1,279	3,174.000	4,059,546.000	
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	20,856	429.400	8,955,566.400	
	ROCHE HOLDING AG-BEARER	3,612	307.800	1,111,773.600	
	HOLCIM LTD	75,608	60.040	4,539,504.320	
	TEMENOS GROUP	7,082	72.580	514,011.560	
	BACHEM HOLDING AG	4,673	105.000	490,665.000	
	SONOVA HOLDING AG	6,984	287.500	2,007,900.000	
	KUEHNE & NAGEL INTL AG	6,887	270.800	1,864,999.600	
	STRAUMANN HOLDING AG	14,531	142.050	2,064,128.550	
	THE SWATCH GROUP AG-B	3,215	297.400	956,141.000	
	THE SWATCH GROUP AG-REG	9,259	54.600	505,541.400	
	SCHINDLER NAMEN	2,720	191.800	521,696.000	
	SWISS LIFE HOLDING AG	3,978	548.200	2,180,739.600	
	BANQUE CANTONALE VAUD	4,903	90.650	444,456.950	
	EMS-CHEMIE HOLDING	810	732.000	592,920.000	
	SWISS PRIME SITE AG	13,636	80.100	1,092,243.600	
	PARTNERS GROUP HOLDING AG	2,956	861.000	2,545,116.000	
	JULIUS BAER GROUP LTD	26,865	62.600	1,681,749.000	
	SWISS RE LTD	41,653	88.780	3,697,953.340	
	BKW AG	3,194	156.900	501,138.600	
	SIG GROUP AG	38,322	25.640	982,576.080	
	ALCON INC	68,865	65.160	4,487,243.400	
	UBS GROUP AG	447,218	17.400	7,781,593.200	
	VAT GROUP AG	3,325	325.400	1,081,955.000	
スイス・フラン	小計	2,017,428		195,691,972.280 (29,698,213,713)	
スウェーデン・ クローナ	ATLAS COPCO AB-A SHS	361,234	148.400	53,607,125.600	
	ATLAS COPCO AB-B SHS	194,204	130.950	25,431,013.800	
	ERICSSON LM-B SHS	418,000	55.360	23,140,480.000	
	GETINGE AB-B SHS	25,755	252.700	6,508,288.500	
	INVESTOR AB-A SHS	62,097	221.800	13,773,114.600	
	LUNDBERGS B	7,859	489.100	3,843,836.900	
	SKF AB-B SHS	46,594	184.750	8,608,241.500	
	SANDVIK AB	150,884	206.200	31,112,280.800	
	SKANDINAVISKA ENSKILDA BAN-A	222,348	114.300	25,414,376.400	
	SKANSKA AB-B SHS	43,937	153.600	6,748,723.200	

	SWEDBANK AB	130,971	171.950	22,520,463.450	
	SVENSKA CELLULOSA AB-B SHS	92,465	145.850	13,486,020.250	
	SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS	184,499	87.720	16,184,252.280	
	VOLVO AB-A SHS	24,198	211.000	5,105,778.000	
	VOLVO AB-B SHS	209,640	205.350	43,049,574.000	
	HOLMEN AB-B SHS	10,142	410.400	4,162,276.800	
	TELE2 AB-B SHS	67,654	106.050	7,174,706.700	
	INDUSTRIVARDEN A	15,292	290.500	4,442,326.000	
	INDUSTRIVARDEN C	21,325	289.800	6,179,985.000	
	ELECTROLUX AB-SER B	26,907	169.800	4,568,808.600	
	SECURITAS AB-B SHS	76,085	86.000	6,543,310.000	
	INVESTOR AB-B SHS	254,673	217.900	55,493,246.700	
	HENNES&MAURITZ AB-B SHS	110,008	144.720	15,920,357.760	
	ASSA ABLOY AB-B	140,043	243.100	34,044,453.300	
	TELIA CO AB	344,810	27.290	9,409,864.900	
	BOLIDEN AB	36,260	366.700	13,296,542.000	
	ALFA LAVAL AB	35,313	384.000	13,560,192.000	
	KINNEVIK AB-B	36,278	168.900	6,127,354.200	
	FASTIGHETS AB BALDER	72,942	44.610	3,253,942.620	
	INDUTRADE AB	39,178	255.000	9,990,390.000	
	HUSQVARNA AB-B SHS	47,769	90.060	4,302,076.140	
	NIBE INDUSTRIER AB	212,832	114.200	24,305,414.400	
	SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM AB	18,380	256.000	4,705,280.000	
	HEXAGON AB-B SHS	275,826	116.100	32,023,398.600	
	SAGAX AB	28,022	241.800	6,775,719.600	
	EPIROC AB-A	84,563	204.800	17,318,502.400	
	EPIROC AB-B	61,487	174.900	10,754,076.300	
	ESSITY AB-B	86,900	310.900	27,017,210.000	
	EQT AB	55,194	213.700	11,794,957.800	
	EMBRACER GROUP AB	79,791	51.610	4,118,013.510	
	VOLVO CAR AB	63,710	38.530	2,454,746.300	
	LIFCO AB	26,835	238.200	6,392,097.000	
	EVOLUTION AB	25,280	1,287.400	32,545,472.000	
	NORDEA BANK ABP	457,613	109.220	49,980,491.860	
	INVESTMENT AB LATOUR	13,616	228.400	3,109,894.400	
	スウェーデン・クローナ 小計	4,999,413		730,298,676.170 (9,705,669,406)	
デンマーク・クローネ	CARLSBERG AS-B	12,549	1,123.500	14,098,801.500	
	A P MOLLER A/S	663	11,820.000	7,836,660.000	
	AP MOLLER MAERSK A	520	11,640.000	6,052,800.000	
	DANSKE BANK A/S	88,591	135.800	12,030,657.800	
	GENMAB A/S	8,614	2,731.000	23,524,834.000	
	NOVOZYMES-B SHS	29,795	345.600	10,297,152.000	
	ROCKWOOL AS	873	1,680.500	1,467,076.500	
	NOVO NORDISK A/S-B	223,550	1,094.000	244,563,700.000	
	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	140,190	189.380	26,549,182.200	

	COLOPLAST-B	15,343	980.000	15,036,140.000	
	DSV A/S	24,578	1,291.000	31,730,198.000	
	DEMANT A/S	11,367	292.500	3,324,847.500	
	TRYG A/S	44,887	156.450	7,022,571.150	
	PANDORA A/S	12,473	601.000	7,496,273.000	
	CHRISTIAN HANSEN HOLDING A/S	12,538	517.400	6,487,161.200	
	ORSTED A/S	26,911	630.800	16,975,458.800	
デンマーク・クローネ 小計		653,442		434,493,513.650 (8,685,525,338)	
ニュージーランド・ドル	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	164,341	8.750	1,437,983.750	
	EBOS GROUP LTD	25,631	44.190	1,132,633.890	
	FISHER & PAYKEL	78,460	27.000	2,118,420.000	
	SPARK NEW ZEALAND LTD	219,038	5.170	1,132,426.460	
	MIGHTY RIVER POWER LTD	62,834	6.445	404,965.130	
	MERIDIAN ENERGY LTD	239,308	5.350	1,280,297.800	
ニュージーランド・ドル 小計		789,612		7,506,727.030 (638,972,605)	
ノルウェー・クローネ	MOWI ASA	56,375	191.350	10,787,356.250	
	NORSK HYDRO ASA	210,898	73.160	15,429,297.680	
	TELENOR ASA	85,954	128.000	11,002,112.000	
	KONGSBERG GRUPPEN ASA	11,185	473.800	5,299,453.000	
	ORKLA ASA	116,068	75.460	8,758,491.280	
	EQUINOR ASA	132,805	310.500	41,235,952.500	
	YARA INTERNATIONAL ASA	19,834	431.900	8,566,304.600	
	AKER BP ASA	38,723	241.300	9,343,859.900	
	SALMAR ASA	7,248	448.700	3,252,177.600	
	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	25,721	181.900	4,678,649.900	
	ADEVINTA ASA	24,382	81.150	1,978,599.300	
	DNB BANK ASA	139,232	185.400	25,813,612.800	
ノルウェー・クローネ 小計		868,425		146,145,866.810 (1,869,205,636)	
ユーロ	CRH PLC	102,020	44.740	4,564,374.800	
	FLUTTER ENTERTAINMENT PLC	23,185	177.350	4,111,859.750	
	KERRY GROUP PLC-A	20,761	95.540	1,983,505.940	
	KINGSPAN GROUP PLC	21,860	61.420	1,342,641.200	
	UMICORE	24,290	29.580	718,498.200	
	AIR LIQUIDE	70,234	163.400	11,476,235.600	
	AIRBUS SE	80,311	122.200	9,814,004.200	
	AXA SA	250,734	28.860	7,236,183.240	
	VEOLIA ENVIRONNEMENT	85,994	28.340	2,437,069.960	
	ADIDAS AG	22,590	170.340	3,847,980.600	
	ASSICURAZIONI GENERALI	144,613	18.840	2,724,508.920	
	DASSAULT AVIATION SA	3,120	170.400	531,648.000	
	DANONE	88,043	60.390	5,316,916.770	
	SAFRAN SA	46,683	137.700	6,428,249.100	

INTESA SANPAOLO	2, 233, 744	2. 432	5, 432, 465. 400	
BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	45, 234	107. 540	4, 864, 464. 360	
ACCOR SA	20, 392	32. 170	656, 010. 640	
BOUYGUES	29, 123	31. 610	920, 578. 030	
BNP PARIBAS	147, 219	57. 890	8, 522, 507. 910	
THALES SA	15, 023	136. 350	2, 048, 386. 050	
CAPGEMINI SA	22, 531	167. 450	3, 772, 815. 950	
UNICREDIT SPA	266, 042	18. 940	5, 038, 835. 480	
D' IETEREN TRDG	2, 736	170. 500	466, 488. 000	
COMMERZBANK AG	141, 036	9. 762	1, 376, 793. 430	
EIFFAGE	11, 784	105. 050	1, 237, 909. 200	
FRESENIUS SE & CO KGAA	58, 814	25. 420	1, 495, 051. 880	
UNITED INTERNET	10, 010	14. 710	147, 247. 100	
PUBLICIS GROUPE	29, 383	70. 420	2, 069, 150. 860	
IBERDROLA SA	828, 982	11. 800	9, 781, 987. 600	
ENI SPA	340, 270	13. 570	4, 617, 463. 900	
JERONIMO MARTINS	34, 644	22. 920	794, 040. 480	
KESKO OYJ-B	35, 252	19. 030	670, 845. 560	
KBC GROUPE	35, 962	63. 380	2, 279, 271. 560	
HANNOVER RUECK SE	8, 405	187. 300	1, 574, 256. 500	
WARTSILA OYJ	50, 956	10. 720	546, 248. 320	
L' OREAL	32, 571	424. 450	13, 824, 760. 950	
LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	37, 297	876. 900	32, 705, 739. 300	
GEA GROUP AG	24, 987	40. 020	999, 979. 740	
BOLLORE	114, 808	6. 060	695, 736. 480	
MEDIOBANCA SPA	86, 792	9. 980	866, 184. 160	
MICHELIN (CGDE) -B	88, 698	29. 430	2, 610, 382. 140	
CONTINENTAL AG	13, 417	64. 040	859, 224. 680	
DEUTSCHE POST AG-REG	136, 158	41. 875	5, 701, 616. 250	
OMV AG	17, 258	42. 130	727, 079. 540	
VERBUND AG	10, 663	78. 800	840, 244. 400	
PERNOD-RICARD	28, 172	214. 500	6, 042, 894. 000	
PORSCHE AUTOMOBIL HLDG- PFD	23, 311	50. 960	1, 187, 928. 560	
RENAULT SA	27, 902	32. 800	915, 185. 600	
REPSOL SA	179, 874	13. 000	2, 338, 362. 000	
REMY COINTREAU	2, 866	162. 400	465, 438. 400	
MERCK KGAA	18, 389	165. 500	3, 043, 379. 500	
COMPAGNIE DE SAINT- GOBAIN	62, 911	52. 100	3, 277, 663. 100	
RWE AG	85, 480	41. 470	3, 544, 855. 600	
SEB SA	2, 596	103. 300	268, 166. 800	
SOCIETE GENERALE-A	115, 239	21. 620	2, 491, 467. 180	
VINCI S. A.	72, 410	109. 080	7, 898, 482. 800	
SODEXO	12, 910	96. 720	1, 248, 655. 200	
SOFINA	2, 281	206. 600	471, 254. 600	
SOLVAY SA	9, 070	107. 800	977, 746. 000	
SCHNEIDER ELECTRIC SE	73, 488	158. 640	11, 658, 136. 320	

VIVENDI SE	98,944	9.822	971,827.960
SAP SE	139,754	122.180	17,075,143.720
TELEFONICA S. A	750,387	4.025	3,020,307.670
TOTALENERGIES SE	335,862	56.130	18,851,934.060
VALEO	26,570	17.135	455,276.950
E. ON SE	308,720	12.110	3,738,599.200
VOEST-ALPINE AG	18,032	31.060	560,073.920
HENKEL AG & CO KGAA	13,376	66.960	895,656.960
SIEMENS AG-REG	102,581	150.480	15,436,388.880
UPM-KYMMENE OYJ	77,752	30.160	2,345,000.320
ING GROEP NV-CVA	514,463	11.206	5,765,072.370
PUMA AG	12,194	51.860	632,380.840
BAYER AG	133,908	58.700	7,860,399.600
STORA ENSO OYJ-R SHS	74,960	12.035	902,143.600
HENKEL AG & CO KGAA VORZUG	24,191	73.780	1,784,811.980
MERCEDES-BENZ GROUP AG	109,427	66.680	7,296,592.360
BASF SE	126,695	47.525	6,021,179.870
BEIERSDORF AG	12,940	126.000	1,630,440.000
HEIDELBERGCEMENT AG	17,008	69.920	1,189,199.360
FRESENIUS MEDICAL CARE AG & CO	25,398	42.430	1,077,637.140
ASM INTERNATIONAL NV	6,651	341.050	2,268,323.550
ORANGE	280,606	11.638	3,265,692.620
SAMPO OYJ-A SHS	64,080	45.660	2,925,892.800
RANDSTAD NV	15,584	47.910	746,629.440
ALLIANZ SE	53,972	215.950	11,655,253.400
ENERGIAS DE PORTUGAL SA	377,252	4.866	1,835,708.230
KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE NV	143,719	31.315	4,500,560.480
HERMES INTL	4,325	1,993.800	8,623,185.000
ENDESA S. A.	37,701	20.420	769,854.420
DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	72,342	9.199	665,474.050
ERSTE GROUP BANK AG	45,686	32.410	1,480,683.260
MUENCHENER RUECKVER AG- REG	19,069	338.100	6,447,228.900
ARCELOR MITTAL (NL)	64,774	24.630	1,595,383.620
DASSAULT SYSTEMES SA	92,308	36.515	3,370,626.620
ACS ACTIVIDADES CONS Y SERV	25,380	31.760	806,068.800
RHEINMETALL STAMM	5,596	266.400	1,490,774.400
HEINEKEN NV	34,576	104.400	3,609,734.400
AKZO NOBEL	23,353	75.120	1,754,277.360
ASML HOLDING NV	54,297	585.600	31,796,323.200
AEGON NV	232,433	4.017	933,683.360
VOLKSWAGEN AG	3,315	153.000	507,195.000
VOLKSWAGEN AG PFD	25,053	127.160	3,185,739.480
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	835,535	6.290	5,255,515.150
KERING	10,209	561.400	5,731,332.600

ACCIONA S. A.	2, 642	169. 700	448, 347. 400	
FORTUM OYJ	54, 194	13. 570	735, 412. 580	
AGEAS	24, 086	40. 430	973, 796. 980	
UCB SA	16, 732	82. 580	1, 381, 728. 560	
NEMETSCHEK SE	9, 878	67. 320	664, 986. 960	
CARREFOUR SA	76, 528	17. 815	1, 363, 346. 320	
NATURGY ENERGY GROUP SA	17, 677	28. 520	504, 148. 040	
NOKIA OYJ	745, 504	3. 762	2, 804, 586. 040	
KONINKLIJKE PHILIPS NV	115, 512	19. 190	2, 216, 675. 280	
WOLTERS KLUWER-CVA	35, 602	108. 750	3, 871, 717. 500	
SANOFI	153, 586	101. 560	15, 598, 194. 160	
STMICROELECTRONICS NV	93, 810	38. 570	3, 618, 251. 700	
ELISA OYJ	20, 242	56. 260	1, 138, 814. 920	
BANCO SANTANDER SA	2, 306, 214	3. 149	7, 262, 267. 880	
RED ELECTRICA DE CORPORACION SA	49, 011	16. 610	814, 072. 710	
QIAGEN N. V.	34, 306	41. 670	1, 429, 531. 020	
DEUTSCHE BANK AG-REG	276, 499	9. 665	2, 672, 362. 830	
BMW VORZUG	7, 821	101. 900	796, 959. 900	
ENEL SPA	1, 105, 481	6. 162	6, 811, 973. 920	
DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	436, 835	21. 410	9, 352, 637. 350	
SARTORIUS AG	3, 651	363. 300	1, 326, 408. 300	
INFINEON TECHNOLOGIES AG	178, 950	33. 185	5, 938, 455. 750	
RATIONAL AG	516	704. 000	363, 264. 000	
CARL ZEISS MEDITEC AG	4, 866	120. 700	587, 326. 200	
BECHTLE AG	14, 521	42. 470	616, 706. 870	
KONINKLIJKE KPN NV	504, 342	3. 305	1, 666, 850. 310	
EUROFINS SCIENTIFIC	17, 824	65. 000	1, 158, 560. 000	
TELEPERFORMANCE	7, 845	160. 900	1, 262, 260. 500	
DEUTSCHE BOERSE AG	25, 951	175. 750	4, 560, 888. 250	
EURAZEO	5, 673	65. 600	372, 148. 800	
GROUPE BRUXELLES LAMBERT SA	12, 918	80. 380	1, 038, 348. 840	
HEINEKEN HOLDING NV-A	17, 690	87. 200	1, 542, 568. 000	
INDITEX	150, 465	31. 670	4, 765, 226. 550	
ESSILORLUXOTTICA	39, 632	183. 860	7, 286, 739. 520	
SNAM SPA	256, 415	5. 074	1, 301, 049. 710	
CREDIT AGRICOLE SA	166, 921	11. 062	1, 846, 480. 100	
ENAGAS	38, 270	18. 280	699, 575. 600	
WENDEL	5, 449	101. 400	552, 528. 600	
TENARIS SA	55, 855	12. 420	693, 719. 100	
TELECOM ITALIA SPA	908, 286	0. 268	243, 420. 640	
TERNA SPA	207, 655	7. 972	1, 655, 425. 660	
BIOMERIEUX	4, 870	98. 080	477, 649. 600	
GRIFOLS SA	31, 982	9. 500	303, 829. 000	
FERROVIAL SA	63, 513	29. 040	1, 844, 417. 520	
NESTE OYJ	56, 226	42. 450	2, 386, 793. 700	
RECORDATI SPA	17, 680	42. 480	751, 046. 400	
DAVIDE CAMPARI-MILANO NV	58, 797	12. 290	722, 615. 130	
MTU AERO ENGINES HOLDING	7, 294	227. 900	1, 662, 302. 600	

AG				
KONE OYJ	49,300	52.840	2,605,012.000	
ELIA GROUP	4,078	126.000	513,828.000	
SARTORIUS STEDIM BIOTECH	3,855	255.600	985,338.000	
ENGIE	241,494	14.554	3,514,703.670	
ALSTOM	47,494	23.170	1,100,435.980	
IPSEN SA	3,873	112.200	434,550.600	
ARKEMA SA	10,961	87.540	959,525.940	
LEGRAND SA	34,352	85.180	2,926,103.360	
AMPLIFON SPA	20,249	35.890	726,736.610	
ADP	3,975	142.400	566,040.000	
ORION OYJ	13,559	43.200	585,748.800	
METSO CORPORATION	79,058	10.505	830,504.290	
GALP ENERGIA SGPS SA-B SHRS	59,406	10.570	627,921.420	
SYMRISE AG	17,265	109.900	1,897,423.500	
SMURFIT KAPPA GROUP PLC	32,422	33.610	1,089,703.420	
PRYSMIAN SPA	31,596	37.460	1,183,586.160	
DIASORIN ITALIA SPA	2,429	104.450	253,709.050	
CAIXABANK	565,553	3.212	1,816,556.230	
BUREAU VERITAS SA	39,729	25.690	1,020,638.010	
GETLINK	63,509	16.600	1,054,249.400	
EDP RENOVAVEIS SA	39,688	20.210	802,094.480	
AMADEUS IT GROUP SA	62,816	62.800	3,944,844.800	
BRENTAG SE	21,559	74.700	1,610,457.300	
EVONIK INDUSTRIES AG	24,687	19.755	487,691.680	
EDENRED	31,091	58.460	1,817,579.860	
TELEFONICA DEUTSCHLAND HOLDING AG	137,436	3.124	429,350.060	
LEG IMMOBILIEN SE	8,209	54.900	450,674.100	
VONOVIA SE	92,440	18.670	1,725,854.800	
BANK OF IRELAND GROUP PLC	134,537	8.910	1,198,724.670	
KNORR-BREMSE AG	10,342	64.680	668,920.560	
OCI NV	12,329	23.660	291,704.140	
SIEMENS HEALTHINEERS AG	39,737	57.160	2,271,366.920	
FERRARI NV	16,685	269.500	4,496,607.500	
CNH INDUSTRIAL NV	143,842	12.665	1,821,758.930	
AROUNDTOWN SA	113,225	1.079	122,169.770	
AIB GROUP PLC	147,578	3.832	565,518.890	
LA FRANCAISE DES JEUX SAEM	17,293	37.540	649,179.220	
MONCLER SPA	29,763	67.180	1,999,478.340	
NEXI SPA	83,576	7.390	617,626.640	
PROSUS NV	109,400	67.350	7,368,090.000	
DR ING HC F PORSCHE AG	15,174	115.450	1,751,838.300	
JDE PEET'S BV	14,385	27.840	400,478.400	
EXOR NV	14,142	75.120	1,062,347.040	
SIEMENS ENERGY AG	74,892	22.520	1,686,567.840	
EURONEXT NV	14,089	72.150	1,016,521.350	

	IMCD NV	8,848	137.800	1,219,254.400	
	WORLDLINE SA	29,916	39.470	1,180,784.520	
	NN GROUP NV	36,289	33.310	1,208,786.590	
	FINECOBANK SPA	75,180	13.515	1,016,057.700	
	ARGENX SE	7,482	364.500	2,727,189.000	
	UNIVERSAL MUSIC GROUP BV	92,502	19.200	1,776,038.400	
	DAIMLER TRUCK HOLDING AG	64,874	29.090	1,887,184.660	
	CORP ACCIONA ENERGIAS RENOVABLES SA	9,822	32.720	321,375.840	
	DSM-FIRMENICH AG	22,201	117.580	2,610,393.580	
	ZALANDO SE	31,321	32.650	1,022,630.650	
	STELLANTIS NV	309,373	14.726	4,555,826.790	
	AENA SME SA	9,989	146.100	1,459,392.900	
	CELLNEX TELECOM SAU	76,430	38.250	2,923,447.500	
	JUST EAT TAKEAWAY.COM NV	22,670	16.370	371,107.900	
	ABN AMRO BANK NV	52,835	14.140	747,086.900	
	SCOUT24 SE	10,048	59.500	597,856.000	
	COVESTRO AG	27,558	40.130	1,105,902.540	
	HELLOFRESH SE	17,856	24.690	440,864.640	
	ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	117,633	58.720	6,907,409.760	
	POSTE ITALIANE SPA	58,889	9.476	558,032.160	
	AMUNDI SA	12,553	59.850	751,297.050	
	INFRASTRUTTURE WIRELESS ITALIANE SPA	41,879	12.580	526,837.820	
	ADYEN NV	2,995	1,433.400	4,293,033.000	
	DELIVERY HERO SE	22,564	39.600	893,534.400	
	ユーロ 小計	24,423,502		646,375,766.720 (96,258,279,180)	
香港・ドル	HANG LUNG PROPERTIES LTD	257,000	14.260	3,664,820.000	
	CLP HOLDINGS LTD	241,796	59.350	14,350,592.600	
	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS LTD	93,314	46.750	4,362,429.500	
	HONG KONG EXCHANGES &CLEAR	166,391	319.600	53,178,563.600	
	MTR CORP	192,441	39.900	7,678,395.900	
	HANG SENG BANK LTD	95,096	114.300	10,869,472.800	
	HENDERSON LAND DEVELOPMENT	170,972	28.550	4,881,250.600	
	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	212,820	46.150	9,821,643.000	
	HONG KONG & CHINA GAS	1,536,406	7.150	10,985,302.900	
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP LTD	322,904	53.850	17,388,380.400	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	498,995	24.550	12,250,327.250	
	NEW WORLD DEVELOPMENT	173,066	20.900	3,617,079.400	
	SINO LAND CO	411,200	10.460	4,301,152.000	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	204,565	110.600	22,624,889.000	
	SWIRE PACIFIC LTD A	53,020	61.450	3,258,079.000	

TECHTRONIC INDUSTRIES CO	180,156	85.250	15,358,299.000	
XINYI GLASS HOLDING CO LTD	178,000	13.900	2,474,200.000	
AIA GROUP LTD	1,576,516	81.550	128,564,879.800	
HKT TRUST / HKT LTD	463,136	10.420	4,825,877.120	
SANDS CHINA LTD	335,800	26.900	9,033,020.000	
SITC INTERNATIONAL CO LTD	140,000	13.420	1,878,800.000	
SWIRE PROPERTIES LTD	201,600	20.800	4,193,280.000	
WHARF REAL ESTATE INVESTMENT CO LTD	256,135	42.400	10,860,124.000	
ESR GROUP LTD	216,400	12.400	2,683,360.000	
BUDWEISER BREWING CO APAC LTD	265,000	22.150	5,869,750.000	
WH GROUP LTD	931,500	4.430	4,126,545.000	
CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	369,445	53.700	19,839,196.500	
CK ASSET HOLDINGS LTD	266,195	46.550	12,391,377.250	
香港・ドル 小計	10,009,869		405,331,086.620 (6,979,801,312)	
合計	154,311,634		905,076,481,832 (905,076,481,832)	

(2) 株式以外の有価証券

2023年5月8日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考	
投資信託受益証券	オーストラリア・ドル	DEXUS	163,989.000	1,308,632.220		
		GOODMAN GROUP	221,417.000	4,428,340.000		
		GPT GROUP	219,223.000	971,157.890		
		MIRVAC GROUP	474,881.000	1,120,719.160		
		SCENTRE GROUP	647,197.000	1,876,871.300		
		STOCKLAND	369,843.000	1,671,690.360		
		VICINITY CENTRES	545,645.000	1,129,485.150		
	オーストラリア・ドル 小計			2,642,195.000	12,506,896.080 (1,139,878,508)	
	シンガポール・ドル	CAPITALAND ASCOTT TRUST	24,589.000	26,802.010		
		CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	787,231.000	1,637,440.480		
		CAPLAND ASCENDAS REIT	440,678.000	1,260,339.080		
		MAPLETREE LOGISTICS TRUST	474,100.000	834,416.000		
		MAPLETREE PAN ASIA COMMERCIAL	405,500.000	701,515.000		
	シンガポール・ドル 小計			2,132,098.000	4,460,512.570 (454,615,441)	
投資信託受益証券 合計			4,774,293	1,594,493,949 (1,594,493,949)		
投資証券	アメリカ・ドル	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	20,814.000	2,573,442.960		

	AMERICAN HOMES 4 RENT	42,177.000	1,479,147.390	
	AMERICAN TOWER CORP	62,580.000	12,312,615.000	
	ANNALY CAPITAL MANAGEMENT	58,993.000	1,124,996.510	
	AVALONBAY COMMUNITIES INC	19,496.000	3,504,406.000	
	BOSTON PROPERTIES INC	24,257.000	1,259,666.010	
	CAMDEN PROPERTY TRUST	13,271.000	1,464,454.850	
	CROWN CASTLE INC	58,995.000	6,990,907.500	
	DIGITAL REALTY TRUST INC	39,801.000	3,837,612.420	
	EQUINIX INC	12,548.000	9,285,520.000	
	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	22,301.000	1,542,783.180	
	EQUITY RESIDENTIAL	46,059.000	2,919,219.420	
	ESSEX PROPERTY TRUST INC	8,270.000	1,819,400.000	
	EXTRA SPACE STORAGE INC	18,024.000	2,789,033.760	
	GAMING AND LEISURE PROPERTIES INC	34,797.000	1,776,386.850	
	HEALTHCARE REALTY TRUST INC	64,831.000	1,305,048.030	
	HEALTHPEAK PROPERTIES INC	68,971.000	1,481,497.080	
	HOST HOTELS & RESORTS INC	91,777.000	1,629,959.520	
	INVITATION HOMES INC	86,531.000	2,975,801.090	
	IRON MOUNTAIN INC	39,185.000	2,209,642.150	
	KIMCO REALTY	79,991.000	1,504,630.710	
	MEDICAL PROPERTIES TRUST	72,327.000	622,735.470	
	MID AMERICA	14,440.000	2,200,511.600	
	PROLOGIS INC	124,897.000	15,893,143.250	
	PUBLIC STORAGE	21,100.000	6,243,701.000	
	REALTY INCOME CORP	86,588.000	5,450,714.600	
	REGENCY CENTERS CORP	19,311.000	1,172,950.140	
	SBA COMMUNICATIONS CORP	14,868.000	3,562,224.120	
	SIMON PROPERTY GROUP INC	44,425.000	4,866,758.750	
	SUN COMMUNITIES INC	15,529.000	2,123,435.460	
	UDR INC	41,516.000	1,715,856.280	
	VENTAS INC	53,843.000	2,576,387.550	
	VICI PROPERTIES INC	129,458.000	4,247,516.980	
	WELLTOWER INC	64,928.000	5,113,729.280	
	WEYERHAEUSER CO	102,315.000	3,035,686.050	
	WP CAREY INC	27,925.000	2,045,227.000	
アメリカ・ドル	小計	1,747,139.000	126,656,747.960 (17,116,392,919)	
イギリス・ポンド	BRITISH LAND CO PLC	119,111.000	474,419.110	
	LAND SECURITIES GROUP PLC	127,945.000	851,857.810	
	SEGRO PLC	165,081.000	1,366,540.510	
イギリス・ポンド	小計	412,137.000	2,692,817.430	

				(459,610,079)	
カナダ・ドル	CANADIAN APT PPTYS REIT	8,722.000		431,739.000	
	RIOCAN REAL ESTATE INVEST TRUST	14,424.000		299,009.520	
カナダ・ドル 小計		23,146.000		730,748.520 (73,776,371)	
ユーロ	COVIVIO	5,066.000		256,086.300	
	GECINA SA	9,166.000		912,017.000	
	KLEPIERRE	25,279.000		558,160.320	
	UNIBAIL-RODAMCO- WESTFIELD	13,535.000		615,977.850	
	WAREHOUSES DE PAUW	20,146.000		541,121.560	
ユーロ 小計		73,192.000		2,883,363.030 (429,390,422)	
香港・ドル	LINK REIT	349,516.000		18,017,549.800	
香港・ドル 小計		349,516.000		18,017,549.800 (310,262,208)	
投資証券 合計		2,605,130		18,389,431,999 (18,389,431,999)	
合計				19,983,925,948 (19,983,925,948)	

(注) 投資信託受益証券及び投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

(注)

1. 各種通貨毎の小計の欄における () 内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における () 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率 (%)	組入 投資信託受益証券 時価比率 (%)	組入 投資証券 時価比率 (%)	有価証券の合計金額に 対する比率 (%)
アメリカ・ドル	株式 600銘柄	69.23	—	—	72.22
	投資証券 36銘柄	—	—	1.82	
イギリス・ポンド	株式 76銘柄	4.53	—	—	4.65
	投資証券 3銘柄	—	—	0.05	
イスラエル・シケル	株式 11銘柄	0.14	—	—	0.14
オーストラリア・ドル	株式 52銘柄	2.11	—	—	2.27
	投資信託受益証券 7銘柄	—	0.12	—	
カナダ・ドル	株式 85銘柄	3.55	—	—	3.62
	投資証券 2銘柄	—	—	0.01	
シンガポール・ドル	株式 16銘柄	0.33	—	—	0.39
	投資信託受益証券 5銘柄	—	0.05	—	
スイス・フラン	株式 42銘柄	3.16	—	—	3.21
スウェーデン・クローナ	株式 45銘柄	1.03	—	—	1.05
デンマーク・クローネ	株式 16銘柄	0.92	—	—	0.94
ニュージーランド・ドル	株式 6銘柄	0.07	—	—	0.07
ノルウェー・クローネ	株式 12銘柄	0.20	—	—	0.20
ユーロ	株式 221銘柄	10.24	—	—	10.45
	投資証券 5銘柄	—	—	0.05	

香港・ドル	株式	28銘柄	0.74	—	—	0.79
	投資証券	1銘柄	—	—	0.03	

(注) 「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期中間計算期間(2023年5月9日から2023年11月8日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2024年1月12日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森重 俊寛
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMHAM外国株式インデックスファンドの2023年5月9日から2023年11月8日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、MHAM外国株式インデックスファンドの2023年11月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年5月9日から2023年11月8日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

【中間財務諸表】

【MHAM外国株式インデックスファンド】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第13期 2023年5月8日現在	第14期中間計算期間末 2023年11月8日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	3,514,494	4,090,547
親投資信託受益証券	886,605,979	1,005,154,304
未収入金	31,000	236,000
流動資産合計	890,151,473	1,009,480,851
資産合計	890,151,473	1,009,480,851
負債の部		
流動負債		
未払解約金	—	213,031
未払受託者報酬	231,182	268,479
未払委託者報酬	3,237,162	3,759,327
その他未払費用	14,704	17,095
流動負債合計	3,483,048	4,257,932
負債合計	3,483,048	4,257,932
純資産の部		
元本等		
元本	193,619,190	191,561,512
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金(△)	693,049,235	813,661,407
(分配準備積立金)	436,528,945	429,329,958
元本等合計	886,668,425	1,005,222,919
純資産合計	886,668,425	1,005,222,919
負債純資産合計	890,151,473	1,009,480,851

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第13期中間計算期間 自 2022年5月10日 至 2022年11月9日	第14期中間計算期間 自 2023年5月9日 至 2023年11月8日
営業収益		
受取利息	6	12
有価証券売買等損益	36,071,381	132,818,325
その他収益	261,521	27,420
営業収益合計	36,332,908	132,845,757
営業費用		
支払利息	356	466
受託者報酬	234,564	268,479
委託者報酬	3,284,522	3,759,327
その他費用	14,914	17,095
営業費用合計	3,534,356	4,045,367
営業利益又は営業損失(△)	32,798,552	128,800,390
経常利益又は経常損失(△)	32,798,552	128,800,390
中間純利益又は中間純損失(△)	32,798,552	128,800,390
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額(△)	233,230	1,332,264
期首剰余金又は期首欠損金(△)	647,932,435	693,049,235
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,234,496	4,611,315
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,234,496	4,611,315
剰余金減少額又は欠損金増加額	8,890,974	11,467,269
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	8,890,974	11,467,269
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
分配金	—	—
中間剰余金又は中間欠損金(△)	676,841,279	813,661,407

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第14期中間計算期間	
	自 2023年5月9日	至 2023年11月8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第13期	第14期中間計算期間末
	2023年5月8日現在	2023年11月8日現在
1. 期首元本額	197,238,469円	193,619,190円
期中追加設定元本額	2,961,538円	1,144,923円
期中一部解約元本額	6,580,817円	3,202,601円
2. 受益権の総数	193,619,190口	191,561,512口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第13期	第14期中間計算期間末
	2023年5月8日現在	2023年11月8日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。	同左

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第13期 2023年5月8日現在	第14期中間計算期間末 2023年11月8日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	4,5794円 (45,794円)	5,2475円 (52,475円)

(参考)

当ファンドは、「外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

同親投資信託の状況は以下の通りであります。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド
貸借対照表

(単位：円)

2023年11月8日現在

資産の部	
流動資産	
預金	63,477,477,409
コール・ローン	428,246,757
株式	1,131,554,631,398
投資信託受益証券	1,800,568,286
投資証券	20,695,417,310
派生商品評価勘定	292,662,307
未収入金	467,240
未収配当金	592,102,771
差入委託証拠金	7,688,454,711
流動資産合計	1,226,530,028,189
資産合計	1,226,530,028,189
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	22,276,188
未払金	57,502,595,847
未払解約金	168,872,000
流動負債合計	57,693,744,035
負債合計	57,693,744,035
純資産の部	
元本等	
元本	158,694,499,404
剰余金	
剰余金又は欠損金 (△)	1,010,141,784,750
元本等合計	1,168,836,284,154
純資産合計	1,168,836,284,154
負債純資産合計	1,226,530,028,189

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2023年5月9日 至 2023年11月8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>新株予約権証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>為替予約取引 原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	2023年11月8日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	146,902,072,648円
同期中追加設定元本額	45,122,689,768円
同期中一部解約元本額	33,330,263,012円

元本の内訳	
ファンド名	
D I A M外国株式パッシブ・ファンド	3, 846, 358, 832円
M I T O ラップ型ファンド (安定型)	1, 865, 878円
M I T O ラップ型ファンド (中立型)	7, 563, 940円
M I T O ラップ型ファンド (積極型)	20, 322, 262円
グローバル8資産ラップファンド (安定型)	26, 037, 325円
グローバル8資産ラップファンド (中立型)	23, 163, 510円
グローバル8資産ラップファンド (積極型)	16, 508, 496円
たわらノーロード 先進国株式	53, 831, 831, 458円
たわらノーロード 先進国株式<ラップ向け>	288, 279, 705円
たわらノーロード 先進国株式<為替ヘッジあり>	2, 864, 352, 690円
たわらノーロード バランス (8資産均等型)	909, 648, 205円
たわらノーロード バランス (堅実型)	86, 800, 206円
たわらノーロード バランス (標準型)	784, 374, 458円
たわらノーロード バランス (積極型)	1, 019, 306, 827円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (保守型)	1, 335円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (安定型)	35, 535, 208円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (安定成長型)	234, 015, 682円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (成長型)	243, 755, 808円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (積極型)	413, 435, 431円
たわらノーロード 最適化バランス (保守型)	1, 447円
たわらノーロード 最適化バランス (安定型)	298, 227円
たわらノーロード 最適化バランス (安定成長型)	14, 752, 724円
たわらノーロード 最適化バランス (成長型)	2, 762, 904円
たわらノーロード 最適化バランス (積極型)	11, 936, 092円
たわらノーロード 全世界株式	1, 216, 371, 952円
D I A M外国株式インデックスファンド<DC年金>	56, 436, 480, 077円
O n e DC 先進国株式インデックスファンド	3, 168, 557, 580円
O n e グローバルバランス	19, 753, 242円
D I A Mバランス・ファンド<DC年金> 1 安定型	141, 675, 638円
D I A Mバランス・ファンド<DC年金> 2 安定・成長型	783, 702, 517円
D I A Mバランス・ファンド<DC年金> 3 成長型	1, 030, 919, 793円
D I A M DC バランス30インデックスファンド	85, 303, 134円
D I A M DC バランス50インデックスファンド	238, 474, 053円
D I A M DC バランス70インデックスファンド	243, 718, 407円
マネックス資産設計ファンド<隔月分配型>	17, 709, 590円
マネックス資産設計ファンド<育成型>	665, 830, 785円
マネックス資産設計ファンド エボリューション	120, 769, 833円
D I A M DC 8資産バランスファンド (新興国10)	162, 645, 558円
D I A M DC 8資産バランスファンド (新興国20)	188, 160, 203円
D I A M DC 8資産バランスファンド (新興国30)	314, 965, 580円
投資のソムリエ	10, 034, 767, 621円
クルーズコントロール	80, 010, 803円
投資のソムリエ<DC年金>	912, 156, 533円
D I A M 8資産バランスファンドN<DC年金>	188, 057, 616円
4資産分散投資・ハイクラス<DC年金>	282, 741, 350円
投資のソムリエ<DC年金>リスク抑制型	995, 798, 943円
リスク抑制世界8資産バランスファンド	3, 471, 962, 269円
ワールドアセットバランス (基本コース)	111, 623, 980円
ワールドアセットバランス (リスク抑制コース)	179, 027, 460円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2045)	55, 188, 050円

投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０５５）	27,617,304円
リスク抑制世界８資産バランスファンド（DC）	8,065,663円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０３５）	167,669,251円
４資産分散投資・スタンダード＜DC年金＞	139,485,397円
リスクコントロール世界資産分散ファンド	628,254,473円
９資産分散投資・スタンダード＜DC年金＞	135,846,066円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０４０）	57,228,517円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０５０）	30,143,568円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０６０）	18,279,302円
４資産分散投資・ミドルクラス＜DC年金＞	133,843,713円
投資のソムリエ（ターゲット・イヤー２０６５）	4,397,624円
Oneグローバル最適化バランス（成長型）＜ラップ向け＞	34,969,360円
インカム重視マルチアセット運用ファンド２０１９－１２（適格機関投資家限定）	17,642,664円
インカム重視マルチアセット運用ファンド２０２０－０６（適格機関投資家限定）	18,150,394円
インカム重視マルチアセット運用ファンド２０２０－０９（適格機関投資家限定）	11,063,755円
インカム重視マルチアセット運用ファンド２０２１－０３（適格機関投資家限定）	17,424,966円
インカム重視マルチアセット運用ファンドⅡ ２０２１－０４（適格機関投資家限定）	45,062,762円
インカム重視マルチアセット運用ファンド２０２１－０９（適格機関投資家限定）	15,795,959円
MSCIコクサイ・インデックスファンド＜為替ヘッジあり＞（適格機関投資家限定）	330,455,278円
DIAM外国株式インデックスファンドVA（適格機関投資家専用）	35,397,762円
DIAM外国株式パッシブ私募ファンド（適格機関投資家向け）	1,107,091,880円
DIAM先進国株式パッシブファンド（適格機関投資家限定）	197,708,557円
外国株式パッシブ・ファンド２（適格機関投資家限定）	1,268,187,075円
投資のソムリエ・私募（適格機関投資家限定）	297,796,144円
AMOneマルチアセット・インカム戦略ファンド（シグナルヘッジ付き）（適格機関投資家限定）	363,221円
DIAMワールドバランス２５VA（適格機関投資家限定）	5,884,820円
インカム重視マルチアセット運用ファンド（適格機関投資家限定）	29,608,819円
リスクコントロール世界８資産バランスファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）	4,656,604円
DIAMグローバル・バランスファンド２５VA（適格機関投資家限定）	21,757,872円
DIAMグローバル・バランスファンド５０VA（適格機関投資家限定）	39,215,007円
DIAM国際分散バランスファンド３０VA（適格機関投資家限定）	1,553,378円
DIAM国際分散バランスファンド５０VA（適格機関投資家限定）	10,350,014円
DIAM国内重視バランスファンド３０VA（適格機関投資家限定）	1,022,019円
DIAM国内重視バランスファンド５０VA（適格機関投資家限定）	31,268円
DIAM世界バランスファンド４０VA（適格機関投資家限定）	912,215円
DIAM世界バランスファンド５０VA（適格機関投資家限定）	16,254,337円
DIAMバランスファンド２５VA（適格機関投資家限定）	119,080,553円
DIAMバランスファンド３７．５VA（適格機関投資家限定）	213,734,391円
DIAMバランスファンド５０VA（適格機関投資家限定）	734,940,802円
DIAMグローバル・アセット・バランスVA（適格機関投資家限定）	30,983,929円
DIAMグローバル・アセット・バランスVA２（適格機関投資家限	26,423,563円

定)		
D I A M アクサ グローバル バランスファンド30VA (適格機関投資家限定)		185,550,431円
D I A M世界アセットバランスファンドVA (適格機関投資家向け)		5,893,236円
D I A M世界バランスファンド55VA (適格機関投資家限定)		141,051円
D I A M世界アセットバランスファンド2VA (適格機関投資家限定)		69,862,055円
D I A M世界アセットバランスファンド40VA (適格機関投資家限定)		5,957,128円
D I A M世界アセットバランスファンド25VA (適格機関投資家限定)		23,007,475円
D I A M世界アセットバランスファンド3VA (適格機関投資家限定)		40,468,225円
D I A M世界アセットバランスファンド4VA (適格機関投資家限定)		83,661,055円
動的パッケージファンド<DC年金>		14,184,867円
コア資産形成ファンド		8,328,147円
たわらノーロード 先進国株式 (為替ヘッジなし) <ラップ専用>		2,675,407,212円
MHAM外国株式インデックスファンド		136,471,604円
たわらノーロード 先進国株式 (為替ヘッジあり) <ラップ専用>		11,310,282円
MHAM動的パッケージファンド [適格機関投資家限定]		1,672,117,081円
MHAM外国株式パッシブファンド [適格機関投資家限定]		1,928,508,092円
計		158,694,499,404円
2. 受益権の総数		158,694,499,404口

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	2023年11月8日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(デリバティブ取引等に関する注記)

通貨関連

種類	2023年11月8日現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引 為替予約取引				

売建	1,053,095,027	—	1,053,125,090	△30,063
アメリカ・ドル	810,636,840	—	810,651,371	△14,531
イギリス・ポンド	42,380,343	—	42,381,946	△1,603
オーストラリア・ドル	22,064,472	—	22,062,648	1,824
カナダ・ドル	35,651,360	—	35,650,936	424
ユーロ	142,362,012	—	142,378,189	△16,177
合計	1,053,095,027	—	1,053,125,090	△30,063

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

1. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。

・計算日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

2. 計算日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

3. 換算において円未満の端数は切捨てております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

株式関連

種類	2023年11月8日現在			
	契約額等 (円)	うち		時価 (円)
		1年超		
市場取引 先物取引 買建	13,360,020,532	—	13,630,436,714	270,416,182
合計	13,360,020,532	—	13,630,436,714	270,416,182

(注) 時価の算定方法

株価指数先物取引

1. 原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(1口当たり情報に関する注記)

2023年11月8日現在	
1口当たり純資産額	7.3653円
(1万口当たり純資産額)	(73,653円)

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2023年11月30日現在

I 資産総額	1,025,348,162円
II 負債総額	1,462,115円
III 純資産総額 (I - II)	1,023,886,047円
IV 発行済数量	191,171,746口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	5.3558円

(参考)

外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド

2023年11月30日現在

I 資産総額	1,195,069,303,196円
II 負債総額	719,125,798円
III 純資産総額 (I - II)	1,194,350,177,398円
IV 発行済数量	158,799,662,749口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	7.5211円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等名簿

該当事項はありません。

(3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2023年11月30日現在）

資本金の額	20億円
発行する株式総数※	100,000株 (普通株式 上限100,000株、A種種類株式 上限30,000株)
発行済株式総数	40,000株 (普通株式24,490株、A種種類株式15,510株)

※種類株式の発行が可能

直近5カ年の資本金の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構（2023年11月30日現在）

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

② 投資運用の意思決定機構

1. 投資環境見直しおよび運用方針の策定

経済環境見直し、資産別市場見直し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

2. 運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書

を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

2023年11月30日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除く）

基本的性格	本数	純資産総額（単位：円）
追加型公社債投資信託	26	1,517,087,272,118
追加型株式投資信託	779	15,334,220,929,811
単位型公社債投資信託	21	35,808,950,249
単位型株式投資信託	208	1,075,655,152,816
合計	1,034	17,962,772,304,994

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
また、中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表及び中間財務諸表の金額は、百万円未満の端数を切り捨てて記載しております。
3. 委託会社は、第38期事業年度（自2022年4月1日至2023年3月31日）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受け、第39期中間会計期間（自2023年4月1日至2023年9月30日）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年5月25日

アセットマネジメントOne株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 丘本 正彦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長谷川 敬

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 稲葉 宏和

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) X B R Lデータは監査の対象には含まれておりません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第37期 (2022年3月31日現在)	第38期 (2023年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金	31,421	33,770
金銭の信託	30,332	29,184
未収委託者報酬	17,567	16,279
未収運用受託報酬	4,348	3,307
未収投資助言報酬	309	283
未収収益	5	15
前払費用	1,167	1,129
その他	2,673	2,377
流動資産計	87,826	86,346
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1 1,109	※1 1,001
器具備品	※1 158	※1 118
リース資産	-	※1 7
無形固定資産		
ソフトウェア	3,107	3,367
ソフトウェア仮勘定	1,449	1,651
電話加入権	3	2
投資その他の資産		
投資有価証券	241	182
関係会社株式	5,349	5,810
長期差入保証金	1,102	775
繰延税金資産	3,092	2,895
その他	367	104
固定資産計	15,983	15,918
資産合計	103,810	102,265

(単位：百万円)

	第37期 (2022年3月31日現在)	第38期 (2023年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	1,445	1,481
リース債務	-	1
未払金	7,616	7,246
未払収益分配金	0	0
未払償還金	9	-
未払手数料	7,430	7,005
その他未払金	175	240
未払費用	8,501	7,716
未払法人税等	2,683	1,958
未払消費税等	1,330	277
賞与引当金	1,933	1,730
役員賞与引当金	69	48
流動負債計	23,581	20,460
固定負債		
リース債務	-	6
退職給付引当金	2,507	2,654
時効後支払損引当金	147	108
固定負債計	2,655	2,769
負債合計	26,236	23,230
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000	2,000
資本剰余金	19,552	19,552
資本準備金	2,428	2,428
その他資本剰余金	17,124	17,124
利益剰余金	56,020	57,481
利益準備金	123	123
その他利益剰余金	55,896	57,358
別途積立金	31,680	31,680
繰越利益剰余金	24,216	25,678
株主資本計	77,573	79,034
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△0	△0
評価・換算差額等計	△0	△0
純資産合計	77,573	79,034
負債・純資産合計	103,810	102,265

(2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	第37期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
	営業収益			
委託者報酬	108,563		95,739	
運用受託報酬	16,716		16,150	
投資助言報酬	1,587		2,048	
その他営業収益	12		23	
営業収益計		126,879		113,962
営業費用				
支払手数料	45,172		41,073	
広告宣伝費	391		216	
公告費	0		0	
調査費	36,488		33,177	
調査費	10,963		12,294	
委託調査費	25,525		20,882	
委託計算費	557		548	
営業雑経費	842		733	
通信費	35		36	
印刷費	606		504	
協会費	66		69	
諸会費	26		29	
支払販売手数料	106		92	
営業費用計		83,453		75,749
一般管理費				
給料	10,377		10,484	
役員報酬	168		168	
給料・手当	8,995		9,199	
賞与	1,213		1,115	
交際費	6		17	
寄付金	15		11	
旅費交通費	40		128	
租税公課	367		330	
不動産賃借料	1,674		1,006	
退職給付費用	495		437	
固定資産減価償却費	1,389		1,388	
福利厚生費	42		47	
修繕費	0		1	
賞与引当金繰入額	1,933		1,730	
役員賞与引当金繰入額	69		48	
機器リース料	0		0	
事務委託費	3,901		4,074	
事務用消耗品費	45		37	
器具備品費	0		1	
諸経費	217		334	
一般管理費計		20,578		20,078
営業利益		22,848		18,135

(単位：百万円)

	第37期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
営業外収益				
受取利息		13		10
受取配当金	※1	559	※1	2,400
時効成立分配金・償還金		0		0
為替差益		7		—
雑収入		19		10
時効後支払損引当金戻入額		10		24
営業外収益計		610		2,446
営業外費用				
為替差損		—		3
金銭の信託運用損		743		1,003
早期割増退職金		20		24
雑損失		—		47
営業外費用計		764		1,079
経常利益		22,694		19,502
特別利益				
固定資産売却益		0		—
投資有価証券売却益		—		4
特別利益計		0		4
特別損失				
固定資産除却損		5		12
投資有価証券売却損		6		9
ゴルフ会員権売却損		3		—
オフィス再編費用	※2	509		—
関係会社株式評価損		—		584
特別損失計		525		606
税引前当期純利益		22,169		18,900
法人税、住民税及び事業税		6,085		4,881
法人税等調整額		584		197
法人税等合計		6,669		5,078
当期純利益		15,499		13,821

(3) 【株主資本等変動計算書】

第37期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余 金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	19,996	51,800	73,353
当期変動額									
剰余金の配当							△11,280	△11,280	△11,280
当期純利益							15,499	15,499	15,499
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	4,219	4,219	4,219
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	24,216	56,020	77,573

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△0	△0	73,353
当期変動額			
剰余金の配当			△11,280
当期純利益			15,499
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	△0	△0	△0
当期変動額合計	△0	△0	4,219
当期末残高	△0	△0	77,573

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余 金合計		別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	24,216	56,020	77,573
当期変動額									
剰余金の配当							△12,360	△12,360	△12,360
当期純利益							13,821	13,821	13,821
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）									-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	1,461	1,461	1,461
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	25,678	57,481	79,034

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△0	△0	77,573
当期変動額			
剰余金の配当			△12,360
当期純利益			13,821
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	△0	△0	△0
当期変動額合計	△0	△0	1,461
当期末残高	△0	△0	79,034

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法</p>
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 … 8～18年 器具備品 … 2～20年</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。</p>
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。</p> <p>①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年または10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(4) 時効後支払引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p>
6. 収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬及び投

	<p>資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。</p> <p>(1) 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年1回又は2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>(2) 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年1回又は2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>(3) 投資助言報酬 投資助言報酬は、投資助言契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年2回又は4回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>(4) 成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。</p>
7. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

(会計方針の変更)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過の取り扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、当該適用指針の適用に伴う、当事業年度の財務諸表への影響はありません。

また、(金融商品会計)注記の金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項における投資信託に関する注記事項においては、時価算定会計基準適用指針第27-3項に従って、前事業年度に係るものについては記載していません。

注記事項

(貸借対照表関係)

※1. 有形固定資産の減価償却累計額

(百万円)

	第37期 (2022年3月31日現在)	第38期 (2023年3月31日現在)
建物	415	523
器具備品	966	934
リース資産	—	1

(損益計算書関係)

※1. 各科目に含まれている関係会社に対する営業外収益は、次のとおりであります。

(百万円)

	第37期 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	第38期 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
受取配当金	543	2,393

※2. オフィス再編費用

オフィス再編費用は、主に本社オフィスレイアウトの見直しによるものです。

(株主資本等変動計算書関係)

第37期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	24,490	—	—	24,490
A種種類株式	15,510	—	—	15,510
合計	40,000	—	—	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月16日 定時株主総会	普通株式	11,280	282,000	2021年3月31日	2021年6月17日
	A種種類 株式				

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月16日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	12,360	309,000	2022年3月31日	2022年6月17日
	A種種類株式					

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,490	—	—	24,490
A種種類株式	15,510	—	—	15,510
合計	40,000	—	—	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月16日 定時株主総会	普通株式	12,360	309,000	2022年3月31日	2022年6月17日
	A種種類株式				

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023年6月16日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月16日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	11,040	276,000	2023年3月31日	2023年6月19日
	A種種類株式					

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引）を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主にその他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第37期（2022年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 金銭の信託	30,332	30,332	—
(2) 投資有価証券 其他有価証券	1	1	—
資産計	30,334	30,334	—

第38期（2023年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 金銭の信託	29,184	29,184	—
(2) 投資有価証券 其他有価証券	1	1	—
資産計	29,186	29,186	—

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払手数料は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第37期（2022年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	31,421	—	—	—
(2) 金銭の信託	30,332	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	17,567	—	—	—
(4) 未収運用受託報酬	4,348	—	—	—
(5) 投資有価証券 其他有価証券(投資信託)	—	1	—	—
合計	83,670	1	—	—

第38期（2023年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	33,770	—	—	—
(2) 金銭の信託	29,184	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	16,279	—	—	—
(4) 未収運用受託報酬	3,307	—	—	—
(5) 投資有価証券 其他有価証券(投資信託)	—	1	—	—
合計	82,540	1	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

第37期（2022年3月31日現在）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	—	6,932	—	6,932
(2) 投資有価証券 その他有価証券	—	—	—	—
資産計	—	6,932	—	6,932

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第26項に従い、経過措置を適用した投資信託は上表には含めておりません。貸借対照表における当該投資信託の金額は、金銭の信託23,399百万円、投資有価証券1百万円となります。

第38期（2023年3月31日現在）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	—	29,184	—	29,184
(2) 投資有価証券 その他有価証券	—	—	—	—
資産計	—	29,186	—	29,186

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としておりません。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次の通りであります。

これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に従い、2. 金融商品の時価等に関する事項及び3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

(百万円)

	第37期 (2022年3月31日現在)	第38期 (2023年3月31日現在)
投資有価証券（その他有価証券）		
非上場株式	239	180
関係会社株式		
非上場株式	5,349	5,810

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（第37期の貸借対照表計上額5,349百万円、第38期の貸借対照表計上額5,810百万円）については市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

2. その他有価証券

第37期（2022年3月31日現在）

(百万円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	1	2	△0
小計	1	2	△0
合計	1	2	△0

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額239百万円）については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

第38期（2023年3月31日現在）

(百万円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	1	2	△0
小計	1	2	△0
合計	1	2	△0

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額180百万円）については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

第37期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	13	—	6

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	54	4	9

4. 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、有価証券について584百万円（関係会社株式584百万円）減損処理を行っております。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度であります）を採用しております。確定拠出型の制度としては確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)	
	第37期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,479	2,576
勤務費用	295	279
利息費用	2	2
数理計算上の差異の発生額	△14	31
退職給付の支払額	△185	△191
退職給付債務の期末残高	2,576	2,698

（2）退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(百万円)	
	第37期 (2022年3月31日現在)	第38期 (2023年3月31日現在)
非積立型制度の退職給付債務	2,576	2,698
未積立退職給付債務	2,576	2,698
未認識数理計算上の差異	△35	△44
未認識過去勤務費用	△33	0
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,507	2,654
退職給付引当金	2,507	2,654
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,507	2,654

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(百万円)

	第37期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
勤務費用	295	279
利息費用	2	2
数理計算上の差異の費用処理額	34	22
過去勤務費用の費用処理額	69	34
その他	△3	△4
確定給付制度に係る退職給付費用	398	334

(注) 上記退職給付費用以外に早期割増退職金として、前事業年度において20百万円、当事業年度において24百万円を営業外費用に計上しております。

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第37期 (2022年3月31日現在)	第38期 (2023年3月31日現在)
割引率	0.09%	0.09%
予想昇給率	1.00%～3.76%	1.00%～3.56%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度97百万円、当事業年度103百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	<u>第37期</u>	<u>第38期</u>
	<u>(2022年3月31日現在)</u>	<u>(2023年3月31日現在)</u>
	(百万円)	(百万円)
繰延税金資産		
未払事業税	156	121
未払事業所税	10	9
賞与引当金	592	529
未払法定福利費	92	94
運用受託報酬	845	390
資産除去債務	13	15
減価償却超過額 (一括償却資産)	12	21
減価償却超過額	58	198
繰延資産償却超過額 (税法上)	292	297
退職給付引当金	767	812
時効後支払損引当金	45	33
ゴルフ会員権評価損	7	7
関係会社株式評価損	166	345
投資有価証券評価損	28	4
その他	2	13
その他有価証券評価差額金	0	0
繰延税金資産合計	<u>3,092</u>	<u>2,895</u>
繰延税金負債	<u>—</u>	<u>—</u>
繰延税金負債合計	<u>—</u>	<u>—</u>
繰延税金資産の純額	<u>3,092</u>	<u>2,895</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	<u>第37期</u>	<u>第38期</u>
	<u>(2022年3月31日現在)</u>	<u>(2023年3月31日現在)</u>
法定実効税率	—	30.62 %
(調整)		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	—	△3.69 %
その他	—	△0.06 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>—</u>	<u>26.87 %</u>

(注) 前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(企業結合等関係)

当社（以下「AMOne」という）は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

2. 企業結合日

2016年10月1日

3. 企業結合の方法

①MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、②TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、③DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM (存続会社)	MHAM (消滅会社)
合併比率 (*)	1	0.0154

(*) 普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00%

MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00%

MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」①の吸収合併及び②の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、③の吸収合併については逆取得として処理しております。

11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

(1) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	MHAMの普通株式	144,212百万円
取得原価		144,212百万円

(2) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれん	金額	76,224百万円
b. 発生原因		被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。
c. のれんの償却方法及び償却期間		20年間の均等償却

(3) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額	資産合計	40,451百万円
	うち現金・預金	11,605百万円
	うち金銭の信託	11,792百万円
b. 負債の額	負債合計	9,256百万円
	うち未払手数料及び未払費用	4,539百万円

(注) 顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

(4) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a. 無形固定資産に配分された金額	53,030百万円
b. 主要な種類別の内訳	
顧客関連資産	53,030百万円
c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間	
顧客関連資産	16.9年

12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1) 貸借対照表項目

	第37期 (2022年3月31日現在)	第38期 (2023年3月31日現在)
流動資産	－百万円	－百万円
固定資産	76,763百万円	68,921百万円
資産合計	76,763百万円	68,921百万円
流動負債	－百万円	－百万円
固定負債	4,740百万円	3,643百万円
負債合計	4,740百万円	3,643百万円
純資産	72,022百万円	65,278百万円

(注) 固定資産及び資産合計には、のれん及び顧客関連資産の金額が含まれております。

のれん	55,263百万円	51,451百万円
顧客関連資産	25,175百万円	20,947百万円

(2) 損益計算書項目

	第37期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業収益	－百万円	－百万円
営業利益	△8,429百万円	△8,039百万円
経常利益	△8,429百万円	△8,039百万円
税引前当期純利益	△8,429百万円	△8,039百万円
当期純利益	△7,015百万円	△6,744百万円
1株当たり当期純利益	△175,380円68銭	△168,617円97銭

(注) 営業利益には、のれん及び顧客関連資産の償却額が含まれております。

のれんの償却額	3,811百万円	3,811百万円
顧客関連資産の償却額	4,618百万円	4,228百万円

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金)が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(収益認識関係)

1. 収益の分解情報

収益の構成は次の通りです。

	第37期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
委託者報酬	108,259百万円	95,739百万円
運用受託報酬	14,425百万円	14,651百万円
投資助言報酬	1,587百万円	2,048百万円
成功報酬(注)	2,594百万円	1,499百万円
その他営業収益	12百万円	23百万円
合計	126,879百万円	113,962百万円

(注) 成功報酬は、前事業年度においては損益計算書の委託者報酬及び運用受託報酬、当事業年度においては損益計算書の運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 6. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第37期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) 及び第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(持分法損益等)

当社は2022年8月1日付でPayPayアセットマネジメント株式会社の株式を取得し持分法適用関連会社としておりますが、重要性が乏しいため、関連会社に対する投資の金額等の記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

第37期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当はありません。

第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当はありません。

(2) 子会社及び関連会社等

第37期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当はありません。

第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当はありません。

(3) 兄弟会社等

第37期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権 等の所有(被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の 兼任等	事業上 の 関係				
親 会 社 の 子 会 社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	—	—	当社設定 投資信託 の販売	投資信託 の販売代 行手数料	7,789	未払 手数料	1,592
	みずほ証 券株式会 社	東京都 千代田 区	1,251 億円	証券業	—	—	当社設定 投資信託 の販売	投資信託 の販売代 行手数料	16,373	未払 手数料	2,651

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権 等の所有(被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の 兼任等	事業上 の 関係				
親 会 社 の 子 会 社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	—	—	当社設定 投資信託 の販売	投資信託 の販売代 行手数料	7,474	未払 手数料	1,579
	みずほ証 券株式会 社	東京都 千代田 区	1,251 億円	証券業	—	—	当社設定 投資信託 の販売	投資信託 の販売代 行手数料	13,932	未払 手数料	2,404

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

(東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません

(1株当たり情報)

	第37期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり純資産額	1,939,327円79銭	1,975,862円96銭
1株当たり当期純利益金額	387,499円36銭	345,535円19銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第37期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
当期純利益金額	15,499百万円	13,821百万円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	—	—
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純利益金額	15,499百万円	13,821百万円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数	40,000株	40,000株
(うち普通株式)	(24,490株)	(24,490株)
(うちA種種類株式)	(15,510株)	(15,510株)

(注1) A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

独立監査人の中間監査報告書

2023年11月22日

アセットマネジメントOne株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長谷川 敬

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 稲葉 宏和

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第39期事業年度の中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2023年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

(注2) X B R Lデータは監査の対象には含まれておりません。

(1) 中間貸借対照表

(単位：百万円)

		第39期中間会計期間末 (2023年9月30日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		28,013
金銭の信託		28,384
未収委託者報酬		17,669
未収運用受託報酬		3,747
未収投資助言報酬		305
未収収益		13
前払費用		1,318
その他		2,504
	流動資産計	81,956
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1	947
器具備品	※1	100
リース資産	※1	6
無形固定資産		
ソフトウェア		2,954
ソフトウェア仮勘定		2,002
電話加入権		2
投資その他の資産		
投資有価証券		184
関係会社株式		4,888
長期差入保証金		772
繰延税金資産		2,592
その他		120
	固定資産計	14,572
資産合計		96,529

(単位：百万円)

	第39期中間会計期間末 (2023年9月30日現在)
(負債の部)	
流動負債	
預り金	418
リース債務	1
未払金	7,850
未払収益分配金	1
未払償還金	0
未払手数料	7,654
その他未払金	193
未払費用	7,452
未払法人税等	2,372
未払消費税等	1,076
契約負債	20
賞与引当金	861
役員賞与引当金	26
	流動負債計
	20,081
固定負債	
リース債務	5
退職給付引当金	2,701
時効後支払損引当金	72
	固定負債計
	2,780
負債合計	22,861
(純資産の部)	
株主資本	
資本金	2,000
資本剰余金	19,552
資本準備金	2,428
その他資本剰余金	17,124
利益剰余金	52,115
利益準備金	123
その他利益剰余金	51,991
別途積立金	31,680
繰越利益剰余金	20,311
	株主資本計
	73,668
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△0
	評価・換算差額等計
	△0
純資産合計	73,668
負債・純資産合計	96,529

(2) 中間損益計算書

(単位：百万円)

	第39期中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	
営業収益		
委託者報酬	49,984	
運用受託報酬	8,063	
投資助言報酬	1,082	
その他営業収益	13	
	営業収益計	59,144
営業費用		
支払手数料	21,623	
広告宣伝費	107	
公告費	0	
調査費	17,657	
調査費	6,728	
委託調査費	10,928	
委託計算費	280	
営業雑経費	372	
通信費	17	
印刷費	253	
協会費	33	
諸会費	29	
支払販売手数料	38	
	営業費用計	40,042
一般管理費		
給料	4,831	
役員報酬	77	
給料・手当	4,735	
賞与	19	
交際費	14	
寄付金	3	
旅費交通費	63	
租税公課	175	
不動産賃借料	508	
退職給付費用	206	
固定資産減価償却費	※1 749	
福利厚生費	17	
修繕費	0	
賞与引当金繰入額	861	
役員賞与引当金繰入額	26	
機器リース料	0	
事務委託費	1,714	
事務用消耗品費	24	
器具備品費	0	
諸経費	120	
	一般管理費計	9,319
営業利益		9,782

(単位：百万円)

	第39期中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	
営業外収益		
受取利息	3	
受取配当金	3	
時効成立分配金・償還金	0	
時効後支払損引当金戻入額	35	
雑収入	10	
営業外収益計		53
営業外費用		
為替差損	7	
金銭の信託運用損	785	
早期割増退職金	0	
雑損失	3	
営業外費用計		797
経常利益		9,038
特別損失		
固定資産除却損	2	
関係会社株式評価損	922	
特別損失計		924
税引前中間純利益		8,113
法人税、住民税及び事業税		2,136
法人税等調整額		303
法人税等合計		2,440
中間純利益		5,673

(3) 中間株主資本等変動計算書

第39期中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	25,678
当中間期変動額							
剰余金の配当							△11,040
中間純利益							5,673
株主資本以外 の項目の 当中間期変 動額(純額)							
当中間期変動額 合計	—	—	—	—	—	—	△5,366
当中間期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	20,311

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	57,481	79,034	△0	△0	79,034
当中間期変動額					
剰余金の配当	△11,040	△11,040			△11,040
中間純利益	5,673	5,673			5,673
株主資本以外 の項目の 当中間期変 動額(純額)		—	△0	△0	△0
当中間期変動額 合計	△5,366	△5,366	△0	△0	△5,366
当中間期末残高	52,115	73,668	△0	△0	73,668

重要な会計方針

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>市場価格のない株式等 移動平均法による原価法</p>
<p>2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法</p>	<p>時価法</p>
<p>3. 固定資産の減価償却の方法</p>	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 … 8～18年 器具備品 … 2～20年</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。</p>
<p>4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準</p>	<p>外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>
<p>5. 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年または10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金は、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p>
	<p>当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬及び投</p>

6. 収益及び費用の計上基準

資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年1回又は2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年2回又は4回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(4) 成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

項目	第39期中間会計期間末 (2023年9月30日現在)		
※1. 有形固定資産の減価償却累計額	建物	…	577百万円
	器具備品	…	764百万円
	リース資産	…	2百万円

(中間損益計算書関係)

項目	第39期中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)		
※1. 減価償却実施額	有形固定資産	…	71百万円
	無形固定資産	…	678百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第39期中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
普通株式	24,490	—	—	24,490
A種種類株式	15,510	—	—	15,510
合計	40,000	—	—	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月16日 定時株主総会	普通株式	11,040	276,000	2023年3月31日	2023年6月19日
	A種種類 株式				

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの該当事項はありません。

(金融商品関係)

第39期中間会計期間末 (2023年9月30日現在)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2023年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 金銭の信託	28,384	28,384	—
(2) 投資有価証券 其他有価証券	1	1	—
資産計	28,386	28,386	—

(注) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払手数料は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	—	28,384	—	28,384
投資有価証券	—	—	—	—
其他有価証券	—	1	—	1
資産計	—	28,386	—	28,386

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次の通りであります。
これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日)第5項に従い、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

区分	中間貸借対照表計上額 (百万円)
投資有価証券 (その他有価証券)	
非上場株式	182
関係会社株式	
非上場株式	4,888

(有価証券関係)

第39期中間会計期間末
(2023年9月30日現在)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額4,888百万円)については市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

2. その他有価証券

区 分	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	-	-	-
小計	-	-	-
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	1	2	△0
小計	1	2	△0
合計	1	2	△0

(注) 非上場株式(中間貸借対照表計上額182百万円)については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

(持分法損益等)

当社は2022年8月1日付でPayPayアセットマネジメント株式会社の株式を取得し持分法適用関連会社としておりますが、重要性が乏しいため、関連会社に対する投資の金額等の記載を省略しております。

(企業結合等関係)

当社（以下「AMOne」という）は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

2. 企業結合日

2016年10月1日

3. 企業結合の方法

①MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、②TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、③DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM (存続会社)	MHAM (消滅会社)
合併比率(*)	1	0.0154

(*) 普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00%

MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00%

MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」①の吸収合併及び②の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、③の吸収合併については逆取得として処理しております。

11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

(1) 中間財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

2023年4月1日から2023年9月30日まで

(2) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	MHAMの普通株式	144,212百万円
取得原価		144,212百万円

(3) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれん	金額	76,224百万円
b. 発生原因	被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。	
c. のれんの償却方法及び償却期間	20年間の均等償却	

(4) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額	資産合計	40,451百万円
	うち現金・預金	11,605百万円
	うち金銭の信託	11,792百万円
b. 負債の額	負債合計	9,256百万円
	うち未払手数料及び未払費用	4,539百万円

(注) 顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

(5) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a. 無形固定資産に配分された金額	53,030百万円
b. 主要な種類別の内訳	
顧客関連資産	53,030百万円
c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間	
顧客関連資産	16.9年

12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1) 貸借対照表項目

流動資産	－百万円
固定資産	65,400百万円
資産合計	65,400百万円
流動負債	－百万円
固定負債	3,358百万円
負債合計	3,358百万円
純資産	62,041百万円

(注) 固定資産及び資産合計には、のれんの金額49,546百万円及び顧客関連資産の金額19,028百万円が含まれております。

(2) 損益計算書項目

営業収益	－百万円
営業利益	△3,824百万円
経常利益	△3,824百万円
税引前中間純利益	△3,824百万円
中間純利益	△3,237百万円
1株当たり中間純利益	△80,925円14銭

(注) 営業利益には、のれんの償却額1,905百万円及び顧客関連資産の償却額1,918百万円が含まれております。

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(収益認識関係)

1. 収益の分解情報

当中間会計期間の収益の構成は次の通りです。

第39期中間会計期間
(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

委託者報酬	49,984百万円
運用受託報酬	7,464百万円
投資助言報酬	1,082百万円
成功報酬（注）	599百万円
その他営業収益	13百万円
合計	59,144百万円

(注) 成功報酬は、中間損益計算書において委託者報酬及び運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 6. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(セグメント情報等)

第39期中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

第39期中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	
1株当たり純資産額	1,841,700円33銭
1株当たり中間純利益金額	141,837円37銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第39期中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
中間純利益金額	5,673百万円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	—
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る中間純利益金額	5,673百万円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数	40,000株
(うち普通株式)	(24,490株)
(うちA種種類株式)	(15,510株)

(注) A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって見積りの公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

委託会社の関連会社であるPayPayアセットマネジメント株式会社に対する出資比率が、2023年10月6日付で49.9%から23.4%に引き下がりました。

- (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

約 款

運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の別に定める運用の基本方針は、次のものといたします。

基本方針

この投資信託は、MSCI コクサイ・インデックス（円換算ベース、配当込み）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

運用方法

(1) 投資対象

外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①主として、MSCI コクサイ・インデックスを構成している国（地域を含みます。）の株式を主要投資対象とする外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド受益証券（以下、「マザーファンド受益証券」といいます。）に投資を行い、MSCI コクサイ・インデックス（円換算ベース、配当込み）の動きに連動する投資成果を目指します。
- ②株式の実質組入比率は、高位を維持することを基本とします。
- ③運用の効率化をはかるため、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため、株式の実質組入時価総額と株価指数先物取引等の買建玉の実質時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ④マザーファンド受益証券の組入比率は、高位を維持することを基本とします。
- ⑤実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑥市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。
- ⑦信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑧信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- ⑨信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

(3) 投資制限

- ①株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ②外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ③新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ④同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。（ただし、MSCI コクサイ・インデックスを構成している株式を除きます。）
- ⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥同一銘柄の転換社債、ならびに同一銘柄の新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し

得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

- ⑦投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑧外国為替の売買の予約取引は、約款第29条の範囲で行います。
- ⑨みなし有価証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%未満とします。
- ⑩一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益（繰越分およびマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額）等の全額とします。
- ②分配金額は、委託者が基準価額の水準や市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託 MHAM外国株式インデックスファンド 約款

<信託の種類、委託者および受託者>

第1条 この信託は、証券投資信託であり、アセットマネジメントOne 株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

②この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

<信託事務の委託>

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

<信託の目的および金額>

第3条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

<信託金の限度額>

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

②委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

<信託期間>

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第48条第1項、同条第2項、第49条第1項、第50条第1項および第52条第2項の規定による信託終了の日までとします。

<受益権の取得申込みの勧誘の種類>

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

<当初の受益者>

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

<受益権の分割および再分割>

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権について100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

<追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法>

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国におけ

る計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ③第29条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

<信託日時の異なる受益権の内容>

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

<受益権の帰属と受益証券の不発行>

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けるとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ②委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

<受益権の設定に係る受託者の通知>

第12条 受託者は、第3条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

<受益権の申込単位および価額>

第13条 委託者は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、原則として、委託者が自ら定める申込単位をもって当該取得の申込みに応ずることができるものとします。

- ②委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいい、以下、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関を総称して「指定販売会社」といいます。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、指定販売会社がそれぞれ委託者の承認を得て定める申込単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。

- ③前2項の取得申込者は指定販売会社または委託者に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社または委託者（第46条の委託者の指定する口座管理機関を含みます。）は、当該取得申込の代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

- ④第1項および第2項の規定にかかわらず、取得申込日が別に定める海外市場の休業日または海外主要都市の銀行の休業日のいずれかと同日の場合には、原則として受益権の取得申込みの受付は行いません。

- ⑤第1項および第2項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および

当該手数料に係る消費税ならびに地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1口につき1円とします。

- ⑥前項の手数料の額は、委託者および指定販売会社が、それぞれ別に定めるものとします。
- ⑦前各項の規定にかかわらず、委託者は委託者の自らの募集に応じた受益者が第43条第3項に基づき収益分配金を再投資する場合、ならびに指定販売会社が受益者と結んだ別に定める収益分配金の再投資に関する契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合においては、1口の整数倍をもって当該取得の申込みに応ずることができるものとします。この場合の受益権の価額は、原則として第38条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑧前各項の規定にかかわらず、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託者および指定販売会社は、受益権の取得申込みの受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。

<受益権の譲渡に係る記載または記録>

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ②前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

<受益権の譲渡の対抗要件>

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

<投資の対象とする資産の種類>

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第24条、第25条および第26条に定めるものに限りません。）
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形（イ. に掲げるものに該当するものを除きます。）
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

<運用の指図範囲>

第17条 委託者は、信託金を、主としてアセットマネジメントOne 株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券（以下「マザーファンド受益証券」とい

ます。) および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人が発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの(外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第6号の証券または証書の性質を有するプリファードセキュリティーズ(ハイブリッド型のプリファードセキュリティーズを含みます。))およびこれらに類するものを含みます。)
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、プリファードセキュリティーズ(投資証券および投資法人債券のハイブリッド型のものを含みます。))に該当するものを含みます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。)
17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。)
20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものならびに第14号の証券のうち投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券(投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

②委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

7. 金銭債権（ただし、流動性のあるプリファードセキュリティーズに該当するものに限り、前各号で該当するものならびに前項第12号および同項第14号に定める証券または証書を除きます。）

8. 投資事業有限責任組合契約または有限責任事業組合契約に基づく権利その他の権利（金融商品取引法第2条第2項第5号に定めるものをいいます。）

9. 外国の法律に基づく権利であって前号に掲げる権利に類するもの（リミテッド・パートナーシップ（LP）（マスター・リミテッド・パートナーシップ（MLP）に該当するものを含みます。）を含みます。）

10. 合名会社もしくは合資会社の社員権または合同会社の社員権（金融商品取引法第2条第2項第3号で定めるものをいいます。）

11. 外国法人の社員権で前号に掲げる権利の性質を有するもの（リミテッド・ライアビリティー・カンパニー（LLC）（マスター・リミテッド・パートナーシップ（MLP）に該当するものを含みます。）を含みます。）

なお、第5号、第6号および第8号から第11号までの権利等を以下「みなし有価証券」といいます。

③第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および取引所金融商品市場（金融商品取引法第2条第17項に規定する金融商品市場をいいます。）または外国金融商品市場に上場等（不動産投資信託証券については、予定を含みます。以下同じ。）され、かつこれらの市場において常時売却可能（市場の急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券（以下「上場投資信託証券」といいます。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥委託者は、信託財産に属するみなし有価証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するみなし有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の50以上となる投資の指図をしません。

⑦前3項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券、新株予約権証券、投資信託証券およびみなし有価証券の時価総額の割合をそれぞれ乗じて得た額をいいます。

<利害関係人等との取引等>

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営

等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第30条において同じ。)、第30条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第23条、第24条ないし第27条、第29条および第33条ないし第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ②受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第23条、第24条ないし第27条、第29条および第33条ないし第35条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

<運用の基本方針>

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

<投資する株式等の範囲>

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ②前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

<同一銘柄の株式等への投資制限>

第21条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドに属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。（ただし、MSCIコクサイ・インデックスを構成している株式を除きます。）

- ②委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ③前各項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式、当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額の割合をそれぞれ乗じて得た額をいいます。

<同一銘柄の転換社債等への投資制限>

第22条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに同一銘柄の転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドに属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ②前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

<信用取引の指図>

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ②前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

<信用リスク集中回避のための投資制限>

第23条の1の2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<デリバティブ取引等に係る投資制限>

第23条の2 委託者は、デリバティブ取引等（デリバティブ取引とは、金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引、選択権付債券売買および商品投資等取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第10号に規定するものをいいます。）を含みます。以下「デリバティブ取引等」といいます（ただし、この信託において取引可能なものに限りません。以下同じ。）。）について、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

<先物取引等の運用指図・目的>

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

- ②委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引

所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

<スワップ取引の運用指図・目的>

第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ②スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または担保の受入れの指図を行うものとします。

<金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的>

第26条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ②金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または担保の受入れの指図を行うものとします。

<有価証券の貸付の指図および範囲>

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ②前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

<特別の場合の外貨建有価証券への投資制限>

第28条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

<外国為替予約の指図および範囲>

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ②前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と、売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額

を含みます。)の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

④第2項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は、所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

<信託業務の委託等>

第30条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

<混蔵寄託>

第31条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

<信託財産の登記等および記載等の留保等>

第32条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

<一部解約の請求および有価証券の売却等の指図>

第33条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

<再投資の指図>

第34条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

<資金の借入れ>

第35条 委託者は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金等および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を上回らない範囲内とします。

③収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④借入金の利息は信託財産中より支弁します。

<損益の帰属>

第36条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

<受託者による資金の立替え>

第37条 信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

③前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

<信託の計算期間>

第38条 この信託の計算期間は、毎年5月9日から翌年5月8日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は、平成22年11月19日から平成23年5月8日までとします。

②前項の規定にかかわらず、前項の原則により計算期間終了日に該当する日（以下「当該日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は当該日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

<信託財産に関する報告等>

第39条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ②受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

<信託事務の諸費用および監査費用>

- 第40条 信託財産に関する租税、特定資産の価格等の調査に要する費用および当該費用に係る消費税等相当額、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用に係る消費税等相当額、外国における資産の保管等に要する費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ②前項の信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用に係る消費税等相当額は、第38条に規定する毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。

<信託報酬等の総額>

- 第41条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の75以内の率を乗じて得た額とします。
- ②前項の信託報酬は、第38条に規定する毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③第1項の信託報酬に係る消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

<収益の分配方式>

- 第42条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
1. 信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
- ②前項第1号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ③毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越すものとします。

<収益分配金、償還金および一部解約金の支払い>

- 第43条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社

の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

- ②前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該再投資にかかる売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③委託者は、第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者にかかる受益権に帰属する収益分配金(受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みをしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が、当該申し出を受付けた受益権に帰属する収益分配金を除く。)をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みに応じたものとします。当該再投資にかかる受益権の取得申込みに応じたことにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ④一部解約金は、第47条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ⑥前各項(第2項および第3項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行うものとします。
- ⑦収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑧前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

<収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責>

第44条 受託者は、収益分配金については第43条第1項に規定する支払開始日および第43条第2項に規定する支払開始前までに、償還金については第43条第5項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第43条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ②受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じないものとします。

<収益分配金および償還金の時効>

第45条 受益者が、収益分配金については第43条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第43条第5項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託

者に帰属します。

<委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関>

第46条 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または記録等に関する業務を委任することができます。

<信託契約の一部解約>

第47条 受益者は、自己に帰属する受益権について、委託者に対し、委託者が自ら定める単位または指定販売会社が委託者の承認を得て定める解約単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

②受益者が前項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者（委託者の自らの募集にかかる受益権についての場合に限ります。）または指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

③委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合は、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

⑤委託者は、一部解約の実行の請求日が別に定める海外市場の休業日または海外主要都市の銀行の休業日のいずれかと同日の場合には、原則として第1項の一部解約の実行の請求の受け付けは行いません。

⑥委託者は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑦前項により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付けの中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付けを解除した後の最初の基準価額の計算日（この日が第5項に規定する一部解約の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることが出来る日とします。）に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第4項の規定に準じて算出した価額とします。

<信託契約の解約>

第48条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②委託者は、信託契約の一部解約により、受益権の口数が10億口を下回ることとなる場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③委託者は、前各項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤第3項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑥第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提

案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

<信託契約に関する監督官庁の命令>

第49条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約し信託を終了させます。

②委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第53条の規定にしたがいます。

<委託者の登録取消等に伴う取扱い>

第50条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

②前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第53条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

<委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い>

第51条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

<受託者の辞任および解任に伴う取扱い>

第52条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第53条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

<信託約款の変更等>

第53条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数

をもって行います。

⑤書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

<反対受益者の受益権買取請求の不適用>

第54条 この信託は、受益者が第47条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

<他の受益者の氏名等の開示の請求の制限>

第55条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

<運用報告書に記載すべき事項の提供>

第55条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供します。

②前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

<公告>

第56条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<https://www.am-one.co.jp/>

②前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

<質権口記載または記録の受益権の取り扱い>

第57条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

<信託約款に関する疑義の取扱い>

第58条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 第26条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および

当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

②第26条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成22年11月19日

委託者 東京都港区三田三丁目5番27号
みずほ投信投資顧問株式会社

受託者 東京都中央区八重洲一丁目2番1号
みずほ信託銀行株式会社

約 款 付 表

1. 別に定める海外市場の休業日および海外主要都市の銀行の休業日

約款第13条第4項および第47条第5項の「別に定める海外市場の休業日または海外主要都市の銀行の休業日」とは、次に定めるものをいいます。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

親投資信託
外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド

約款

運用の基本方針

約款第16条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

海外の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- 1) 主に海外の株式に投資を行い、MSCIコクサイ・インデックス（円換算ベース、配当込み）に連動する投資成果を目指して運用を行います。
- 2) 株式への投資は原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
- 3) 組入外貨建資産については原則為替ヘッジは行いませんが、金利・為替状況によってはヘッジを実施する可能性があります。
- 4) 有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る先物オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- 5) 信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- 6) 信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

(3) 投資制限

- 1) 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 2) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において、原則として信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- 3) 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、原則として信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 4) 外貨建資産への投資には、制限を設けません。
- 5) 有価証券先物取引等は約款第20条の範囲で行います。
- 6) スワップ取引は約款第21条の範囲で行います。
- 7) 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第22条の範囲で行います。
- 8) デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為

替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

9) 外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。

10) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。